

平成25年7月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 水越公一

平成21年(仮)第19号 不当利得返還請求権行使請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月22日

判 決

静岡県掛川市

原 告

静岡県掛川市

原 告

上記両名訴訟代理人弁護士 藤 森 克 美

静岡県掛川市長谷1丁目1-1

被 告 掛 川 市 長  
松 井 三 郎

訴訟代理人弁護士 渡 邊 高 秀

指定代理人 鈴 木 直

同 石 山 雅 久

同 高 鳥 康 文

主 文

- 1 被告は、親和会に対し、135万3408円及びこれに対する平成21年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告は、日本共産党掛川市議員団に対し、45万7725円及びこれに対する平成21年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その3を被告の、その余を原告らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁判

#### 1 請求の趣旨

- (1) 被告は、親和会に対し、813万6079円及びこれに対する平成21年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (2) 被告は、みどりの会に対し、395万8904円及びこれに対する平成21年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (3) 被告は、日本共産党掛川市議員団（以下「共産党掛川」という。）に対し、87万8998円及びこれに対する平成21年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

#### 2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告らの負担とする。

### 第2 事案の概要

本件は、静岡県掛川市の住民である原告らが、市議会の会派である親和会、みどりの会、共産党掛川（以下、併せて「本件各会派」ということがある。）は掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（甲1。平成20年10月1日掛川市条例第28号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づき平成17年度から平成19年度までの間に交付された政務調査費の一部について使途基準に違反する違法な支出を行っており、掛川市に対して上記違法支出額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っていると主張して、地方自治法（平成20年法律第69号による改正前のもの。以下「自治法」という。）242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、①親和会について813万6079円、②みどりの会について3

95万8904円、③共産党掛川について87万8998円の返還とこれらに対する訴状送達の日の翌日である平成21年8月13日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を本件各会派に請求するよう求める住民訴訟の事案である。

## 1 関係法令等の定め

### (1) 自治法

#### ア 100条13項

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

#### イ 100条14項

「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」

### (2) 本件条例

#### ア 1条

「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、掛川市議会（以下「市議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」

#### イ 2条

「政務調査費は、会派に対して交付する。」

ウ 3条

「1 政務調査費は、議員1人当たり月額3万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2, 3 略

4 政務調査費は、毎月交付する。ただし、会派からの請求に基づき、当該年度に属する月分の政務調査費をあらかじめ一括交付することができる。」

エ 5条

「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」

オ 6条

「会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならぬ。」

カ 7条

「1 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 略」

キ 8条

「政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。」

(3) 掛川市議会政務調査費の交付に関する規程（甲2。平成17年掛川市議会

告示第1号。平成18年12月1日掛川市議会告示第3号による改正前のもの。なお、同改正により以下の規定に変更はない。以下「本件規程」という。)

#### ア 5条

「条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。」

(以下、別表により定められている使途基準を「本件使途基準」という。)

#### イ 8条

「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る收支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。」

#### ウ 別表

##### ① 研究研修費

(内容)

「会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費」

(例示)

「会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等」

##### ② 調査旅費

(内容)

「会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」

(例示)

「交通費、旅費、宿泊費等」

##### ③ 資料作成費

(内容)

「会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費」

(例示)

「印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等」

④ 資料購入費

(内容)

「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」

⑤ 広報費

(内容)

「会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」

(例示)

「広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等」

⑥ 広聴費

(内容)

「会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費」

(例示)

「会場費、印刷費、茶菓子代等」

⑦ 人件費

(内容)

「会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」

⑧ 事務所費

(内容)

「会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」

(例示)

「事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等」

⑨ その他の経費

(内容)

「上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費」

(4) 掛川市政務調査費の会派取扱指針（乙19。以下「本件指針」という。）

ア 1項

「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書（別紙1）を提出し、その結果を報告書（別紙2）により会派代表者へ提出するものとする。」

イ 4項

「支出できない経費参考事例としては以下に記載するものとする。」

① 政党活動に属する経費

「党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費、党及びその他政治団体の機関誌（紙）の発行に要する経費など」

② 交際費的な経費

「餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、広告料、名刺印刷代金（会派役職名刺は除く。）、パーティー券購入費、年賀状など

③ 選挙活動に伴う経費

④ 会議に伴う食事以外の飲食費

「宴会費、懇親会費など」

⑤ 名目のいかんにかかわらず、議員個人の利益のために支出する経費

「新幹線回数券、商品券、図書券、携帯電話、プリペイドカードなど」

⑥ その他調査研究の目的に合致しない経費

「会派代表者や經理責任者への手当など」

ウ 5項

「支出できる経費参考事例としては以下に記載するものとする。」

① 食事代

「会派の研究会、研修会で午前から午後にかかる時及び日帰りの研修視察の時に賄うことができる」

② 添乗員諸費用

「調査旅費により支出することができる」

③ 出席者負担金・会費

「掛川市関係のサミット等の負担金及び会費など」

④ 交通費

「車賃等は実費（車賃はタクシーレートが含まれる）、通行料、燃料代、駐車料など」

⑤ 旅費

「鉄道賃、船賃、航空賃など」

⑥ 宿泊費

「宿泊と食事を含めた実費（飲食費は除く）」

⑦ 図書、資料等

「書籍・雑誌・地図購入費、法規類の追録代など」

⑧ 事務機器購入備品

「調査研究のため必要とする物で会派事務所や議員控室等で保管できる物（個人所有では、電子手帳や電子辞書）」

⑨ リース代

「調査研究のため必要とする物で会派事務所や議員控室等で保管できる物

(調査研究のために借り上げる車両など)」

⑩ 広報誌

「議会活動報告紙など」

⑪ 維持管理費

「備品の修理など」

エ 7項

「収支報告時には、会計帳簿・領収書・支払証明書、研修・研究・視察調査などの概要、広報誌綴りを持参するものとする。」

2 爭いのない事実

(1) 当事者等

ア 原告らは、掛川市の住民である。

イ 被告は、地方自治法242条の2第1項4号所定の掛川市の執行機関である。

ウ 親和会、みどりの会及び共産党掛川は、いずれも平成17年度から平成19年度まで、掛川市議会内において同一の行動をとるために市議会議員によって組織された会派であり、いわゆる権利能力のない社団である。

(2) 政務調査費の支出

平成17年度から平成19年度までに本件各会派に交付された政務調査費の金額等は以下のとおりである。ただし、一部は後に返還されている(以下、本件訴訟において原告らが違法と主張する支出を「本件各支出」という。)。

	親和会	みどりの会	共産党掛川
人数	23人	4人	2人
(平成17年度)			
交付額	759万円	132万円	66万円
期末残高返還	104万6260円	0円	0円

実費消額 654万3740円 132万円 66万円

(平成18年度)

交付額 828万円 144万円 72万円

期末残高返還 79万4819円 0円 0円

実費消額 748万5181円 144万円 72万円

(平成19年度)

交付額 828万円 144万円 72万円

期末残高返還 129万2569円 0円 4万5391円

実費消額 698万7431円 144万円 67万4609円

### (3) 住民監査請求の経緯

原告らは、平成21年4月24日、掛川市監査委員に対し、本件各会派が、平成17年度から平成19年度までの3年度にわたって交付された政務調査費のうち、本件使途基準に反して支出した分を返納させるよう被告に勧告することを求めて、地方自治法242条1項に基づき監査請求を行った。

掛川市監査委員は、同年6月23日付けで、親和会に対し二重支払等合計4万9124円を返還させるよう被告に勧告する旨の監査結果を出した。なお、同勧告に係る金員はその後親和会から被告に対して返還されており、本件各支出には含まれていない。

### 3 争点及び争点に対する当事者の主張

#### (1) 争点

本件各支出は、本件使途基準に違反するか。

#### (2) 争点に対する当事者の主張

(原告らの主張)

原告らが本件使途基準に反し、違法であると主張する本件各支出は、別表1ないし9の「使途項目」、「摘要」、「返還請求額」欄記載の各支出であ

り、それに係る原告らの主張は、同「原告らの主張」欄に記載のとおりである。

(被告の主張)

本件各支出についての被告の主張は、別表1ないし9の「被告の主張」欄に記載のとおりである。

### 第3 争点に対する判断

1(1) 本件各会派における政務調査費の支出の手続について、証拠（乙19, 20, 29, 50ないし52, 証人鈴木正治（以下「鈴木」という。）、証人堀内武治（以下「堀内」という。）、証人水谷陽一（以下「水谷」という。）。ただし、枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

ア 本件指針は、平成13年ころ、掛川市議会議員の各会派間の申合せとして作成された。

イ 親和会の平成17年度から平成19年度までの所属議員は23名であった。

親和会においては、掛川市から支給された政務調査費は一度親和会の銀行預金口座に入金された。そして、親和会所属議員が政務調査費を使用したい場合には、経費の使途を記載した支払調書と領収書を経理責任者に提出し、支払調書が、経理責任者による確認を経て、親和会代表者によって承認されると、所属議員に対して政務調査費が交付された。ただし、研究調査費と調査旅費については、多額に上ることがあるため、所属議員が支出する前に、親和会代表者に事前連絡することになっていた。

親和会所属議員の政務調査費の使用状況については、一覧表が作成され、年4回程度所属議員の回覧に付されていた。

ウ みどりの会の平成17年度から平成19年度までの所属議員は4名で

あつた。

みどりの会においては、掛川市から支給された政務調査費は、各所属議員に配分され、支出及び会計事務は各所属議員に委託されていた。各所属議員は、使途を記載した書類に領収書を添付して経理責任者に提出し、経理責任者が所属議員の提出書類を確認整理し、みどりの会の代表者が承認した。ただし、宿泊を伴う調査活動を行う場合のみ、申請書、報告書を提出することとしていた。

みどりの会は4人の小会派であるため、会派事務室内で頻繁にそれぞれの政治活動、調査活動についての情報を交換しており、少なくとも1か月に1回は会派の会議を開いてそれぞれの政治活動、調査活動についてお互いに報告をしていた。

エ 共産党掛川の平成17年度から平成19年度までの所属議員は2名であり、一人が代表者、もう一人が経理責任者を務めていた。

共産党掛川においては、掛川市から支給された政務調査費は、経理担当者が共産党掛川の銀行口座へ入金して保管していた。所属議員2名は、最低1週間に1回以上相談等をしていたため、政務調査費についても隨時話し合って双方の了解の下に支出させていた。なお、各支出については領収書を保管していた。

(2) ところで、本件条例2条は、政務調査費は会派に対して交付することとし、同5条は、会派は、政務調査費を使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないと定めている。これを受けた本件規程は、その5条及び別表により、本件条例5条にいう使途基準として、政務調査費の使途を9項目に区分してその内容を定めているところ、その具体的な定めによると、いずれの使途区分においても「会派が行う」等の表現が用いられており、本件各支出についてまず「会

派が行う」との要件（会派性の要件）該当性が検討されなければならない。

ところで、本件使途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の名において議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね又は会派のための活動として承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである（最高裁平成21年7月7日第三小法廷判決・裁判集民事231号183頁参照）。

(3) 本件についてこれをみると、新和会及びみどりの会においては、内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされている形跡は認められないところ、いずれの会派においても代表者が支出の使途を認識した上で政務調査費の支出を承認しているのであり、その承認は、会派の名において所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認めることができる。また、共産党掛川においては所属議員全員の了解のもとに政務調査費が支出されているのであるから、会派において、所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね又は会派のための活動として承認したものと認められる。

そうすると、本件各支出は、「会派が行う」調査研究活動の経費として支出されたものであると認められる。

なお、原告らは、本件各会派及びその所属議員においては、本件指針が拘束力を持っており、本件指針1項の定める申請書及び報告書がなければ、本件各会派が行う調査研究活動の経費とは認められないと主張する。

しかし、本件指針は、政務調査費を受けようとするときは、会派代表者に申請書を提出し、その結果を報告書により会派代表者に提出すると規定するだけで、政務調査費の支出について各会派の内部的な意思決定手続を定めたものとは認められない。また、上記認定の本件各会派における政務調査費の支出の手続によれば、本件各会派においてはいずれも本件指針が拘束力を持っていることを前提とした運用を行っておらず、各会派の規模及び支出の類型等により柔軟な支出手続をとっていると認められるところ、かかる運用にも一定の合理性があると認められるから、本件指針 1 項の定める申請書及び報告書がなくても、それにより直ちに会派が行う調査研究活動の経費ではないとは認められない。

2(1) 自治法 100 条 13 項は、普通地方公共団体は、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができると定めている。これを受け本件条例 1 条も、掛川市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し、政務調査費を交付するとし、同 5 条は、会派は、政務調査費を本件使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないと定めている。そして、本件使途基準は、調査旅費につき「会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」、資料購入費につき「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」、事務所費につき「会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」と定めるなど、調査研究のための必要性をその要件（必要性の要件）としている。

ところで、会派ないし議員の政務調査活動は多岐にわたり、市政との関連性は様々であるから、結局、政務調査費の支出が使途基準に適合しているか否かについては、条例等の使途基準に係る規定の合理的解釈によるほかない

ところである。また、本件は、原告らが、自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、不当利得返還請求権の行使を求めるものであるから、原告らにおいて、政務調査費の使途について特定した上で、当該使途が「調査研究のために必要な経費」ととはいえないことを主張立証すべきである。もつとも、原告らにおいて収支報告書等によって把握できる事実等を超えて議員の内部事情について情報を有していないことを考慮すると、原告らにおいて使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証した場合には、被告がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると認められるべきである。

(2) そこで、以下、本件各支出について本件使途基準に合致するか否かを検討する（以下において、「番号」という記載は、別表1ないし9の「通し番号」欄記載の番号と同一である。なお、原告らが本件訴訟の審理途中で本件各会派の支出の一部を違法と主張する対象から除外したため、番号は連続していない。）。

ア 親和会の支出について

① 番号17-1, 2（六ヶ所村視察、プルサーマル研修）の支出について

証拠（乙10の1、証人鈴木）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員8名を含む掛川市議会議員10名が平成17年11月3日午前6時40分に掛川駅に集合し、羽田空港経由で青森空港に行き、貸切バスでねぶたの里、三内丸山遺跡に立ち寄ったこと、ねぶたの里及び三内丸山遺跡の施設入場料は各議員の個人負担であったこと、同月4日は午前8時に宿を出発し午前9時から午後1時まで六ヶ所村再処理施設を見学して、食事をし、午後2時から午後3時20分まで東通原子力発電

所を視察したこと、東通原子力発電所を視察する際には中部電力の社員が2名同行したこと、同月5日は午前8時に宿を出発し、一日移動に費やして午後4時23分に掛川駅に到着したこと、六ヶ所村視察の主たる目的は掛川市の近隣の御前崎市に中部電力の浜岡原子力発電所があり、同発電所がプルサーマル計画（原子炉で使用した後の使用済み燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた燃料（MOX燃料）を現在の原子力発電所（軽水炉）で使う計画である。）を有しているため、六ヶ所村においてプルサーマルに関する調査を行うことにあつたことが認められる。

ところで、研究研修費は、本件使途基準において「会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費」とされているところ、研究研修費としての支出は、研究会、研修会の開催及び参加の目的と市政との関連性、その研究研修内容と上記目的との関連性、支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

掛川市の近隣の御前崎市にある原子力発電所がプルサーマル計画を有していたことから、プルサーマルは、掛川市の市政にとっても検討すべき問題であったといえ、六ヶ所村においてプルサーマルに関する調査を行うことは掛川市の市政と関連性がある。そして、原子力発電所関連施設を視察すること、その際電力会社の社員を同行して説明を受けることは上記目的と関連性がある。また、掛川市から遠方にある六ヶ所村に行きプルサーマルに関する充実した調査を行うために2泊したことは相当なものであり、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることを

うかがわせる事情は認められない。また、ねぶたの里、三内丸山遺跡といった観光名所に立ち寄ったことは、青森県の観光産業の調査と見ることもでき、これらの施設での観光の費用が議員の個人負担であったことも考慮すれば、これらの施設に立ち寄ったことによりブルサーマルに関する視察調査が政務調査活動と認められなくなるものではない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

② 番号17-3（報徳サミット）、18-22ないし27（報徳サミット小田原市大会）、18-114（報徳基礎講座）、19-7ないし14（第13回全国報徳サミット大会）の支出について

証拠（乙10の2、11の22、11の47、12の7、証人鈴木）及び弁論の全趣旨によれば、報徳思想とは、二宮尊徳が説き広めた道徳思想であり、経済思想、経済学説の一つであること、掛川市には、報徳思想の普及活動を行っている公益社団法人大日本報徳社の本社があること、掛川市は、全国報徳研究市町村協議会18市町村の構成市であること、報徳サミットは二宮尊徳ゆかりの市町村が集まるイベントであること、親和会の所属議員7名は、真岡市が主催する第11回全国報徳サミット真岡市大会に参加するため、平成17年11月25日午前9時5分に掛川駅を出発し、宇都宮駅に同日午後0時26分に到着したこと、イベント自体は同日午後5時30分ころ終了したが、同日午後6時から交歓会が開催され、親和会所属の佐藤博俊議員（以下「佐藤議員」という。）は交歓会に参加し、宿泊したこと、親和会所属議員は、平成18年10月20日から同月21日にかけて小田原市で開催された第12回全国報徳サミット小田原市大会に出席し1泊したこと、親和会所属議員は、平成19年10月19日から同月20日にかけて茨城県筑西市で開催された第13回全国報徳サミット筑西市大会に出席し1泊したこと

と、親和会所属の佐藤議員は、平成19年3月10日ころ大日本報徳社が主催する報徳基礎講座を受講したことが認められる。

ところで、調査旅費は、本件使途基準において「会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する費用」とされているところ、調査旅費としての支出も、上記研究研修費と同様に、調査の目的と市政との関連性、その調査内容と上記目的との関連性、支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

掛川市は、全国報徳研究市町村協議会18市町村の構成市であり、二宮尊徳の報徳思想研究を政策の一つとしているといえるから、報徳についての調査することや報徳に関する会合等に出席することは掛川市の市政と関連性を有する。また、他の市町村が開催する全国報徳サミット大会に参加すること、その際交歓会に参加すること、大日本報徳社が主催する報徳基礎講座を受講することは、いずれも上記目的と関連性を有するものである。また、支出額が目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、ガソリン代、交歓会への参加及び宿泊も含め、上記各支出は研究研修費及び調査旅費として必要性が認められる。

③ 番号17-4（森林セミナー参加）、18-6（森林セラピー参加）、  
18-34（「第6回森林セラピー研究会」研修会）の支出について  
証拠（乙10の3、11の6、11の30）及び弁論の全趣旨によれば、森林セラピー研究会は、森林浴の効果を科学的に解明し、心と身体の健康に活かす研究のため産官学が連携して発足した団体である（なお、同研究会は平成20年7月に解散した。）こと、親和会所属の高木

敏男議員は、平成17年及び平成18年森林セラピー研究会の講習に参加したこと、同議員は、平成18年森林セラピー研究会の講習に参加するにあたって森林浴に関連する書籍である「森林医学」を購入したことが認められる。

森林浴の研究という目的は森林を有する掛川市の市政と関連性を有する。そして、森林セラピー研究会は森林浴について科学的に研究する団体であり、その講習に参加すること、参加にあたって森林浴に関連する書籍である「森林医学」を購入することは、上記目的と関連性を有するものである。また、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

④ 番号17-5ないし7（病院セミナー代他）、18-1、3、7ないし13（日本をリードする議員の政策塾、報徳社議員研修・見学・講演）、18-76ないし81（ポーラ美術館）、19-5、6（報徳）の支出について

原告らは、上記の各支出について「会派が行う」調査研究活動に当たらないと主張するが、上記1のとおり、申請書及び報告書がなくとも、本件各支出についてはいずれも本件各会派の調査研究活動の経費と認められるから、原告らの上記主張は失当である。

また、生涯学習の研究は、教育政策の検討に必要であり、かかる目的は市政との関連性を有する。証拠（乙38）によれば、平成19年8月8日に行われた「生涯学習とは」と題する講演会は、生涯学習についての親和会の研修会として行われたものと認められ、同研修会の開催、出席は、上記目的と関連性を有し、また、支出額が上記目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑤ 番号 17-8 (空港研修費用) の支出について

証拠（乙10の7）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の菅沼茂雄議員（以下「菅沼議員」という。）は、静岡県産業経済交流団からの要請を受け、平成18年2月7日から同月9日にかけて静岡県内の首長、経済団体代表者などとともに鹿児島を訪れ、産業経済説明会、産業経済交流会に出席するとともに、鹿児島県内及び鹿児島近郊を視察、見学したこと、上記視察等の目的は、静岡空港開設に向けて誘客のPRを行うとともに、茶業が盛んで空港を有している鹿児島県における経済振興策の調査研究を行うことであったことが認められる。

静岡空港開設に向けての誘客のPR、空港を有する地方都市がどのような観光産業等に力を入れているのか研究するという目的は、静岡県全体の課題であって掛川市の市政とも関連性を有する。また、産業経済説明会や産業経済交流会に出席し、鹿児島県内及び鹿児島近郊を視察等することは上記目的と関連性がある。また、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑥ 番号 17-11ないし13 (東京女子大関連), 18-5 (講演会賛同費) の支出について

原告らは、申請書が存在せず、被告が本件訴訟において提出した報告書は原告らの公文書開示請求の際には開示されなかつたもので正規の報告書と認めることができないから、「会派が行う」調査研究活動に当たらないと主張するが、上記1のとおり、仮に申請書及び報告書がなくとも、本件各支出についてはいずれも本件各会派の調査研究活動の経費と認められるから、原告らの上記主張は失当である。

⑦ 番号 17-15ないし21, 18-122, 128, 132, 133,  
135ないし149, 157, 161, 162, 19-106ないし1  
08, 112ないし115, 117, 118, 122, 127ないし1  
29, 131 (書籍代) の支出について

資料購入費は、本件使途基準において「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」とされているところ、資料購入費としての支出は、その資料の内容が市政と関連するものか否か等の見地から、当該資料の購入に係る支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきである。

番号 18-132のポケットガイド京都の購入については、その内容は京都の観光ガイドであるところ、同時期に観光政策の調査のために京都を訪問したなど京都の観光ガイドを必要とする事情はうかがわれないから、直ちに掛川市の市政との関連性があるとは認められない。そうすると、同書籍の購入は政務調査活動とは認められず、代金 800 円の支出は本件使途基準に合致しないものである。

その他の親和会が購入した書籍は、社会、国家についての理解を深め、グローバルな視点を持ち、議員としてのマナーを知る、効果的なコミュニケーションを図る、パソコンの使用方法を学ぶなど広い意味で市政との関連性を有するものであるから、資料購入費として必要性が認められる。よって、上記各書籍についての支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑧ 番号 17-43 (書籍代・カードリッジ代) の支出について

書籍「功名が辻」は、掛川城主であった山内一豊を主人公とした NHK 大河ドラマの原作であり、掛川市の観光政策と関連性を有するから、その購入のための支出は資料購入費として必要性が認められる。

その他の経費は、本件使途基準における「上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費」に当たるか否かが検討されなければならないところ、その他の経費としての支出は、当該支出が政務調査のために通常必要とされるものか否か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきである。もっとも、当該支出が、政務調査活動の他にも利用され得る物品の購入等に係る費用の場合には、政務調査のために通常必要とされると認められたとしても、各議員は会派の政務調査活動の他に政務調査以外の政治活動等も行っているから、政務調査以外の政治活動等のために当該支出がされた部分もあると推認され、かかる部分については会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くことを疑うに足りる客観的事情があると認められる。そうすると、反証のない限り、当該支出のうち、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分は本件使途基準に合致しないものと認められる。しかし、実際上、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分と会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とを明確に区別することは困難であるから、反証がされない場合には、条理上、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法な支出であると認めるのが相当である。

インクカードリッジの購入は政務調査のために通常必要とされるものと認められる。しかしながら、証拠（甲11の2）及び弁論の全趣旨によれば、インクカードリッジは親和会所属議員の自宅で使用されたことが認められ、インクカードリッジが政務調査以外の政治活動等のために使用されていないとの反証がされているとはいえない。

よって、50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められる。

⑨ 番号 17-47, 49, 18-197, 19-100 (新聞購読料)

の支出について

証拠 (乙10の46, 48, 11の128, 12の59, 証人鈴木)

及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の鳥井昌彦議員、河住光重議員、佐藤議員及び八木宏之議員（以下「八木議員」という。）は、掛川市農業委員であり、農業委員会から全国農業新聞、日本農業新聞の購読を斡旋され、月額3万円の農業委員の報酬からの天引により購読料を支払っていることが認められる。

農業新聞を購読することは掛川市の農業政策と関連性を有するものであるから、資料購入費として必要性が認められる。

⑩ 番号 17-58 (広報紙代) の支出について

証拠 (甲28, 乙10の58) 及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の菅沼議員が「議会だより」を発行していること、同紙には菅沼議員の掛川市議会議長就任の記事が掲載されているほか、市議会の議事内容、戸塚市長の施政方針演説、榛村純一元市長が名誉市民とされた記事など掲載されており、分量からみて菅沼議員個人の宣伝部分は多くないこと、同紙の郵便局への持込みは同議員の後援会が補助していることが認められる。

ところで、広報費は、本件使途基準において「会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」とされているところ、広報費としての支出は、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告ないしPRに関する支出か、その方法が合理的か、支出額が内容等に照らし相当か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かについて判断すべきである。

そして、市政報告に、議員個人の宣伝等、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告とは言い難い情報が相当程度掲載されており、上記情報を提供することも重要な目的となっているという印象を受けるような場合においては、市政報告のための広報費の支出が違法となる余地があるが、上記「議会だより」は、市政についての記事がその大半を占めているものであって、読者において議員個人の宣伝等会派の調査研究活動等とは言い難い部分の分量が多くてそれらの情報の提供が重要な目的になっているという印象を受けるものとは認められない。そうすると、上記「議会だより」は親和会所属議員として菅沼議員が代表して発行している広報紙であると認められ、広報費として必要性が認められる。なお、郵便局への持込作業に菅沼議員の後援会が関与していることは上記認定を左右するものではない。

- ⑪ 番号 17-64ないし79, 81ないし106 (コピー機代、プリンタ一代、デジタルカメラ代、デジタルカメラプリンタ一代、電子辞書代、I Cレコーダ一代、テプラ・テプラのテープ・封筒・ファイル), 18-117ないし121 (コピー機用トナー・Pインク、事務用品), 18-150 (デジカメ用備品), 18-223ないし242, 245ないし250 (デジカメ代、デジカメ用備品、テープレコーダー、イヤホン、パソコン代、パソコンプリンタ一代、トナ一代、I Cレコーダー・電子辞書、印刷機、メモリースティック、事務用品、ファイル), 19-57, 58, 63, 75, 80, 81, 85, 100 (インクカードリッジ、パソコン・コピー機用消耗品、用紙代、切手・事務用品、パソコン消耗品、のし袋、ポリ袋、筆記用具、事務用品), 19-147ないし161, 163, 164 (シャープ電子辞書、電子辞書、デジカメ、HDDカメラ、カード、パソコンメモリー、ビデオカメラ、電話ファックス)

クス, ファクシミリ, ネームランド, シュレッダー, 書庫) の支出について

争いのない事実並びに証拠(甲11の2, 乙10の64ないし79, 81ないし106, 11の49ないし53, 82, 153ないし170, 173ないし179, 12の16, 17, 22, 33, 39, 40, 44, 59, 乙20, 27の1, 2, 証人鈴木) 及び弁論の全趣旨によれば、複数の親和会所属議員は、自宅等会派事務所や議員控室以外で保管する目的でパソコン, パソコンソフト, デジタルカメラ, メモリースティック, プリンタ, コピー機, I Cボイスレコーダー等の携帯録音機器, イヤホン, ビデオカメラ, ファクシミリ, U S Bメモリ, 電子辞書, ネームランド, シュレッダー, 書庫, テプラ, テプラのテープ, インク, トナー, ペーパーカッター, 筆記用品, 切手, コピー用紙, のし袋, ポリ袋, ファイリング用品等の事務用品を購入したこと、本件指針には、「支出できる経費参考事例」の一つとして「事務機器購入備品 調査研究のため必要とする物で会派事務所や議員控室等で保管できる物(個人所有では、電子手帳や電子辞書)」と記載されていること、親和会においては平成18年7月31日付けでデジタルカメラ及びパソコンにつき、任期中1回まで各5万円を上限として政務調査費の支出を認める文書を出したこと、本件各会派の使用する事務所や議員控室はスペースの問題から事務用品等を置いたり、作業をすることができないことが認められる。

上記2(2)ア⑧のとおり、その他の経費としての支出は、当該支出が政務調査のために通常必要とされるものか否か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきであり、当該支出が政務調査のために通常必要とされ

ると認められたとしても、実際上、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分と会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分を明確に区別することは困難であるから、反証がされない場合には、条理上、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法な支出であると認めるのが相当である。

パソコン、パソコンソフト、デジタルカメラ、メモリースティック、プリンタ、コピー機、ICボイスレコーダー等の携帯録音機器、イヤホン、ビデオカメラ、ファクシミリ、USBメモリ、電子辞書、ネームランド、シュレッダー、書庫、テプラ、テプラのテープ、インク、トナー、ペーパーカッター、筆記用品、切手、コピー用紙、のし袋、ポリ袋、ファイリング用品等の事務用品の購入は政務調査のために通常必要とされるものと認められる。

しかしながら、証拠（甲11の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務用品等は親和会所属議員の自宅等、会派事務所や議員控室以外の場所で使用されたと認められ、上記パソコン等が政務調査以外の政治活動等のために使用されていないとの反証がされているとはいえない。よって、購入価格を基準として50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると認める。

- ⑫ 番号18-4（一豊サミット研修費）、18-35（第13回一豊公&千代様サミット）、18-58ないし75（一豊ゆかりの地親善訪問）の支出について

証拠（乙11の4、11の31、11の38）及び弁論の全趣旨によれば、一豊公&千代様サミットは、山内一豊と千代にゆかりのある12市町で構成されていること、新和会所属の佐藤議員は、第1回一豊公&千代様サミット構成市町訪問団に参加したところ、参加の目的は、同サ

ミット構成市である犬山市、岩倉市、一宮市及び郡上市を訪問し、各市所在の一豊と千代ゆかりの史跡を巡るとともに各市の担当者と情報交換を行うものであったこと、親和会所属の松井俊二議員は、高知県で行われた第13回一豊公&千代様サミットに参加したが、上記サミットには約400名が参加したこと、親和会所属の18名の議員は、平成18年7月6日から同月8日まで犬山市、長浜市、高知市の城等の観光施設を視察したこと、同視察の目的は大河ドラマ「功名が辻」によるドラマ館等イベント関連施設の視察、大河ドラマによる経済効果、成果の調査検証等であったことが認められる。

そうすると、上記各視察の目的は、NHK大河ドラマで山内一豊及びその関連の史跡が著名になったことから、山内一豊が城主であった掛川城を観光に活かすため、他の史跡がどのように観光に活かされているかを調査すること、他の山内一豊関連の史跡を有する市町村担当者と協調、情報交換を行うことであると認められ、かかる目的は掛川市の観光政策と関連性を有する。そして、観光政策関連の調査は、ある程度観光名所等を広範に視察することにならざるを得ないから、山内一豊に関連する史跡の視察や同史跡のある市町との情報交換等は、上記目的と関連性がないとはいえないし、また、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑬ 番号18-17（第8回都市経営セミナー）の支出について

証拠（乙11の17）及び弁論の全趣旨によれば、第8回都市経営セミナーには複数の掛川市議会議員が参加したこと、上記セミナーの目的は都市経営の研究であること、他の議員が最寄のJR駅からセミナーの会場まで徒歩で対応したのに対し、親和会所属の八木議員は、市議会建

設委員であったことから、当日市道改良工事にかかる用地立会のためセミナー開始時刻に間に合うようにタクシーを使用し、タクシ一代1540円を支出したことが認められる。

都市経営の研究という上記セミナーの目的は、掛川市の都市政策と関連性を有する。そして、セミナーへの参加は上記目的と関連性があり、他の公務との関係で八木議員がタクシーを使用したこともやむを得ないものであって、支出額も1540円であり不相当であるとは認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

- (14) 番号18-21（平成18年度現地研究会）の支出について  
証拠（乙11の21）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の水野薰議員（以下「水野議員」という。）は、平成18年10月26日、平成18年度静岡県国際農友会現地研究会に参加したこと、農友会とは青年農業者海外派遣事業で農業を学んだ者で組織する団体であること、上記研究会参加の目的は、地方における農業の研究であること、上記研究会においては食による地域おこし及び畜産をテーマとした講演会に参加し、畜産牧場及びいちご農家の施設を視察したことが認められる。

上記研究会の目的は、地方における農業の研究であるから、掛川市の農業政策と関連性を有する。そして、農業に関する講演会への参加及び農業関連施設の視察という研究研修内容は上記目的と関連性があり、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

- (15) 番号18-28ないし33（地域医療施策セミナー）の支出について  
証拠（乙11の24ないし29）及び弁論の全趣旨によれば、親和会

所属議員 6 名は、地域医療政策セミナーへ参加したこと、上記セミナーの目的は、地域医療政策の研究であること、参加議員らは、永田町から有楽町へ移動する際にタクシーを 3 名同乗で使用し、一人当たり 460 円の移動費用がかかったこと、同区間を電車で移動した場合一人当たり 160 円で移動することができる事が認められる。

上記セミナーの目的は、地域医療政策の研究であるから、掛川市の医療政策と関連性を有する。そして、地域医療政策の研究という研究研修内容は上記目的と関連性がある。

また、東京都内においてタクシーを使用して移動することは電車による移動よりも便宜な面もあることから、その費用が不相当に高額にならない限り、社会通念上交通手段として認められるというべきであるところ、一人当たり 460 円というタクシー料金は移動経路との関係で不相當に高額とは認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑯ 番号 18-36 (長野県農業視察・研修) の支出について

証拠 (乙 11 の 32) 及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の水野議員が、平成 18 年 11 月 12 日から同月 13 日にかけて国際農友会現地研修会長野大会に参加し、長野県の高冷地農業の視察研修を行ったこと、水野議員は上記研修に参加する前、愛知県常滑市にて上記研修には同所から参加したこと、水野議員は、帰路において静岡県庁農業振興室で農業調査を行ったこと、上記研修参加のための交通費は合計 1 万 2810 円であることが認められる。

上記視察の目的は、長野県の高冷地農業の研修であるから、掛川市の農業政策と関連性を有する。そして、現地研修会に参加することは上記目的と関連性があり、また、1 万 2810 円という交通費が目的や内容

等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。なお、水野議員が宿泊費、参加費を政務調査費として申請していないことは上記認定を左右するものではない。

⑯ 番号18-37ないし46（第60回全国茶サミット埼玉大会）の支出について

証拠（乙11の33）及び弁論の全趣旨によれば、全国茶サミットは、全国で100ha以上の茶畠を有する産地90市町村が参加して実施されていること、上記サミットの目的は、全国の茶産業関係者との交流や情報交換であること、掛川市議会議員は上記サミットに参加し、参加費一人6000円の交流会費を政務調査費として支出したこと、本件指針は、「支出できる経費参考事例」として「出席者負担金・会費　掛川市関係のサミット等の負担金及び会費など」が挙げているところ、上記サミットの参加費はこれに当たること、掛川市議会議員は、サミットの翌日は長瀬ライン下りや寶登山神社の見物など観光を行ったことが認められる。

上記サミット参加の目的は、全国の茶産業関係者との交流であり、情報交換であるから、茶の産地である掛川市の市政と関連性がある。そして、上記サミットに参加して他の茶の産地の茶産業関係者と交流を深め、情報を交換し合うことは、上記目的と関連性があり、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。なお、長瀬ライン下りや寶登山神社の見物などの観光を行ったことも交流を深める一貫として理解できないものではないから、上記観光へ参加したことから上記サミットへの参加が政務調査活動と認められないものではない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

なお、原告らは、上記サミットの参加費は、本件指針が「支出できない経費参考事例」として挙げている「会議に伴う食事以外の飲食費」に当たる旨主張するが、上記会議とは会派主催の会議を指すと解されるから、上記サミットの参加費が会議に伴う食事以外の飲食費に当たるということはできない。

⑯ 番号18-47ないし49（タイ国視察）の支出について

証拠（乙11の34ないし36）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の3名の議員が、平成19年1月12日から同月15日までの4日間、タイのチェンマイ市で開催された「タイ王国国際園芸博覧会」に参加したこと、上記博覧会のジャパンフェスティバルのオープニングでは静岡県を代表して掛川市の三社祭礼囃子が選ばれていたこと、静岡県は平成21年開港の静岡空港の就航便誘致のため東南アジア各国にPRをしていたこと、参加議員はタイ国の高官との窓口となり、掛川市のPRに努めたことが認められる。

静岡空港開設に向けてのPRという目的は、静岡県全体の課題であつて掛川市の市政とも関連性を有する。そして、掛川市が静岡空港の開設に向けて東南アジア諸国との交流を深めるため、タイで開催された博覧会に参加し、タイ国の高官との窓口となって掛川市のPRに努めたことは上記目的と関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は研究研修費として必要性が認められる。

⑰ 番号18-50, 51, 53, 54, 56, 57（東京女子医科大学表敬訪問）の支出について

証拠（乙11の37）及び弁論の全趣旨によれば、掛川市議会議員ら

は、平成18年10月3日東京女子医科大学を訪問したこと、上記訪問の目的は、地域医療、病院経営の調査、研究であること、掛川市議会議員らは、同日の夜、京王プラザホテルにおいて病院理事長、病院長、病院関係者との意見交換会を行ったこと、親和会所属の6名の議員は、同日京王プラザホテルに宿泊したこと、そのうち3名の議員は、翌4日関東農政局を訪問し、農業政策について研究、調査するため職員等と面談したことが認められる。

上記目的は、掛川市の医療政策、農業政策と関連性を有する。また、6名の議員の宿泊は、病院関係者と充実した意見交換を行うために必要なものであったといえるし、掛川市の農業政策にとって関東農政局の職員等の意向を調査することは有益と考えられるから、東京女子医科大学への訪問、病院関係者との意見交換会、関東農政局への訪問は、上記目的との関連性があり、宿泊代等に係る支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

② 番号18-83ないし91（八千代医療センター開院式・見学会）の支出について

証拠（11の41）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員9名は、東京女子医科大学八千代医療センターの開院式・見学会に参加したこと、上記参加の目的は、掛川市立総合病院建設に関する課題解決のための方策等の調査であったこと、参加するに当たり、掛川市の特産品である「紅ほっぺいちご」5ケースを1万2285円で購入し、これを手土産にしたことが認められる。

上記開院式等への参加の目的は、掛川市立総合病院建設に関する課題解決の方策等の調査であるから、掛川市の医療政策との関連性が認めら

れる。そして、東京女子医科大学の開院式等に参加し、同大学八千代医療センターの関係者と交流を深め、掛川市立総合病院建設に関する課題解決の方策等を調査することは、上記目的との関連性がある。ところで、通常、開院式等のイベントにおいては土産物を持参することがあり、その価格が不相応に高額でなければ、交流を深めるために土産物の購入も認められると解される。親和会所属議員らの手土産である上記いちごは、代金が1万2285円であり、若干高額ではあるが、上記いちごが掛川市の特産品であり、手土産に適當であったこと、参加議員が9名と多いことを考慮すれば、社会通念上不相応に高額であるとまではいえない。

よって、上記手土産に係る支出は、調査旅費として必要性が認められる。

- ㉑ 番号18-92ないし106（親和会行政視察）の支出について  
証拠（乙11の42、証人鈴木）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員17名は、平成18年2月4日から同月6日まで九州等訪問の視察を行ったこと、上記視察の目的は、掛川市の抱えている諸問題を親和会全体で多角的な視野から研究するというものであったこと、同月4日は掛川駅を午前7時に出発し、午前10時15分から神戸空港、午前11時30分から神戸花鳥園、午後2時から人と防災未来センターを視察研修し、六甲アイランド港で午後6時30分発の阪九フェリーに乗り、船中で夕食、宿泊をしたこと、神戸花鳥園は、掛川花鳥園が経営しており、人と防災未来センターは、地震対策情報の展示があること、同月5日は、午前7時から布狩公園、門司港レトロを見学し、午後1時30分から午後3時まで中津市民病院で視察研修をし、午後4時15分から午後5時まで別府地獄めぐりと称する観光施設の見学を行い、別府温

泉のホテルに宿泊したこと、当月掛川市においては袋井市と病院の統合を検討していたこと、同月6日は、午前9時から宇佐市安心院支所を視察した後、真木大堂、富貴寺、宇佐神社を見学し、小倉駅から新幹線に乗り、午後8時40分に掛川駅に到着したことが認められる。

上記視察の目的は、掛川市の抱えている諸問題を親和会全体で多角的な視野から研究していくというものであるから、掛川市の市政との関連性がある。神戸花鳥園は掛川花鳥園が経営しており、人と防災センターには地震対策情報の展示があり、また、当月掛川市において袋井市と病院の統合を検討していたことを踏まえると、上記行政視察で行った各施設の視察は、上記目的との関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は調査旅費として必要性が認められる。なお、観光名所への立ち寄りがあるが、視察研修先を訪問する前後の行程の途中での短時間の立ち寄りであり、掛川市の観光政策との関連も否定できないところであるから、上記認定を左右するものではない。

原告らは、高塚昌彦議員は同月6日の視察は不参加であるから、同月5日について宿泊の必要がないと主張するが、原告らの主張によっても、同月5日に帰路についた場合の掛川駅到着時刻は同日午後9時5分となるから、同日に掛川に帰らず別府温泉に宿泊したとしても直ちに不相当とはいえない。

㉙ 番号18-109ないし111（聖路加日野原先生との懇談会ほか）  
の支出について

証拠（乙11の43ないし45）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員11名は、平成19年2月15日、聖路加国際病院の日野原重明名誉院長（以下「日野原名誉院長」という。）との懇談会を行ったこ

と、上記調査の目的は、医療、病院経営についての調査であったこと、上記議員らは、同日、議員とマスコミとの関係を調査するため、朝日新聞本社の見学を行ったこと、参加議員のうち3名は政務調査費から旅費等を支出したことが認められる。

上記調査の目的は、医療、病院経営及び報道機関についての調査であるから、掛川市の医療政策、マスコミ対応等市政との関連性がある。そして、掛川市の医療政策を検討するに当たり、病院院长経験者の話を聞くことは有益であり、また、議員とマスコミとの関係を調査するため報道機関を見学することは有益であるから、上記訪問は目的との関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は調査旅費として必要性が認められる。

原告らは、水野議員は申請書を提出していないから、政務調査費としての支出は許されないと主張するが、上記1のとおり、申請書がなくても、各会派の調査研究活動等の経費と認められるから、原告らの上記主張は採用することができない。

### ㉓ 番号19-15（国際化対応営農研究会）の支出について

証拠（乙12の8）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属の水野議員は、平成19年11月8日、社団法人国際農業者交流協会、埼玉県海外派遣農村青年協議会の主催する国際化対応営農研究会に参加したこと、上記参加の目的は農業の国際化に対応するための研究であったことが認められる。

上記参加の目的は、農業の国際化に対応するための研究であるから、掛川市の農業政策と関連性がある。そして、国際化対応営農研究会に参加することは、上記目的と関連性があり、また、支出額が目的や内容等

に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費及び研究研修に関する資料購入費として必要性が認められる。

㉔ 番号 19-35（柏崎刈羽原発視察）の支出について

証拠（乙12の12）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員14名及びみどりの会所属議員2名は、平成20年1月28日から同月29日にかけて柏崎刈羽原発等の視察を行うため、同月28日午前7時30分に掛川駅に集合し、同日午後1時から2時30分まで原子力発電用燃料を製造する会社であるG N F - J の視察、同月29日午前9時から12時まで柏崎刈羽原発視察を行ったこと、上記視察の目的は、原子力発電関連の研究であること、その際三笠公園に立ち寄りそのためにタクシ一代合計7250円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記視察の目的は、原子力発電関連の研究であるから、近隣の御前崎市に浜岡原子力発電所がある掛川市としては市政と関連性がある。そして、原子力発電用燃料を製造する会社や原子力発電所を視察することは上記目的と関連性がある。

三笠公園は著名な公園であり、親和会としてこれを視察することは掛川市の公園設置等の参考になると考えられ、視察の必要性が認められるから、三笠公園に立ち寄ったことにより上記視察が政務調査活動と認められないものではない。そして、タクシーの使用が直ちに社会通念上不相当であったとはいえないし、参加人数が多かつたことに照らせば、7250円というタクシ一代は不相當に高額であるともいえない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

㉕ 番号 19-36（東山茶販売促進視察）の支出について

証拠（乙12の13）及び弁論の全趣旨によれば、掛川市東山地区の

農家、農業団体、行政で作る農業活性化「東山やる気塾の一行20人」は、平成19年5月17日及び18日、東京都千代田区のふるさと情報プラザで東山茶や地区の農産物を消費者にPRしたこと、親和会所属の竹嶋善彦議員（以下「竹嶋議員」という。）は、同月17日、上記PRを応援することを主たる目的として上記イベントを視察したこと、竹嶋議員は、自宅に政務調査費により購入したデジタルカメラを保有していたが、それを持って行くのを忘れたため、810円の使い捨てカメラを購入して使用したことが認められる。

そうすると、竹嶋議員は掛川市産農産物のPRを主たる目的として上記イベントに参加したのであるから、上記参加は市政との関連性がある。そして、実際の消費者とのやりとりを見ることにより、掛川市特産品のPRの方法、観光客のニーズについて知ることができるから、上記イベントに参加することは上記目的と関連性がある。また、竹嶋議員は、デジタルカメラを忘れ、現地で使い捨てカメラを購入しているところ、その購入代金は810円であり、支出額が目的や内容等に照らして不相当地であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は調査旅費として必要性が認められる。

㉖ 番号19-37ないし46（聖路加懇親第2回日野原名誉院長懇談会）の支出について

証拠（乙12の14）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員、掛川市職員、掛川市議会事務局職員らは、平成19年7月、東京新阪急ホテル築地において日野原名誉院長との懇談会を開催したこと、上記懇談会の目的は医療、病院経営についての調査であったこと、経費の領収書の宛名は議会事務局及び掛川市役所とされていること、当日は掛川市役所を午前7時に出発し、バスで東京ミッドタウンに向かったこと、懇

3230

談会終了後懇談会会場からバスで掛川市役所に帰ったこと、バスの運転手に対し1050円相当の菓子折を渡したことが認められる。

上記調査の目的は、医療、病院経営についての調査であるから、掛川市の医療政策と関連性がある。そして、医療、病院経営について病院院長経験者の話を聞くことは有益であるから、懇談会の開催は、上記目的と関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

しかし、バスの運転手に渡した1050円の菓子折の購入については、通常、調査活動のために使用する長距離バスの運転手に対し菓子折を渡す必要があるということはできず、政務調査費からかかる菓子折の購入費用を支出することは社会通念上相當であるとは認められない。そうすると、上記菓子折の購入費用は、政務調査活動に必要な費用とは認められず、代金1050円の支出は本件使途基準に合致しないものである。

㉗ 番号19-47ないし56、追加（江戸天下祭り調査）の支出について

証拠（乙12の15、乙31ないし34、45）及び弁論の全趣旨によれば、親和会所属議員は、平成19年9月29日から同月30日にかけて開催された江戸天下祭りに参加したこと、上記参加の目的は、上記イベントに掛川市の三社祭礼囃子が招待を受けていたため、これをきっかけに掛川市をアピールし、また、東京在住の掛川市ふるさと大使と意見交換することや国立科学博物館に展示された大須賀海岸に打ち上げられた鯨の標本を見学すること等であったことが認められる。

上記参加の目的は、掛川市の観光政策と関連性がある。そして、掛川市の三社祭礼囃子が招待を受けている祭りに参加し、掛川市をアピール

することや地元の大須賀海岸に打ち上げられた鯨の標本を見学して掛川市の観光に役立てられないか調査することなどは上記目的と関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らして不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記各支出は調査旅費として必要性が認められる。

なお、原告らは、政務調査費の申請状況が一貫しておらず、会派としての内部的意見決定手続がされていないと主張するが、上記1のとおり、親和会においては代表が会派の名において承認することにより会派のための活動として承認されているのであるから、原告らの上記主張は採用することができない。

#### イ みどりの会の支出について

##### ① 番号17-1ないし33, 18-1ないし72, 19-1ないし79の支出について

証拠（甲11の3、証人堀内）及び弁論の全趣旨によれば、みどりの会においては、掛川市から支給された政務調査費を4名の所属議員に分配し、その経理処理を各所属議員に委託した上で、最終的には経理責任者がチェックし、会派代表者が承認するという方法をとっていたことが認められる。

ところで、会派が行う調査研究活動等については、会派がその名において自ら調査研究活動等を行う場合のほか、会派がその調査研究を所属議員等の第三者に委託して行う場合も含まれるところ、会派がその調査活動等を所属議員に委託する場合には、費用の支払については、費用の前払（民法656条、649条）としてあらかじめ政務調査費を包括的に当該議員に交付しておき、当該議員による調査研究活動の実施後、当該活動を会派のものとして承認する際にその精算を行うという方法を

探ることも可能であると解されるから、上記みどりの会の会計処理方法は本件使途基準に違反するものではない。

原告らは、みどりの会の政務調査費の支出には本来私費で負担すべき分が含まれているとし、例としてみどりの会所属の石山信博議員が個人で所有し、保管するためにデジタルカメラ、ファミリーコピア、フォトプリンターを9万8700円で購入したことは本件指針で禁止されているから公費負担分を掛川市に返還する必要があると主張する。

ところで、みどりの会所属議員がデジタルカメラ等を自宅で保管していることを認めるに足りる証拠はない。

しかし、上記2(2)ア⑧のとおり、その他の経費としての支出は、当該支出が政務調査のために通常必要とされるものか否か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきであり、当該支出が政務調査のために通常必要とされると認められたとしても、実際上、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分と会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分を明確に区別することは困難であるから、反証がされない場合には、条理上、50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない支出であると認めるのが相当である。これは、原告らが特に挙げているデジタルカメラ、ファミリーコピア、フォトプリンターに限られるものではなく、番号17-27ないし33, 18-27, 42, 43, 45, 67ないし72, 19-68, 73ないし79の支出全てについて当てはまり、他の名目により費用を支出した場合でも同様である。

ファミリーコピア、デジタルカメラ、フォトプリンター、ファックス、電子辞書、事務用品紙、印刷機インク、タックシール、封筒、文具・切

手等の事務用品の購入及びコピー料の支払は政務調査のために通常必要とされるものと認められる。しかしながら、上記事務用品等が政務調査以外の政治活動等のために使用されていないとの反証がされているとはいえないから、購入価格を基準として50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない支出であると認めるのが相当である。

そこで、本件使途基準に合致しない支出の額について検討すると、証拠（乙13ないし15。ただし、枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、政務調査以外の政治活動等のためにも支出されたと認められるその他の経費としての支出（番号17-27ないし33, 18-27, 42, 43, 45, 67ないし72, 19-68, 73ないし79）は、平成17年度が合計13万2105円、平成18年度が合計10万9,032円、平成19年度が合計5802円であり、このうち政務調査費としての支出として認められるのはその50%であるから、平成17年度分が6万6,053円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）、平成18年度分が5万4,516円、平成19年度分が2901円である。

みどりの会において、各年度の政務調査費として申告している支出額のうち平成17年度は85万1393円、平成18年度は73万883円、平成19年度は92万4896円を所属議員が私費で負担していることは、当事者間に争いがない。そうすると、本件使途基準に合致しない上記各支出は、各議員が個人で負担したとみることができ、政務調査費として支出されたとは認められない。

## ② 番号19-1, 2の支出について

証拠（乙15の1）及び弁論の全趣旨によれば、みどりの会所属議員は、平成19年5月31日から同年6月1日まで榎原温泉の湯元榎原館

で開催されたJR連合東海地協地方議員団連絡会第12回研修会に参加したこと、上記参加の目的は、JR東海の企業運営の研究のためであったこと、上記研修会にはJR東海ユニオン代表、JR連合を支持基盤とする国會議員、JR東海取締役人事部長等が参加したことが認められる。

上記参加の目的は、JR東海が地元の大企業であることから、掛川市の企業政策、交通政策と関連性がある。そして、組合関係者及び企業関係者が出席する会議に参加することは、上記目的と関連性があり、また、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

### ③ 番号19-3の支出について

証拠（乙15の3、乙68）及び弁論の全趣旨によれば、みどりの会所属議員は、平成19年9月9日から同月10日にかけて浅虫温泉の浅虫観光ホテルで開催された日本労働者協議会連合会の第23回全国総会「リンゴとネブタの青森総会」に参加したこと、上記参加の目的は、日本労働者協議会連合会の総会で他の参加者と交流を深め、情報交換することであったことが認められる。

上記参加の目的は、労働者の団体の会議に参加して、交流を深め、情報を交換し合うのであるから、掛川市の労働政策と関連性がある。そして、日本労働者協議会連合会の総会に参加することは上記目的と関連性があり、支出額が目的や内容等に照らし不相当であることをうかがわせる事情は認められない。

よって、上記支出は研究研修費として必要性が認められる。

### ④ その他の支出について

その他の支出については、原告らは、個々の支出について使途基準に違反して支出されたことを推認させるに足りる一般的、外形的な事実を主張・立証していないから、原告らの主張は失当であり採用することができない。

なお、原告らは、みどりの会の支出についても、申請書及び報告書の提出がされていない点を指摘するが、上記1(3)のとおり、本件指針1項の定める申請書及び報告書がなくても、それにより直ちに会派が行う調査研究活動の経費でないとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

#### ウ 共産党掛川の支出について

- ① 番号17-4, 5, 7ないし9, 18-6, 9ないし11, 15, 23ないし33, 92, 95, 96, 19-78, 81ないし85の支出について

証拠（乙26、証人水谷）及び弁論の全趣旨によれば、共産党掛川は、その事務所に政務調査費で購入するなどした印刷機、コピー機、用紙、インク、切手、文具、事務機、パソコンソフト、はがき、切手等の事務用品を置いていることが認められる。

上記2(2)ア⑧のとおり、その他の経費としての支出は、当該支出が政務調査のために通常必要とされるものか否か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきであり、当該支出が政務調査のために通常必要とされると認められたとしても、実際上、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分と会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分を明確に区別することは困難であるから、反証がされない場合には、条理上、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法な支出であると認め

るのが相当である。このことは他の名目により費用を支出した場合でも同様である。

印刷機、コピー機、用紙、インク、切手、文具、事務機、パソコンソフト、はがき、切手等の事務用品の購入は、政務調査のために通常必要とされるものと認められる。

しかしながら、上記事務用品等が政務調査以外の政治活動等のために使用されていないとの反証がされているとはいえないから、購入価格等を基準として50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると認める。

② 番号17-6, 18-34ないし88, 19-35ないし76の支出について

証拠（甲15の1ないし3, 乙16の5）及び弁論の全趣旨によれば、共産党掛川所属の鷺山喜久議員（以下「鷺山議員」という。）は、「議員だより」という広報紙を発行していること、上記広報紙は70号まで発行されているところ、表題の下に、1号から19号までは日本共産党、20号から41号までは日本共産党東支部、42号から70号までは日本共産党わし山事務所と記載されていること、上記広報紙の内容はそのほとんどが鷺山議員の議員活動の報告であること、上記広報紙の70号のうち約10回において日本共産党の機關誌である赤旗新聞の宣伝や日本共産党への支援要請が記載されていることが認められる。

上記2(2)ア⑩のとおり、市政報告に、議員個人の宣伝等、会派の調査研究活動又は議会活動若しくは市政についての報告とは言い難い情報が相当程度掲載されており、上記情報を提供することも重要な目的となっているという印象を受けるような場合においては、市政報告のための広報費の支出が違法となる余地がある。上記「議員だより」の表題の下

には日本共産党という名称が記載され、時に赤旗新聞の購読を勧める記載があり、政党活動と見られる部分があるものの、全体としてみれば、鷺山議員が共産党掛川所属の議員として市議会で活動したことを報告する内容になっているといえ、上記「議員だより」は、市政についての記事がその大半を占めているものであって、読者において議員個人の宣伝等会派の調査研究活動等とは言い難い部分の分量が多くてそれらの情報の提供が重要な目的になっているという印象を受けるものとは認められない。そうすると、上記「議員だより」は共産党掛川所属議員として鷺山議員が代表して発行している広報紙であると認められ、広報費として必要性が認められる。

③ 番号18-1ないし3, 5, 7, 19-1ないし8の支出について  
原告らは、申請書及び報告書が存在しないものは、本件指針の基準を満たさないため、政務調査費として認められないと主張する。

しかし、上記1(3)のとおり、本件指針1項の定める申請書及び報告書がなくても、それにより直ちに会派が行う調査研究活動の経費でないと認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

④ 番号18-94, 19-追加（市議団事務所地代）の支出について  
証拠（乙17の62, 乙22, 25, 26, 証人水谷）及び弁論の全趣旨によれば、共産党掛川は、掛川市北門7番地所在の日本共産党掛川市委員会が所有する2階建て建物の1階部分を事務所として使用していること、共産党掛川は、上記建物の賃料を日本共産党掛川市委員会に支払うと賃料が高額となるため、代わりに同建物所在地の土地地代年額6万円を負担していることが認められる。そうすると、共産党掛川は、日本共産党掛川市委員会とは独立に事務所を有しており、その対価は年額6万円であると認められる。

ところで、事務所費は、本件使途基準において「会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」とされているところ、事務所費としての支出は、当該支出が政務調査のために通常必要とされるものか否か等の見地から、当該支出が会派の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かにつき判断すべきであり、当該支出が政務調査のために通常必要とされると認められたとしても、実際上、政務調査以外の政治活動等のためにされた支出部分と会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分を明確に区別することは困難であるから、反証がされない場合には、条理上、50%で案分し、その限度を超えた支出は違法な支出であると認めるのが相当である。

そこで検討するに、会派の事務所建物の賃料は政務調査のために通常必要とされるものと認められる。

しかしながら、上記事務所が政務調査以外の政治活動等のために使用されていないとの反証がされているとはいえないから、地代を基準として50%で案分し、その限度を超えた支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると認める。

### (3) 本件各会派の返還義務の範囲

#### ア 親和会

証拠（乙11の64、12の14）によれば、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められた資料購入費（番号18-132）は800円、調査旅費（番号19-37ないし46）は1050円である。

また、証拠（乙10ないし12。ただし、枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、番号18-132の支出を除き本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められたその他の経費としての支出（番号17-43、64ないし79、81ないし106、18-117ないし121、

150, 223ないし242, 245ないし250, 19-57, 58, 63, 75, 80, 81, 85, 100, 147ないし161, 163, 164) の合計額は409万1876円であり、このうち政務調査費としての支出として認められるのはその50%である204万5938円である。そして、上記各支出について実際に支出された政務調査費は合計39万7496円であるから、135万1558円が違法な支出と認められる。

そうすると、親和会の違法な支出額の合計は135万3408円となる。

#### イ みどりの会

上記(2)イのとおり、みどりの会においては、本件使途基準に合致しない支出が、政務調査費から支出されたとは認められない。

#### ウ 共産党掛川

証拠(乙9, 16ないし18。ただし、枝番号を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められた他の経費としての支出(番号17-4, 5, 7ないし9, 18-6, 9ないし11, 15, 23ないし33, 92, 94ないし96, 19-78, 81ないし85追加)の合計額は91万5451円であり、政務調査費としての支出として認められるのはその50%である45万7726円である。そして、上記各支出について実際に支出された政務調査費は合計91万5451円であると認められる。

そうすると、共産党掛川の違法な支出額の合計は45万7725円となる。

(4) 不当利得返還債務は、期限の定めのない債務として債権者より請求を受けた時から遅滞に陥るところ、訴訟告知には実体法上の催告としての効力があ

ると解されるから、本件各会派の不当利得返還債務は、被告の本件各会派に対する訴訟告知書が本件各会派に送達された日の翌日に遅滞に陥るものと認めるのが相当である。

### 3 結論

以上によれば、原告らは、自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、親和会に不当利得金135万3408円及びこれに対する訴訟告知書送達の日の翌日である平成21年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員、共産党掛川に45万7725円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求するよう求めることができる。

したがって、原告らの請求は上記の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 足立哲

裁判官 加藤優治

裁判官大久保俊策は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 足立哲

○掛川市議会政務調査費の交付に関する規程

別表（第5条関係）

政務調査費・使途基準

項目	内 容	例 示
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	交通費、旅費、宿泊費等
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	
広報費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費	広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費	会場費、印刷費、茶菓子代等
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	

別表1 平成17年度 親和会



通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
17-1	研究研修費	六ヶ所村視察（8名）	800,000	有	有	<p>1 市政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないもの</p> <p>(1) 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定されており(地方財政法4条1項)，各会派に交付される政務調査費についてもこの規定が妥当する。</p> <p>したがって、本件各支出についても支出手続に適合していればよいというものではなく、当該支出が掛川市政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当するか否かについて法、本件条例、本件規程及び本件指針に照らして厳しく審査することが必要である。</p> <p>(2) なお、札幌高等裁判所平成19年2月9日判決は、「政務調査費の支出については、調査研究と市政との関連性が必要とされるが、その関連性の要件を検討するについては、議員活動が様々な政治問題や市民生活に係わりその専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動と市政との関連性、必要性は極めて広範な裁量の下に行われるものである。そして、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じるのである。」と判示している。</p> <p>(3) しかしながら、原告らが違法な支出として摘示したものは、広範な裁量権の行使を口実に政務調査費の制定の大原則である調査研究に資するため必要な経費ではないものまで無原則的に支出しているもので、以下のものについては、裁量権の逸脱がある。</p> <p>⑦ 六ヶ所村視察で8名が参加し、2泊3日で815,768円を支出した。当該視察は、ブルサーマル計画の安全性について住民の強い疑惑と反対意見も根強く存在しているにもかかわらず、ブルサーマル計画を推進する立場の中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）が作成した視察計画によるもので、公正・正確な説明は期待できないものであり、公費（政務調査費）の支出815,768円は、許されない。</p> <p>⑧ 仮に原告らの上記主張が認められないとしても、申請書及び報告書並びに添付された「旅行日程表」によれば、調査事項は、①原子力発電と核燃料サイクルの現状②ブルサーマルの現状③放射性廃棄物処理処分の現状となっているが、第1日目は調査目的がなく、明らかに市政とは無関係の「ねぶたの里」、「三内丸山遺跡」等の観光のみ、第3日目も恐山の観光のみである。そのうえ、宿泊先もわざわざ遠回りしてまで高級の温泉宿を選択している。これらの観光日程を除けば、1泊2日で調査目的は十分に達せられ、裁量権の逸脱が明確であり、宿泊代1回分106,500円の10分の8（親和会は10人のうち8人）85,200円は認められない。</p> <p>また、交通費、JR乗車券代、航空運賃、京浜乗車券代についても個人の快楽のための観光に要した分として、当然、その半額は個人負担すべきであり、親和会参加者の交通費、JR乗車券代、航空運賃、京浜乗車券代の2分の1に相当する307,448円は政務調査費からの支出は認められない。したがって、少なくとも宿泊代85,200円、交通費307,448円の合計392,648円は、返還を請求すべきである。</p> <p>⑨ なお、1泊2日で調査目的が十分に達せられるという根拠は、平成17年（2005年）11月当時の列車ダイヤに基づいて（甲13の1）行程を組めば、以下のとおりである。 『こだま606号掛川16:59発 東京8:40着 はやて7号8:52発～（弁当購入）～八戸12:04着 白鳥7号12:16発（弁当食事）…&lt;三沢12:29着&gt;…野辺地12:45着 大湊線普通列車13:07発 下北14:04着 貸切バス14:15発 東通原子力発電所15:00着～16:20まで視察 貸切バス16:25発 六ヶ所村旅館17:15着 宿泊（ただし、三沢駅で下車し、貸切バスで「東通原子力発電所」へ直行した場合は、14:15に到着し、前記の電車（野辺地駅～下北駅）より45分早く到着する。）翌日、貸切バス8:30発 六ヶ所村再処理施設9:00着～13:00まで視察・PR館見学・食事貸切バス13:00発 三沢空港13:15着 JAL1226便13:35発 羽田空港14:55着～東京モノレール～浜松町～東京駅16:00着 こだま581号16:23発 掛川18:14着』となる。</p> <p>したがって、当該視察は、1泊2日の出張なしに帰宅でき、1泊2日の対応は可能である。これは平成17年（2005年）11月当時の列車ダイヤに基づくもので（甲13の1）、2泊3日の行程は、報徳思想にもとる事実に反するものであり、政務調査費の支出は許されない。</p>	乙10-1	<p>地方財政法4条1項は予算執行面における基本原則を定めたものに過ぎず、個々の経費支出の適法性については、個別具体的に判断される事柄である。</p> <p>政務調査費の支出については、調査研究と市政との関連性が必要とされるが、その関連性の要件を検討するについては、議員活動が様々な政治問題や市民生活に係わりその専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動と市政との関連性、必要性は極めて広範な裁量の下に行われるものである。</p> <p>そして、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じる（札幌高裁平成19年2月9日判決、最高裁平成21年7月7日判決）。</p> <p>六ヶ所村視察については、中部電力浜岡発電所が計画しているブルサーマルの調査研究のため、原子力リサイクル施設の視察と、青森県内の政治経済の状況を調査したものである。掛川市の場合、近隣の御前崎市が浜岡原発を抱えていることから、同様の状況にある六ヶ所村を視察し、ブルサーマルに関する調査を行ったものである。</p> <p>本視察では、再処理施設でのウランの濃縮・原子力発電所から生ずる使用済み核燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管、低レベル放射性廃棄物の埋設、混合酸化物燃料の製造、保管における安全対策について、今後の中部電力の計画に関し、正確な認識を持つことができた旨の報告書が提出されている。</p> <p>本視察は、掛川市から遠隔地のため、前泊、後泊をしなければ行程を組むことはできない。また、1日目のねぶたの里、三大丸山遺跡の施設入場料については個人負担とされており、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

17-2	研究研修費	ブルサーマル研修	15,768	有	有	<p>②「按分支出」の合理性について 政務調査費の支出が許されるのは「調査研究に資するため必要な経費の一部」(法、本件条例)と厳格に制限されているのであるから、すべての議員活動に政務調査費を支出することは許されない。議員活動といいうものがいろいろの要素が不可分に混在しているからこそ、そういう活動に要する費用は全部を政務調査費から支出することは、法の趣旨に合致しない。議員活動には調査研究活動とそれ以外の議員活動、議員個人の利益に帰する研鑽活動のほか、すべて個人の快楽に供する役得ともいべき観光などが不可分に混在している。</p> <p>したがって、調査研究活動とそれ以外の議員活動等が混在している場合には、個々の活動実態により、政務調査費からの支出は按分して認められるべきである。</p> <p>この按分の考え方については、政務調査費が法制化された当時、全国都道府県議会議長会が「政務調査費の使途の基本的な考え方について」との見解を公表しており(甲16)、その中で「政務調査活動とそれ以外の議員活動が混在している場合等の按分率などは個々の活動実態により判断すべきであること」等の見解を明らかにし、政務調査費を実際に支出する議員側にも、もともと調査研究活動とそれ以外の議員活動への支出は按分が合理的との考え方方が基本的に存在することを示している。したがって、按分支出の合理性を勘案すれば、少なくとも392,648円の返還請求は妥当である。</p>	乙10-1	17-1と同じ。本視察への政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
17-3	研究研修費	報徳サミットJR代7名	58,100	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 報徳サミットは、大会宣言等で例年報徳ゆかりの自治体を持ち回って開催され、その内容は市政の調査研究に資するものというより、議員個人の知識、見識、モラル等を高める自己研鑽に要するもので、少なくとも経費の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額58,100円の返還を請求すべきである。大日本報徳社のある掛川市にとっては非常に重要な事業と位置付けとされているならば、市行事として予算付けをして実施すべきで、政務調査費からの支出は不適法である。</p> <p>① 仮に原告らの上記主張が認められないとしても、報徳サミットは、1泊2日の予定で行なわれたが、佐藤議員は、初日の平成17年11月25日だけの参加であり、当日の行事は午後5時半までには終了しており、午後6時からは交歓会=祝宴とアトラクション=民謡と舞踊であった。そもそも本件指針では宴会費、懇親会費の支出は許されておらず、仮に当該祝宴で「掛川市の案内・大河ドラマ館の件・合併と未来の話」が話題となつたとしても、酒の席の話にすぎず、研究研修には該当しない。佐藤議員は、翌日26日を欠席することはわかつっていたのであるから、同議員の宿泊費(7,100円)の支出は必要なく、返還を請求すべきである。</p>	乙10-2	<p>報徳サミットは、二宮尊徳ゆかりの市町村が栃木県真岡市に集い、「心豊かで人間性あふれたまちづくり、ひとつくりを報徳仕法から学ぶ大会であり、大日本報徳社のある掛川市にとって非常に重要な事業である。また、構成自治体間による交流は、情報交換の場である。</p> <p>佐藤議員は、平成17年11月25日午後6時からの交歓会にも出席しており、そのために宿泊したものである。この交歓会においては、報告書に「掛川市の案内・大河ドラマ館の件や合併と未来の話」ができたと記載されており、他市町参加者との意見交換を行い、情報収集等を行ったものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
17-4	研究研修費	森林セミナー参加	19,280	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 森林セラピー研究会の第5回講習研究会である。これはあくまで個人の知識を深め趣味を楽しむための研修であり、市政に関する調査研究には該当しない。ちなみに、森林セラピー研究会は、平成20年7月に解散している。</p> <p>① 高木議員は、平成17年度から同19年度まで毎年森林セラピーセミナーに政務調査費で参加しながら、この間、森林セラピーについて議会質問で取り上げたり、当局への提言は一度もなく、議会報告書への記載も一切ない。したがって、19,280円全額の返還を請求すべきである。</p>	乙10-3	<p>「森林セラピー」は、森林浴の効果を科学的に解明し、心と身体の健康に活かすという試みである。この研究のために産・官・学が連携して発足した「森林セラピー研究会」では、森林の持つ癒し効果の科学的解明や、森林の癒し効果の活用方法等に関する研究を進めていた。高木議員は、森林の多い掛川市における市民の健康と森林の関連を調査研究したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

17-5	研究研修費	病院セミナ一代他	16,470	●	<p>2 研究研修費、調査旅費のうち申請書、報告書が存在しない「会派が行う」ものに該当しないもの 病院セミナ一代他支出額16,470円全額は、以下の理由により、返還を請求すべきである。</p> <p>(1) 最高裁判所平成21年7月7日第三小法廷判決(裁判集民事231号183頁)は、「会派は議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的意意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。」と判示している。</p> <p>(2) ところで掛川市議会では、前記最判でいう「内部的意意思決定手続等に関する特別の取決め」として本件指針(乙19)があり、その1項で「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書(別紙1)を提出し、その結果を報告書(別紙2)により会派代表者へ提出するものとする。」と定められている。</p> <p>つまり、掛川市議会において政務調査費を使って本件使途基準(甲2, 2頁)の「研究研修費」、「調査旅費」に該当する支出をするときは、会派代表者宛てに調査日程や調査事項を記載した申請書(甲9)と調査した結果を参考した内容を記載した報告書(甲10)の提出を義務付けているのである。これは単に形式として定められたものではなく、公費を使って行う活動の必要性、有効性を判断するうえで欠くことのできないものであるからである。</p> <p>したがって、研究研修費や調査旅費のうち申請書や報告書の存在しない支出は許されない。</p>	乙10-4	<p>最高裁判所平成21年7月7日第三小法廷判決は、「本件使途基準にいう『会派が行う』調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」「そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的意意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。」と判示している。</p> <p>したがって、上記最高裁判決は、原告らが主張するような「各議員が行う活動については、各議員が具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会の代表者等が承認した場合のみ『会派が行う』ものとして使途基準に適合すると認められ、その他の場合は『会派が行う』ものとは認められず違法な支出となる」と判示したものではない。</p> <p>本件指針(乙19)の1項に「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書(別紙1)を提出し、その結果を報告書(別紙2)により会派代表者へ提出するものとする。」と記載されていることは認めるが、その余は否認する。</p> <p>本件指針は、会派間の申し合わせ事項であり、各会派における内部的意意思決定手続を定めたものではない。</p> <p>また、本件指針は、「指針」という名称から明らかなどおり、各会派に対し指針を示しているに過ぎず、各会派に義務を課しているものではなく、各会派においては、それぞれの状況に応じて、研究研修費や調査旅費の支出手続を処理しており、申請書及び報告書は必ずしも必要なものとはされていない。</p>
					<p>(3) 内部的意意思決定手続について 上記最判は、「その内部的意意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。そうすると、本件各支出について、上告人が主張する前記2(3)の事実が認められれば、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地があり、そのように認められる場合には、本件使途基準にいう「会派が行う」との要件は満たされることになる。」と判示している。</p> <p>ここでいう「会派が行う」といえる要件の「上告人が主張する前記2(3)」とは、「上記(2)の支出に関し、上記6会派の所属議員は、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びそれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けた」という事実を摘示しているのである、最判がいわ「内部的意意思決定手続」には「会派所属議員による調査研究活動についての事前申請手続や事後の報告手続」が含まれていることは明らかであり、本件指針(乙19)1項に定めた「申請書」、「報告書」を提出しないものは「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらぬ。</p> <p>(4) 本件指針について ア 本件指針は、会派間の申し合わせ事項であり、各会派における内部的意意思決定手続を定めたものである。 (ア)会派間の申し合わせは、各会派として当該申し合わせに拘束され、当然、各会派に所属する議員も拘束される。 (イ)「指針」であり、各会派に義務を課しているものである。議会事務局及び各会派とも本件指針に拘束され、遵守して支出していることを認めていた。すなわち、本件訴訟に前置した住民監査請求に際して、監査委員及び同事務局に対してなした次のような関係人の陳述内容からも、以下のとおり明らかである。 ⑦ 議会事務局長は、政務調査費の使途について、「使途基準、また、内規、申し合わせ等によりまして、会派での市政での活動する議員に委託しているということで私どもはこれを了としている。」(甲11の1, 1頁下から12行目以下)と陳述している。ここでいう使途基準、内規、申し合わせ等について具体的に何を指すかを議会事務局が監査委員事務局に提出した資料から確認すると本件規程5条に基づく別表5(甲2, 2/7頁)、本件指針(乙19)及び政務調査費使途基準について(乙20)であることが明らかとなった。</p>		

				<p>④ 親和会では、会派内の政務調査費の取扱いについて、上記議会事務局長と同じ内容であることを陳述(甲11の2、1頁2)している。 また、視察については、「視察に行くときは、まず行く前に申請書を提出し、行ったあとに報告書を提出する。」(甲11の2、1頁1)と明言したうえ、調査研究、研修については、政務調査費を使ったものはすべて復命(報告)は書面で行い、「複数で行っても代表ではなく個人が出すことにしていて。」(甲11の2、2頁5)と陳述している。</p> <p>⑤ みどりの会では、政務調査費の取扱いについて、「平成13年に全ての会派でつくった取扱要綱を踏まえ、4人で意思統一を行い支出している。」(甲11の3、1頁2)と陳述している。 ここでいう「平成13年に全ての会派でつくった取扱要綱」とは、乙19の本件指針を指すものと思われ、みどりの会も本件指針を遵守し、これに拘束されていることを認めている。 以上のことより、本件指針は、上記最判でいう「内部的思意思決定手続等に関する特別の取決め」であり、これに違背する政務調査費の支出は違法である。</p>	乙29の1~3	<p>親和会においては、年度当初の所属議員の会合において、本件指針(乙19)に記載されている支出できない経費参考事例及び支出できる参考事例を説明し、あわせて、パソコンについては購入費用が15万円程度と見込まれるところ、その約3分の1である5万円を任期中1回だけ支出できること、デジタルカメラについても5万円を任期中に1回だけ支出できることを説明している(乙20)。また、書籍については趣味的なものは支出できないこと、原則として週刊誌は支出できないこと等を説明していた。</p> <p>親和会の所属各議員は、政務調査費の支出にあたっては、その都度、会派代表者に対し、申請し、領収証等を提出して、承認を得たうえで、事務局から支払いを受けていた。</p> <p>親和会においては、各所属議員別・政務調査費使途項目別の政務調査費使用状況の一覧表を作成し(乙29の1~3)、市議会定例会(6月、9月、12月、3月)開催の都度、それまでの使用状況を記入した上記一覧表を所属議員全員に配布し、説明し、確認を得ていた。</p> <p>以上のとおり、親和会においては、政務調査費の支出についての意思決定と確認が行われており、本件使途基準(甲2別表)にいう「会派が行う」との要件は満たされている。</p>
				<p>(5) 被告の提示した「会派の歴史」(乙28)は、そもそも本件訴状に対応するための立証文書として掛川市議会事務局の樺村職員が平成21年8月31日に作成し、平成23年1月28日に提示されたものである。本市議会事務を司る同職員は、当該立証文書の作成及び提示にあたり、条例で義務づけられている「経理責任者」と記載すべきところを、「会計責任者」という用語を使用したことは、本件条例(甲1)の規定(6条)の存在を忘却し作成したことを如実に露呈し、条例の規定に従っていないことを被告自ら証明している。</p> <p>ところで、会計責任者は、金銭の出し入れの計算のみの責任者であり、経理責任者は、経理に関する事務全般(法律、条例、規程、内規等の適合性や整合性の確認も含まれる。)を担当する責任者であって、経理責任者の任務は広範で、その責務は、会計責任者より重い。このような背景から、条例において、「会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かねばならない。」として義務付けられている。親和会に限らず、すべての会計責任者は、政務調査費の入出金のみの計算に終始し、条例、規程、本件使途基準(甲2別表)、本件指針等のそれぞれの内容について、認識や理解が浅く、法の精神に基づいたものでないことが推測される。</p> <p>このことは、本件訴訟に前置した住民監査請求に際して、議会事務局長は、「監査委員及び事務局に対し、会派の代表者さんとか会計責任者さんとかにも確認する中で、政務調査費について深く議論していくことが必要だよというふうな皆さん理解しておられるようです。～中略～今後、研修会等も、職員も自ら受けながら内容について十分法の精神に基づいたもので使っていきたい(甲11の1、3頁下から16行目)。」と陳述している。</p> <p>監査委員もこれについて、「監査を行うに当たって調査を進めていくうちに、議員や議会事務局に政務調査費に関する法律の解釈、使途基準の検討及び会計処理の事務等に対する認識の不足が見受けられた。」と言及し、明確に指摘している(甲8、32頁7)ことからも明らかである。</p> <p>(6) また、親和会の所属各議員は、「政務調査費の支出にあたっては、その都度、会派代表者に対し、申請し、領収証等を提出して、承認を得たうえで、事務局から支払いを受けている。」及び「各所属議員別・政務調査費使途項目別の政務調査費使用状況の一覧表を作成し(乙29の1~3)、市議会定例会開催の都度、それまでの使用状況を記入した上記一覧表を所属議員全員に配布し、説明、確認を得ていた。」とし、親和会においては、政務調査費の支出についての意思決定と確認が行われており、本件使途基準(甲2別表)にいう「会派が行う」との要件は満たされている。」とするが、証拠がない。</p> <p>上記最判がいう「内部的思意思決定手続」には「会派所属議員による調査研究活動についての事前申請手続や事後の報告手続」が含まれていることは明らかであり、「掛川市政調査費の会派取扱指針」1項に定めた「申請書」、「報告書」を提出しないものは「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらないとして、研究研修費や調査旅費のうち申請書や報告書の存在しない支出は、許されない。</p> <p>たとえ、所属議員全員に上記一覧表を説明、確認していたとしても、原告が違法な支出と摘示したものは、広範な裁量権の行使を口実に政務調査費の制定の大原則である「調査研究に資するため必要な経費ではないもの」まで無原則的に支出しているもので、裁量権の逸脱がある。</p>	乙28	<p>原告らは、乙28に、「会計責任者」という用語が記載されているところ、これは、本件条例(甲1)6条が規定する「経理責任者」とは異なるとして、親和会に限らず全ての会派の会計責任者は本件条例、本件規程、本件使途基準、本件指針等の内容について認識や理解が浅く、法の精神に基づいたものでないことが推測されるなどと主張するが、失当である。</p> <p>乙28は掛川市の樺村職員が作成したものであるが、その作成にあたり、本件条例6条が定める「経理責任者」の俗称として職員間において慣用されていた「会計責任者」という用語を使用したに過ぎない。</p>

					(7) したがって、親和会に限らず、すべての会派の会計責任者は、「本件指針1項」に定めた「申請書」、「報告書」の有無の確認などを怠り、また、広範な裁量権の行使を口実に政務調査費の制定の大原則である調査研究に資するため必要な経費ではないものまで「無原則的に支出」し、裁量権の逸脱がある。その事実として、政務調査費のうち、以下のものが不当利得として市に返還された。 ⑦ 平成18年度掛川市農業委員会視察研修 交通費、宿泊料の二重請求(乙21-1) 46,124円 ① 調査研究活動に必要と思われない書籍「サライ」旅行雑誌の範囲(乙21-1~2) 3,000円 ⑦ 日本経済新聞購読料の二重請求(3カ月分)(乙21-3) 13,149円 ⑤ 監査請求指摘外分として、郷土新聞の二重請求(4カ月分)(乙21-3) 3,000円 ③ 平成17年度～19年度3年間の政務調査費預金利子の収入が未計上のため、本市に返還(甲8、25頁21)10,368円 ⑦ 一豊ゆかりの地親善訪問団行政視察の日当については、不当を認め、本市に返還(乙53) 148,500円 ⑨ 東堂議員が学校教育特別委員会委員として視察に参加し、旅費の二重請求を認め、本市に返還(乙49) 5,600円 ⑦ 水谷議員が東京研修会に参加し、旅費の二重請求を認め、本市に返還(乙47) 9,000円 ⑦ 鈴木治弘議員が南北道・幹線道路特別委員会の委員として視察に参加し、旅費の二重請求を認め、本市に返還(乙54) 7,310円	乙21-1 乙21-2 乙21-3 乙53 乙49 乙47 乙54	⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭が掛川市から返還されたことは認める。 ④につき乙49 ⑦につき乙47 ⑦につき乙54
17-6	研究研修費	病院セミナー代他	17,690	●	● 別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額17,690円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-5	17-5と同じ
17-7	研究研修費	病院セミナー代他	15,270	●	● 別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額15,270円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-6	17-5と同じ
17-8	研究研修費	空港研修費用	77,740	有	有 別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3)に同じ。 ⑦ 菅沼議員は、静岡県産業経済交流団からの要請を受け、静岡県内の首長、経済団体代表者などと参加し、静岡空港開設に向けて誘客のPRを行うとともに、静岡空港を掛川市における観光、経済振興に活かすため、掛川市と同様に茶業が盛んで、空港を有している鹿児島における経済振興策の調査研究したものである。 しかしながら、産業経済交流団とは銘打っているが、その実質は、静岡県による静岡空港への集客キャンペーン要員であり、所詮知事のトップセールスの盛り上げ役を果たしたものではない。 ① 2泊3日の行程のうち、初日は、市内見学として、城山展望台、西郷隆盛、ザビエル像を車窓から見た後、静岡県産業経済説明会として知事によるプレゼンテーションを行い、交流会は飲食しながらの懇談、ちやつきり節などの披露、静岡県特産品の抽選会、PRブース、富士宮やきそば実演、静岡県地酒提供などであった。2日目は、鹿児島県観光・航空セミナーとして鹿児島県観光連盟専務理事やJALセールス鹿児島県支店長の説明を受けたり、空輸活用企業を視察し所長から施設・空輸システムの説明を受けた。市内見学として、焼酎工場見学、知覧武家屋敷群庭園、知覧特攻平和会館、池田湖、開聞岳(車窓)を観光して廻った。3日目は、帰路についた。 ⑦ 同議員の申請書、報告書においても(乙10の7)、静岡空港への誘客キャンペーン、鹿児島空港周辺施設の視察(実態は観光)、情報交換交流(実態は酒食と演芸の披露)などが形式的に記述されいるに過ぎず、全く参考にならない。到底、市政に関する調査研究には該当しない。したがって、政務調査費からの支出は許されず、経費77,740円全額の返還を請求すべきである。	乙10-7	静岡県産業経済交流団からの要請を受けて、静岡県内の首長、経済団体代表者などとともに参加したものであり、静岡空港開設に向けて誘客のPRを行うとともに、静岡空港を掛川市における観光、経済振興に活かすため、掛川市と同様に茶業が盛んで、空港を有している鹿児島における経済振興策の調査研究を行つたものであつて、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。

17-11	研究研修費	東京女子大	14,590	●	有 否認	<p>別表1の通し番号17-5と同じ。したがって、支出額14,590円全額は、返還を請求すべきである。</p> <p>ただし、被告は、親和会に関する各支出のうち、一部のものについては書式(甲10)は用いられていないが、それぞれ報告書が提出されているとし、報告書(乙35)を認否の補充として提示した。</p> <p>しかしながら、原告らは、平成17年度から平成19年度までの3年につき3会派に提出された政務調査費の本件指針に基づく会派代表者への申請書(別紙1)、報告書(別紙2)及び支払証明書(別紙3)のすべてについて公文書の開示請求を行った。これに対し、平成21年10月15日に開示された文書の中にも当該報告書は、含まれていない。したがって、下記の理由により、これを認めることはできない。</p> <p>被告の提示した報告書は(乙35)、指定された正規の書式(甲10)ではなく、報告の宛先、報告者の氏名、報告年月日、会派代表者の認印等が記載されていない。また、水野、鳥井両議員の当該報告書を比較すれば、その内容においては、6文字のみが異なり、あとは全く同じである。よって、当該報告書は、「誰が、いつ作成し、どこで管理、保管されていたか不明であることから、原告らの文章開示に対して開示することができず、さらに「乙10の10」にも添付することができなかった。」と推測することができる。したがって、当該報告書は、正規の報告書(甲10)として認定することはできず、これを否認する。</p>	乙10-10 乙35	<p>17-5と同じ</p> <p>また、書式(甲10)は用いられていないが、報告書として乙35、36が提出されている。</p> <p>原告らが請求した公文書開示において、上記報告書が漏れていたことは事実であるが、単純な作業ミスである。</p>
17-12	研究研修費	東京女子大	14,590	●	有 否認	<p>別表1の通し番号17-5と同じ。したがって、支出額14,590円全額は、返還を請求すべきである。</p> <p>ただし、被告は、各支出について、書式(甲第10号証)は用いられていないが、報告書が提出されているとし、報告書(乙36)を認否の補充として提示した。</p> <p>しかしながら、原告らは、平成17年度から平成19年度までの3年につき3会派に提出された政務調査費の本件指針に基づく会派代表者への申請書(別紙1)、報告書(別紙2)及び支払証明書(別紙3)のすべてについて公文書の開示請求を行ったが、これに対し、平成21年10月15日に開示された文書の中にも当該報告書は、含まれていない。したがって、下記の理由により、これを認めることはできない。</p> <p>被告の提示した報告書は(乙36)、指定された正規の書式(甲10)ではなく、報告の宛先、報告者の氏名、報告年月日、会派代表者の認印等が記載されていない。また、水野、鳥井両議員の当該報告書を比較すれば、その内容においては、6文字のみが異なり、あとは全く同じである。</p> <p>よって、当該報告書は、「誰が、いつ作成し、どこで管理、保管されていたか不明であることから、被告は、原告らの文章開示に対して開示することができず、さらに「乙10の11」にも添付することができなかった。」と推測することができる。したがって、当該報告書は、正規の報告書(甲10)として認定することはできず、これを否認する。</p>	乙10-11 乙36	17-11と同じ
17-13	研究研修費	東京女子大 タクシ一代	7,200	●	有 否認	別表1の通し番号17-5,17-11及び17-12に同じ。したがって、タクシ一代7,200円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-12	17-11と同じ
17-15	資料購入費	書籍代 (地方自治の現代用語他)	10,668	△	△	<p>別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦「地方自治の現代用語(3,150円)」、「議員の発言の仕方、考え方(2,625円)」、「公用あいさつ事典(4,893円)」は、議員又は一般社会人の一般的知識、見識を広める自己研鑽のためのものであり、市政の調査研究に資するものではなく、その購入費を政務調査費から支出することは許されない。3冊分10,668円全額の返還を請求すべきである。</p> <p>⑧仮に原告らの主張が認められないとしても、議員としての調査研究、政策提言等にも活用できる部分を考慮すれば、少なくとも費用の2分の1は、購入者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額5,334円の返還を請求すべきである。</p>	乙10-14	<p>地方自治の現代用語(3,150円)、公用挨拶事典(4,893円)、議員の発言の仕方、考え方(2,625円)は、いずれも議員としての見識を深め、調査研究、政策提言をするために必要・有用な資料であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
17-16	資料購入費	書籍代(米軍再編他)	2,905	△	△	<p>別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑨「米軍再編(1,995円)」、「マンガ中国入門(910円)」は、個人的興味と関心に応えるもので、市政の調査研究に資するものではなく、その購入費を政務調査費から支出することは許されない。2冊分2,905円全額の返還を請求すべきである。</p> <p>⑩仮に原告らの主張が認められないとしても、市政の調査研究にあたってグローバルな視野を持ち、今後の経済動向の把握等にも活用できる部分を考慮すれば、少なくとも費用の2分の1は、購入者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額1,452円の返還を請求すべきである。</p>	乙10-15	<p>米軍再編(1,995円)、マンガ中国入門(910円)は、米国、中国の情勢を分かりやすく紹介したものである。市政の調査研究にあたってもグローバルな視野を持ち、今後の経済動向を把握することが必要・有用であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>

17-17	資料購入費	書籍代(住宅地図代)	13,300			別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍(住宅地図)は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には ①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動 ③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。 ① したがって、当該書籍の政務調査費支出額 19,950円から購入額の3分の1相当額 6,650円を差引いた金額 13,300円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-16	17-1と同じ 他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
17-18	資料購入費	書籍代(住宅地図代)	21,792			別表1の通し番号17-17に同じ。 したがって、当該書籍の政務調査費支出額 32,688円から購入額の3分の1相当額 10,896円を差引いた金額 21,792円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-17	17-17と同じ
17-19	資料購入費	書籍代(住宅地図代)	43,333			別表1の通し番号17-17に同じ。 したがって、当該書籍の政務調査費支出額 65,000円から購入額の3分の1相当額 21,667円を差引いた金額 43,333円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-18	17-17と同じ
17-20	資料購入費	書籍代(住宅地図代)	21,667			別表1の通し番号17-17に同じ。 したがって、当該書籍の政務調査費支出額 32,500円から購入額の3分の1相当額 10,833円を差引いた金額 21,667円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-19	17-17と同じ
17-21	資料購入費	書籍代(住宅地図代)	17,500			別表1の通し番号17-17に同じ。 したがって、当該書籍の政務調査費支出額 26,250円から購入額の3分の1相当額 8,750円を差引いた金額 17,500円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-20	17-17と同じ
17-43	資料購入費	書籍代・カートリッジ代	10,366			別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 書籍「功名が辻」は、歴史の真実を記録したものではなく、司馬遼太郎の創作による小説であり、同書籍から掛川市の真の歴史を学ぶことはできず、実質的には個人的趣味と関心に応えるもので、掛川市政の調査研究に資するものではない。したがって、購入費3,331円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。 仮に上記主張が認められないとしても、少なくとも費用の2分の1は、購入者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額1,665円を返還請求すべきである。 ① インクカートリッジは、自宅で保有する私物のコピー機用であり、政務調査費からの支出は許されない。したがって、購入費7,035円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に上記主張が認められないとしても、議員の活動には、①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には、②選挙活動、政党活動、後援会活動、③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから、一般的に広報紙等には市政についての広報・広聴の要素があると同時に後援会活動、選挙準備活動の要素もある。このことから、本件使途基準(甲2)の資料作成費は、会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とされ、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とされており、いずれも「調査研究活動」のみに限定されている。 上記でいう①私的活動及び②選挙活動、政党活動、後援会活動などは、本件使途基準には含まれていないのである。 パソコンは、一般大衆化されており、議員個人の私的使用利便に供されものとして年賀状、冠婚葬祭等の挨拶状、手紙等の書簡の作成やEメール、インターネットによる情報収集や意見交換等広範囲に活用され、具備必需品として必要不可欠な存在になっていることから自宅で保有し、合わせてコピー機やインクカートリッジ等の付帯用品を購入し、使用されているものであるから、裁量権の逸脱がある。  したがって、自宅で保有するパソコン、コピー機及びインクカートリッジの付帯用品等については、会派の行う「調査研究活動」だけでなく「私的活動」及び「選挙活動、政党活動、後援会活動等」にも使用されることは明らかであり、政務調査費からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定され、3分の2相当額4,690円は不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-42 乙30	書籍「功名が辻」は、NHK大河ドラマの原作であり、掛川市の観光行政を考えるために大変活用できる書籍である。ドラマだけでは表現されなかった掛川市の歴史等を観光に結びつけるための調査研究の資料であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 インクカートリッジ等は、資料作成のために必要な消耗品であり、私的には使用されておらず、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。

17-47	資料購入費	新聞購読料 (全国農業新聞)	4,200		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 鳥井議員は、掛川市農業委員であり、主として農業委員の職責を果たすための知識、見識を高め、調査研究にも反映させるべく農業委員会から当該新聞の購読を斡旋され、必要上購読しているものである(農業委員報酬からの天引き)。</p> <p>⑧ したがって、農業委員としての職務を遂行するための報酬も支給されていることから、当然、農業委員として受領する報酬で負担すべきであり、政務調査費へのつけ廻しは許されず、購入費4,200円の全額は、返還を求めるべきである。</p>	乙10-46	<p>農業は掛川市の基幹産業の1つであり、全国の農業情勢を詳細に報道する当該新聞は、政務調査としての情報収集のため大変重要なものである。農業委員会から当該新聞の購読を斡旋されることは事実であるが、農業委員としての活動にとどまらない議員としての調査研究に資するものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
17-49	資料購入費	新聞購読料 (全国農業新聞)	4,200		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 河住議員は、掛川市農業委員であり、主として農業委員の職責を果たすための知識、見識を高め、調査研究にも反映させるべく農業委員会から当該新聞の購読を斡旋され、必要上購読しているものである(農業委員報酬からの天引き)。</p> <p>⑧ したがって、農業委員としての職務を遂行するための報酬も支給されていることから、当然、農業委員として受領する報酬で負担すべきであり、政務調査費へのつけ廻しは許されず、購入費4,200円の全額は、返還を求めるべきである。</p>	乙10-48	<p>農業は掛川市の基幹産業の1つであり、全国の農業情勢を詳細に報道する当該新聞は、政務調査としての情報収集のため大変重要なものである。農業委員会から当該新聞の購読を斡旋されることは事実であるが、農業委員としての活動にとどまらない議員としての調査研究に資するものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
17-58	資料購入費	広報紙代	57,025		<p>3 会派取扱指針に明確に違反するもの</p> <p>本件指針(1頁、4項)は、政党やその他政治団体の活動に要する経費を政務調査費から支出することを禁止している。このことは単に会派取扱指針で禁止されているだけではなく、憲法、地方自治法、条例、規定の趣旨に照らして当然のことである。</p> <p>⑦ 菅沼茂雄議会だよりは、郵送代を菅沼茂雄後援会名で支出しているのであり、同後援会が後援会活動として作成し、郵送した。同後援会は、平成6年11月25日に設立され、平成21年6月22日に解散した政治資金規制法上の政治団体である。</p> <p>⑧ 領収書の宛名は、当該料金を負担したものを記載するのが常識であり当該議会だより記載するように求めたことは明らかである。</p> <p>⑨ 当該議会だよりの記事内容が、例え議会活動報告等であっても広報紙に議員として議会活動報告や市の政策報告を掲載するのは当然のことである。その記事内容が、議会活動報告等が中心であるか否かは問題ではない。後援会としての活動が問題なのである。</p> <p>⑩ 議会だよりの印刷代領収書の宛先は、「菅沼」である。例え、菅沼議員が当該議会だよりを作成し印刷したとしても、それは後援会活動の一環として捉えるべきである。</p> <p>なぜならば、同議員は、当該議会だよりを作成し、印刷後、切手、封筒等の準備、後援会会員等への宛名書き、折込、封緘、郵便局への持込及び郵送以外の活動として近隣へのポスティング、手渡しなども後援会と共に実行するからである。</p> <p>⑪ したがって、菅沼議員は、当該議会だよりの発行にあたり、上述のとおり後援会と一心同体で活動しており、政治団体の活動に政務調査費の支出は許されず、発行経費57,025円の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙10-58	<p>本件使途基準(甲2)によれば、広報費は「会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」とされている。議会だよりの記事内容は、議会活動報告、市の政策報告等であり、使途基準を逸脱したものではない。個人名による発行は、記載内容に責任を持たせる意味であり、郵送代の領収書が後援会名となっているのは、郵便局への持込を後援会が補佐したからに過ぎず、議会だよりは、菅沼議員の属する親和会の政務調査の広報に当たり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>菅沼茂雄議会だよりの郵送代の領収証の宛名が菅沼茂雄後援会あてになってしまっていることは事実であるが、それは郵便局への持込を後援会が補佐したからに過ぎない。菅沼茂雄議会だよりの記事内容は議会活動報告、市の政策報告等であって、使途基準を逸脱したものではない。その印刷代領収証の宛名は「菅沼」となっており(乙10の58、2枚目)、菅沼茂雄議会だよりは後援会が作成したものではない。</p>
17-64	その他経費	コピー機代	50,000		<p>3 会派取扱指針に明確に違反するもの</p> <p>⑦ 本件指針(乙19)は、事務機器購入備品について、政務調査費から支出できるものとしては「会派事務所や議員控室等で保管できる物(個人所有では、電子手帳や電子辞書)」と記載されている。これは個人が保管するものには、支出できないと言うことである。この項目は、事務機器など備品を購入する場合は、会派所属の議員が個々に購入して個々が所有、使用するのではなく、会派内で共用することを前提として最低必要な限度で購入することを想定したものである。しかしながら、親和会は、ほとんどの議員がコピー機、プリンター、ICレコーダー、テプラ、デジタルカメラなどの個人購入、個人保管を行っている。このことは監査委員の質問に対して親和会の代表が認めていた(甲11の2、3頁(2))。</p> <p>⑧ 本件指針は、平成13年4月1日から全会派が合意をして実施しており、取扱方のルールとして(議会事務局長答弁、甲11の1、3頁上から11行目以下)位置付け、全会派が遵守を義務づけられたものである。事実、被告は、本件指針の申請書や報告書提出義務については認めている。したがって、本件指針は、単なる「指針」ではなく各会派に対し取扱方のルールを示し、各会派に義務を課しているものであり、それぞれの状況に応じて政務調査費を支出するような矛盾はあってはならない。よって、同基準で支出が許されているものは、同基準を根拠にその正当性を主張すべきである。</p> <p>⑨ また、本件使途基準(甲2)では、事務所費について「会派事務所や議員控室等で保管できるもの」という制限は定めていない。しかしながら、そもそも本件指針は、使途基準をより具体化してルール化したものであり、使途基準に制限を定めていなくても、同指針の有効性は変わらない。</p>	乙10-64	<p>本件指針(乙19)が事務機器購入備品についての参考事例として、「調査研究のため必要とする物で会派事務所や議員控室等で保管できる物(個人所有では、電子手帳や電子辞書)」と記載していることは事実であるが、本件指針は、「指針」という名称から明らかなとおり、各会派に対し指針を示しているに過ぎず、各会派に義務を課しているものではなく、各会派においては、それぞれの状況に応じて事務機器購入備品として政務調査費を支出している。</p> <p>なお、政務調査費使途基準(甲2)においては、事務所費の内容として「会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に関する経費」と定め、例示として「事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等」と定めているだけであり、「会派事務所や議員控室等で保管できる物」というような制限は定めていない。</p>

					<p>② 親和会において、「年度当初の所属議員の会合において、会派取扱指針(乙19)を説明した。」とするが、証拠がない。さらに、「パソコンについては購入費用が150,000円程度と見込まれるところ、その約3分の1である50,000円を任期中1回だけ支出できること、デジタルカメラについても50,000円を任期中に1回だけ支出できる」と(乙20)。」及び「パソコン等が議員自宅で使用されている理由は、会派の部屋が狭隘なために過ぎない。」としている。</p> <p>しかしながら、本件指針(乙19)は、平成13年4月1日から適用されており、本件指針が制定された当時から会派の部屋は、狭かつたはずである。その後、平成18年7月31日に親和会独自の「政務調査費使途基準(乙20)」が設定された。設定理由は、「最近パソコン・デジタルカメラの普及は著しく、一般社会でも広く常識的に使われております。議員活動においてもデジタルカメラは視察・研修・現地調査等日頃の活動において欠かせぬ存在となっております。また、パソコンも案内・報告・連絡書類・数表計算書等ほとんどはパソコンにて作成されており、手書きの書類は極めて稀にしか見ることもない程度普及しデジカメの映像と併せ使用されることも多く利用されております。」である。このような「社会情勢の著しい変化」や上記の「会派の部屋が狭隘なため」により、議員活動に支障等をきたす場合には、すべての会派の合意を得て、本件指針を改定したうえで、改定後の会派取扱指針に基づいて政務調査費を支出すべきである。</p> <p>したがって、親和会は、すべての会派において合意された本件指針(乙19)を遵守せず、親和会の都合により、独自に政務調査費使途基準(乙20)を設定し、パソコン及びデジタルカメラ購入費用の上限額50,000円とし、親和会の個々の議員が当該使途基準を適用しても、法的な効力はなく、無効である。</p>		
					<p>③ また、政務調査費使途基準(乙20)には、以下の矛盾もある。</p> <p>① 当時、パソコンは150,000円程度と見込まれる高額品であることから、乙20に基づけば充当政務調査費50,000円(支出限度額)、私費負担額は100,000円程度となる。</p> <p>しかしながら、デジタルカメラは、当時、50,000円程度と見込まれる高額品であり、パソコン購入費用の3分の1程度であるにもかかわらず、購入費用の上限額は、50,000円と設定された。よって、デジタルカメラの実際の購入費用は殆ど50,000円以下であり、私費負担がないのである。</p> <p>したがって、パソコンとの整合性を勘案すれば、デジタルカメラの上限額は、購入費用50,000円の3分の1程度である20,000円程度が妥当であり、パソコンと同様の上限額50,000円は高く、矛盾している。</p> <p>② 上記以外にも高額と見込まれる政務調査費の支出には、議員個々の視察がある。例えば、タイ国視察3名367,930円(1人当たり122,643円)、青森県六ヶ所村視察8名815,768円(1人当たり101,971円)、親和会行政視察17名1,210,665円(1人当たり71,215円)、一豊ゆかりの地親善訪問18名1,675,224円(1人当たり93,068円)、静岡県産業経済交流団視察1名77,740円などである。したがって、小額な費用で対応できる視察もあれば、高額な視察もあるにもかかわらず、なぜ視察には上限額、あるいは制限の設定がなされなかったのか、不可解である。</p> <p>④ したがって、上記の理由により、当該コピー機代50,000円の全額は、政務調査費からの支出は許されず、返還を請求すべきである。</p> <p>⑤ 仮に上記主張が認められないとしても、パソコンは、一般大衆化されており、議員個人の私的使用利便に供されるものとして年賀状、冠婚葬祭等の挨拶状、手紙等の書簡の作成やEメール、インターネットによる情報収集や意見交換等広範囲に活用され、具備必需品として必要不可欠な存在になっていることから自宅で保有し、合わせてコピー機やインクカートリッジ等の付帯用品を購入し、使用されているものである。</p> <p>議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動③政務調査活動などがある。特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査費からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。</p> <p>したがって、当該コピー機の政務調査費支出金額50,000円から購入金額65,000円の3分の1相当額21,666円を差引いた金額28,334円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	<p>パソコンは当時約150,000円と見込まれる高額品であったため、50,000円の上限額をもうけたものであり、原告らがいう「案分割合」を定めたものではない。物品の購入と、視察とはもともと異なる性質のものであり、前者に上限額が設けられ、後者に上限額が設けられていないことに問題はない。</p>	
17-65	その他経費	コピー機代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-65	17-64と同じ
17-66	その他経費	コピー機代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-66	17-64と同じ
17-67	その他経費	コピー機代	72,240		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額72,240円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-67	17-64と同じ

17-68	その他経費	コピー機代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-68	17-64と同じ
17-69	その他経費	コピー機代	51,120		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額51,120円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-69	17-64と同じ
17-70	その他経費	コピー機代	40,783		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額40,783円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-70	17-64と同じ
17-71	その他経費	コピー機代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-71	17-64と同じ
17-72	その他経費	コピー機代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-72	17-64と同じ
17-73	その他経費	コピー機代	40,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額40,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-73	17-64と同じ
17-74	その他経費	コピー機代	39,800		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額39,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-74	17-64と同じ
17-75	その他経費	プリンター代	39,300		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額39,300円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-75	17-64と同じ
17-76	その他経費	プリンター代	45,150		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額45,150円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-76	17-64と同じ
17-77	その他経費	プリンター代	44,800		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額44,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-77	17-64と同じ
17-78	その他経費	プリンター代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-78	17-64と同じ
17-79	その他経費	プリンター代	29,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額29,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-79	17-64と同じ
17-81	その他経費	電子辞書代	31,933		3 会派取扱指針に明確に違反するもの 電子手帳や電子辞書は、個人所有が許されるといつても、市政の調査研究だけでなく、通常の議員活動及び私的使用の利便にも供されている。すなわち、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動、③政務調査活動などがある。特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから、政務調査費は政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査費からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。 したがって、電子辞書代47,900円の3分の2相当額31,933円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-81	原告らは、事務機器購入備品が「通常の議員活動」及び私的使用の利便にも供されていると主張するが、そのような事実はない。 また、電子辞書の使用にあたり、一部通常の議員活動等の利便に供されたとしても、主たる使用目的は調査研究活動のためである。 したがって、事務機器購入備品についての政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
17-82	その他経費	電子辞書代	26,845		別表1の通し番号17-81に同じ。 したがって、電子辞書代40,268円の3分の2相当額26,845円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-82	17-81と同じ
17-83	その他経費	"	35,706		別表1の通し番号17-81に同じ。 したがって、電子辞書代53,560円の3分の2相当額35,706円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-83	17-81と同じ
17-84	その他経費	"	13,333		別表1の通し番号17-81に同じ。 したがって、電子辞書代20,000円の3分の2相当額13,333円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙10-84	17-81と同じ
17-85	その他経費	ICレコーダー	19,261		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額19,261円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-85	17-64と同じ
17-86	その他経費	"	35,167		⑦ ICレコーダー代18,700円は、「別表1の通し番号17-64に同じ」である。したがって、支出額18,700円の全額は、返還を請求すべきである。 ⑧ 電子辞書代24,700円は、「別表1の通し番号17-81に同じ」である。したがって、3分の2相当額16,467円を返還請求すべきである。	乙10-86	ICレコーダーについては、17-64と同じ 電子辞書については、17-81と同じ

17-87	その他経費	テプラ	37,800			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額37,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-87	17-64と同じ
17-88	その他経費	テプラ本体・テープ代	30,429			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額30,429円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-88	17-64と同じ
17-89	その他経費	テプラ・封筒・ファイル	34,530			別表1の通し番号17-1(第2の(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 封筒、クリアファイルは、自宅で保有する議員活動用の事務消耗品であり、政務調査費からの支出は許されない。したがって、購入費4,730円全額の返還を請求すべきである。 仮に許されるとしても、市政の調査研究活動用、通常の議員活動用、私的目的の使用などを考えれば、政務調査費からの負担は3分の1相当であり、封筒代、クリアファイル代4,730円の3分の2相当額3,153円の返還を請求すべきである。 ① テプラ代 29,800円は、「別表1の通し番号17-64に同じ」である。したがって、支出額29,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-89	封筒、クリアファイル等の事務消耗品購入費用の政務調査からの支出を禁止する規定はない(本件用途基準)(甲2)し、他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。 テプラについては、17-64と同じ。
17-90	その他経費	テプラ・電子辞書代	74,850			⑦ テプラ代46,200円は、「別表1の通し番号17-64に同じ」である。したがって、支出額46,200円の全額は、返還を請求すべきである。 ① 電子辞書代42,974円は、「別表1の通し番号17-81に同じ」である。したがって、3分の2相当額28,650円を返還請求すべきである。	乙10-90	テプラについては、17-64と同じ。 電子辞書については、17-81と同じ
17-91	その他経費	デジタルカメラ他	50,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-91	17-64と同じ
17-92	その他経費	デジタルカメラ	45,300			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額45,300円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-92	17-64と同じ
17-93	その他経費	デジタルカメラ	50,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-93	17-64と同じ
17-94	その他経費	デジタルカメラ	35,800			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額35,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-94	17-64と同じ
17-95	その他経費	デジタルカメラ	49,800			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額49,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-95	17-64と同じ
17-96	その他経費	デジタルカメラプリンター	27,405			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額27,405円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-96	17-64と同じ
17-97	その他経費	デジタルカメラ	49,875			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額49,875円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-97	17-64と同じ
17-98	その他経費	デジタルカメラ	50,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-98	17-64と同じ
17-99	その他経費	デジタルカメラ	47,670			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額47,670円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-99	17-64と同じ
17-100	その他経費	デジタルカメラ	42,624			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額42,624円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-100	17-64と同じ
17-101	その他経費	デジタルカメラ	43,780			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額43,780円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-101	17-64と同じ
17-102	その他経費	デジタルカメラ	41,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額41,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-102	17-64と同じ
17-103	その他経費	デジタルカメラ	50,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-103	17-64と同じ
17-104	その他経費	デジタルカメラ	50,000			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-104	17-64と同じ
17-105	その他経費	デジタルカメラ	51,520			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額51,520円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-105	17-64と同じ
17-106	その他経費	デジタルカメラ	48,280			別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額48,280円の全額は、返還を請求すべきである。	乙10-106	17-64と同じ

平成 17 年度 返還請求額 合計 3,088,755円

別表2 平成18年度 親和会

通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
18-1	研究研修費	政策塾4/20参加費・書籍	24,975	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額24,975円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-1	別表1, 17-5と同じ
18-3	研究研修費	政策塾4/20参加費・経費	21,300	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額21,300円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-3	別表1, 17-5と同じ
18-4	研究研修費	一豊サミット研修費	15,000	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦当該研修会は、「一豊公&amp;千代様サミット構成市である犬山市、岩倉市、一宮市及び郡上市を訪問し、各市所在の一豊と千代ゆかりの史跡を巡るとともに、各市の担当者と情報交換を行つたものである。」とするが、以下の理由により、認められない。</p> <p>①一豊公&amp;千代様サミットの事前研修という名目で、その実態は、羽黒城跡、犬山城、岩倉城跡、黒田城跡、八幡城などの城と旧跡を巡る個人の興味を満足させるための観光旅行であり、市政の調査研究とは無関係である。</p> <p>②申請書の調査事項は、「多くの遺跡にふれたい。」とあり、報告書には「多くの遺跡にはのぼり幟が立っていた。」ことと、「ボランティアに依る市内案内」に力を注いでいる様子が参考になつたこと、が記載されているのみである。</p> <p>③当該研修会の目的に「訪問市の担当者と情報交換を行つた。」とするが、報告書には「相手の職・氏名はもとより、その内容については一字も報告されておらず、情報交換の事実はなかつた。」と推認できる。</p> <p>④したがつて、本件支出は単なる城めぐり観光行事であり、政務調査費の支出は許されず、15,000円全額の返還を求めるべきである。</p>	乙11-4	<p>別表1, 17-5と同じ。</p> <p>本視察研修は、一豊公&amp;千代様サミット構成市である犬山市、岩倉市、一宮市及び郡上市を訪問し、各市所在の一豊と千代ゆかりの史跡を巡るとともに、各市の担当者と情報交換を行つたものである。</p> <p>NIHK大河ドラマ「功名が辻」の放映を機に、それぞれの市所在の史跡をどのように観光振興に活かしているかを調査することを目的に実施されたものであり、観光施設を訪れるることは、まさに調査研究のためであつて、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-5	研究研修費	講演会賛同費	1,000	●	有 否認	<p>別表1の通し番号17-5に同じ。したがつて、支出額1,000円全額は、返還を請求すべきである。</p> <p>ただし、被告は、親和会に関する支出について、書式(甲10)は用いられていないが、それぞれ報告書が提出されているとし、報告書(乙37)を認否の補充として提示した。</p> <p>しかしながら、平成17年度から平成19年度までの3年ににつき3会派に提出された本件指針に基づく会派代表者への申請書(別紙1)、報告書(別紙2)及び支払証明書(別紙3)のすべてについて公文書の開示請求を行つた。これに対し、平成21年10月15日に開示された文書の中にも当該報告書は、含まれていない。したがつて、下記の理由により、これを認めることはできない。</p> <p>被告の提示した報告書(乙37)は、指定された正規の書式(甲10)ではなく、報告の宛先、会派代表者の認印等が記載されていない。よって、当該報告書は、「誰が、どこで管理、保管されていたか不明であることから、被告は、原告らの文章開示に対して開示することができず、さらに「乙11の5」にも添付することができなかつた。」と推測することができる。</p> <p>したがつて、当該報告書は、正規の報告書(甲10)として認定することはできず、これを否認する。</p> <p>仮に上記の主張が容れられないとしても、当該報告書によれば、「チェリノブリの講演会は、参加した市民と共に原発事故の教訓を学んだ。」と記述されていることからも明らかなどおり、「市政の調査研究に資するもの」というよりも同議員の「知識、見識を高める」にすぎず、政務調査費からの支出は、許されない。</p>	乙11-5 乙37	<p>別表1, 17-5と同じ。</p> <p>原告らが請求した公文書開示において、政務調査費支出の報告書が漏れていたことは事実であるが、単純な作業ミスである。</p>
18-6	研究研修費	森林セラピー参加 (シンポジウム旅費・書籍代)	20,480	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦高木議員は、前年度に引き続いて参加しているが、前年度と同様の理由により(別表1の通し番号17-4)、議員としての知識を深め、個人的興味や関心を満足させるために参加したものであり、市政の調査研究に資するものとはいはず、政務調査費の支出は許されない。</p> <p>⑧したがつて、旅費14,280円、森林医学6,200円、計20,480円の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-6	<p>別表1, 17-1と同じ。</p> <p>「森林セラピー」は、森林浴の効果を科学的に解明し、心と身体の健康に活かそうという試みである。この研究のために産・官・学が連携して発足した「森林セラピー研究会」では、森林の持つ癒し効果の科学的解明や、森林の癒し効果の活用方法等に関する研究を進めていた。高木議員は、掛川市において、小笠山の有効活用ができないか、市民の健康と森林の関連を調査研究するためにセミナーに参加したものであり、書籍の購入もセミナーに付随したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-7	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-7	別表1, 17-5と同じ
18-8	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-8	別表1, 17-5と同じ
18-9	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-9	別表1, 17-5と同じ
18-10	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-10	別表1, 17-5と同じ

18-11	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-11	別表1, 17-5と同じ
18-12	研究研修費	日本をリードする議員の政策塾	20,280	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額20,280円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-12	別表1, 17-5と同じ
18-13	研究研修費	報徳社議員研修・見学・講演	3,780	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。(支出額3,780円の全額は、返還を請求すべきである。)	乙11-13	別表1, 17-5と同じ
18-17	研究研修費	第8回都市経営セミナー	1,540	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 参加者の内、八木議員は、他の参加者が最寄のJR駅から都市経営セミナーの会場まで徒歩で対応しているのに自己都合により当該会場までタクシーを使ったことは、明らかに「最少の経費で最大の効果の原則」に反している。 したがって、八木議員の交通費15,820円の内、政務調査費からタクシー代1,540円を支出することは、許されない。タクシー代1,540円の返還を請求すべきである。 ① ただし、同議員が1,540円をタクシー代として支出した理由は、「市議会建設委員であった同議員が、当日、市道改良工事にかかる用地立会のため、他の議員と同行できず、セミナー開始時刻間に合うようやむを得ず利用した。」とするが、証拠がない。	乙11-17	本件規程(甲2)が定める本件使途基準は、研究研修費の内容として、会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費と定めている。また、例示として、会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等を挙げている。 参加者のうち、八木議員が交通費1万5820円のうち1540円をタクシー代として支出した理由は、市議会建設委員であった同議員が、当日、市道改良工事にかかる用地立会のため、他の議員と同行できず、セミナー開始時刻間に合うようやむを得ず利用したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-21	研究研修費	平成18年度現地研究会	6,100	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 水野議員は、掛川市の農政について常に政策提言をしており、今回は地域おこしと畜産についてをテーマとして調査研修し、「井出種畜産牧場」「富士山が育むいちごやさん」の2施設を視察したものである。」とするが、当該研究会は、実質的には農友会(青年農業者海外派遣事業で農業を学んだ者で組織する団体)による交流会に合わせての講演であり、会員同士の親睦会的性格が強い。 ④ したがって、少なくとも経費の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、研修経費12,200円の2分の1相当額6,100円の返還を請求すべきである。	乙11-21	水野議員は、「富士宮市における食による地域おこし」及び「青木養鶏場の今」をテーマとした講演会に参加し、「井出種畜産牧場」「富士山が育むいちごやさん」の2施設を視察したものである。 水野議員は掛川市の農政について常に政策提言をしており、今回は地域おこしと畜産についてをテーマとして調査研修をしたものであって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-22	研究研修費	報徳サミット小田原市大会	7,075	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 第12回目の報徳サミットであり、総会、交歓会、基調講演、パネルディスカッション、大会宣言等で例年報徳ゆかりの自治体を持ち回って開催される。 報徳サミットの内容は、市政の調査研究に資するものというより、議員個人の知識、見識、モラル等を高める自己研鑽に要するものである。 当該全国報徳サミットは、マンネリ化し、今回は加盟23自治体のうち首長自らが出席したのは7市町村にとどまり、他の16市町村は代理出席であり、一自治体が退会した(戸塚正義議員の報告書、乙11の23)この事態は、もはやサミットに値しない内容であり、その有用性は否定されたことになる。このような行事のために政務調査費の支出は許されない。そもそもサミットとは、自治体が主体となるもので、議会がしゃしゃり出るべきではない。 掛川市の事業として、毎年非常に重要な大会として位置付けているのであれば、政務調査費の研究研修費という疑義のある支出ではなく、堂々と事業費として予算化して執行すべきである。 ⑦ したがって、経費全額を政務調査費から充当することは許されず、少なくとも経費の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、宿泊代14,150円の2分の1相当額7,075円の返還を請求すべきである。	乙11-22	報徳サミットは、江戸時代に至誠、勤労、分度、推讓の報徳精神を説いて疲弊した藩の財政や荒廃した農村の復興に大きな成果を上げた二宮尊徳の報徳思想を掘り起こして「まちづくり」に活用していきたいという主旨で開催されている。毎年、全国の二宮尊徳にゆかりのある自治体で開催され、混迷する現代社会に対する警鐘となる「報徳思想」を引き継いでいる大会である。大日本報徳社のある掛川市としては、非常に重要な大会と位置づけている。 大会の初日は尊徳関係施設見学、総会、交歓会、二日目は施設見学、基調講演、パネルディスカッションが行われた。地方分権時代の今日的な視点から「報徳の教え」を見直し、尊徳の業績に学び、現代に通じるその精神を「活力と魅力あるひとづくり、まちづくり」に活かそうと調査研究をしたものであって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-23	研究研修費	報徳サミット小田原市大会	7,075	有	有	別表2の通し番号18-22に同じ。 したがって、宿泊代14,150円の2分の1相当額7,075円の返還を請求すべきである。	乙11-23	18-22と同じ
18-24	研究研修費	報徳サミット小田原市大会(ガソリン代)	1,605	有	有	別表2の通し番号18-22に同じ。 したがって、ガソリン代3,207円の2分の1相当額1,605円を返還請求すべきである。	乙11-23	18-22と同じ
18-25	研究研修費	報徳サミット小田原市大会(ガソリン代)	1,602	有	有	別表2の通し番号18-22に同じ。 したがって、ガソリン代3,205円の2分の1相当額1,602円を返還請求すべきである。	乙11-23	18-22と同じ
18-26	研究研修費	報徳サミット小田原市大会(ガソリン代)	1,602	有	有	別表2の通し番号18-22に同じ。 したがって、ガソリン代3,205円の2分の1相当額1,602円を返還請求すべきである。	乙11-23	18-22と同じ
18-27	研究研修費	報徳サミット小田原市大会(ガソリン代)	1,602	有	有	別表2の通し番号18-22に同じ。 したがって、ガソリン代3,205円の2分の1相当額1,602円を返還請求すべきである。	乙11-23	18-22と同じ

18-28	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 支払調書によれば(乙11の24),「行き」は、有楽町→永田町まで電車で1人160円であり、「帰り」は、2台のタクシーで便乗1,380円×2台(6人)=2,760円(1人当り460円)と精算され、その差額1,800円(1人当り300円)は、「行き」よりも高くついている。当該セミナーの終了は、報告書から判断すれば、16:30頃であり、タクシーの利用は必要ない。</p> <p>都内の交通手段として、タクシーの利用は、明らかに「最少の経費で最大の効果の原則」に反している。掛川市の行政を監視し、節約や無駄遣いの防止をはかることを念頭に、活動しなければならない立場にある市議会議員が、莫大な借金を抱え心配している住民や掛川市の財政が困窮していることも省みず、かつ、報徳思想の分度もわきまえず、タクシーの利用を許容範囲内と唱えることは、社会通念上からも許されない。</p> <p>① したがって、電車賃とタクシー料金の差額1,800円(1人当り300円)の返還を請求すべきである。</p>	乙11-24	<p>地域医療政策セミナーは、全国自治体病院経営都市協議会が主催するセミナーであり、掛川市立総合病院におけるこれからの地域医療を検討するための調査研修である。都内の交通手段として、JR、地下鉄、バス、タクシー等いずれの使用も社会通念上の許容範囲内であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-29	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	別表2の通し番号18-28に同じ。	乙11-25	18-28と同じ
18-30	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	別表2の通し番号18-28に同じ。	乙11-26	18-28と同じ
18-31	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	別表2の通し番号18-28に同じ。	乙11-27	18-28と同じ
18-32	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	別表2の通し番号18-28に同じ。	乙11-28	18-28と同じ
18-33	研究研修費	地域医療施策セミナー	300	有	有	別表2の通し番号18-28に同じ。	乙11-29	18-28と同じ
18-34	研究研修費	「第6回森林セラピー研究会」研修会	19,280	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 高木議員は、掛川市において小笠山の有効活用ができないか、市民の健康と森林の関連を調査研究するためにセミナーに参加したとするが、今回で3回目である。同議員は、平成17年から19年の3年間連続参加であるが、この問題で当局への提案、議会質問、市政報告書への記載は一切なく、個人的な趣味、関心事として満足させるために参加したものである。</p> <p>① したがって、当該研究会は、市政の調査研究に資するものとはいせず、講習研修会費5,000円 交通費14,280円 計19,280円の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-30	<p>「森林セラピー」は、森林浴の効果を科学的に解明し、心と身体の健康に活かそうという試みである。この研究のために産・官・学が連携して発足した「森林セラピー研究会」では、森林の持つ癒し効果の科学的解明や、森林の癒し効果の活用方法等に関する研究を進めていた。高木議員は、掛川市において、小笠山の有効活用ができないか、市民の健康と森林の関連を調査研究するためにセミナーに参加したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-35	研究研修費	第13回一豊公&千代様サミット	43,980	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 平成6年から始まった当該サミットは、歴史を学び、交流することで観光振興、地域活性化を目指すことを狙いとするが、開催地を巡る単なる観光を通じての自治体間交流に過ぎず、市政に関する調査研究だけとは、到底言えない。</p> <p>当該サミットは、山内一豊と千代にゆかりの12市町で構成されており、当日は約400人が参加している。NHK大河ドラマ「功名が辻」の放映を機に、各市町の史跡をどのように観光振興、地域活性化に活かしているか観察するとともに、情報交換を行うものであって、観光に関する調査研究であるとするが、上記18-4の第1回一豊&amp;千代様サミットと重複している。</p> <p>このサミットの不必要性は、参加自治体間で今後の継続について意見統一ができなかったことをもって(松井議員報告書、乙11の31)、明らかであり、その有用性は認められない。</p> <p>つまり、サミットとはいながら首長の参加はなく一豊と千代をだしにした参加者の観光旅行にすぎない。</p> <p>① したがって、「単なる観光旅行であり、政務調査費の支出は許されず、43,980円の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>② 仮に原告らの主張が容れられないとしても、市政の調査研究だけでなく、一般市民、個人としての知識、見識等を高めることにも繋がり、2分の1相当額21,990円の返還を請求すべきである。</p>	乙11-31	<p>このサミットは、山内一豊と千代にゆかりの12市町で構成されており、当日は約400人が参加している。NHK大河ドラマ「功名が辻」の放映を機に、各市町の史跡をどのように観光振興、地域活性化に活かしているか観察するとともに、情報交換を行うものであって、観光に関する調査研究であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

18-36	研究研修費	長野県農業視察・研修 (県国際農友会)	12,810	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 農友会による平成18年度現地研究会が国民休暇村「富士」にて平成18年10月26～27日に行われ、引續いて長野県で農業視察等が平成18年11月12～13日に行われ、水野議員は農友会会員として当該農業視察に参加した。</p> <p>① しかしながら、出先の愛知県常滑市から名鉄名古屋駅までの乗車券ではなく、支払証明書で処理されている。申請書、報告書によると、11月13日(月)の予定がなく、静岡県庁への訪問目的は不詳である。1泊2日にもかかわらず、11月12日(日)は、13:00～16:00圃場見学 16:00～18:00検討会 18:00～21:00意見交換会と形式的に報告書に記載されているだけである。</p> <p>かつ、参加費、宿泊料の請求もされておらず、JR乗車料金と旅費に以下のとおり齟齬がある。</p> <p>よって、当該視察研修が11月12日(日)に行われた証拠がなく、参加した証拠もない。</p> <p>① 名古屋～上諏訪間の特急券JR料金2,100円であるところ、支払調書による支出額3,260円、差額1,160円多い。同区間の乗車券JR料金3,260円であるところ、支払調書による支出額2,410円、差額850円少ない。</p> <p>② 上諏訪～静岡間の特急券JR料金1,150円であるところ、支払調書による支出額1,460円、差額310円多い。同区間の特急券JR料金1,780円であるところ、支払調書による支出額1,160円、差額620円少ない。</p> <p>また、同議員は、帰路、静岡県庁農業振興室において農業調査を行ったとするが、形式的な報告書を当該農業調査の翌日(11月14日)に作成しているにもかかわらず、当該農業調査に関する記述が一切ない。</p> <p>⑦ したがって、政務調査費からの支出は許されず、旅費12,810円の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-32	<p>水野議員は、長野県の高冷地農業の視察研修を行い、帰路、静岡県庁農業振興室において施設園芸を中心とした農業調査を行ったものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>宿泊費、参加費が政務調査費として申請されていないが、これは各議員の判断によるものである。</p> <p>なお、水野議員は、視察に向かう前、私用で常滑市にいたところ、常滑市から長野県までの交通費と、掛川市から長野県までの交通費を比較すると、前者の方が低額であるため、前者により交通費を支出したものである。</p>
18-37	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会	10,240	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 当該サミットは第60回目であり、全国100ha以上の茶畑を有する産地90市町村が参画し、掛川市特産の茶振興策を検討する機会となっている。また、農業だけでなく、各地域の観光振興について検討する機会となっており、ペットボトルに見られる利便性を追求した社会に対して、市の施策をどのように進めるかを調査・検討する重要な機会とするのであれば、議会としても中途半端な関わりでなく議会の事業として予算計上して執行すべきである。</p> <p>実施内容を検討すると、1日目は主催者挨拶にはじまり、国会議員、農水省、県関係者の来賓挨拶、吉村作治早大客員教授の「エジプトを中心としたお茶文化」と題する講演、大会宣言で、夕方からは所沢市有数の豪華ホテルで1人当たり6,000円の宴会等。2日目は、長瀬ライン下りや寶登山神社見物など観光のみ。毎年異なる地方自治体を持ち回りで実施し、今回が60回目で全体として形式的かつ無内容でただ慣習的に行っているにすぎず、参加の必要性がない。また、姑息的に参加者に政務調査費で対応させることは許されない。全国で市議員が参加したのは主催市の所沢市以外では掛川市だけだったことを考えても、その無用性は明らかである。</p> <p>① したがって、上述の実施内容からわかるように挨拶・講演・遊覧観光・豪華ホテルでの宴会などの日程の下で、「掛川市特産の茶振興策を検討する機会」や「各地域の観光振興について検討する機会」などの検討は、不可能であり、市政の調査研究に資するものとはいせず、交通費10,240円及び参加費ほか26,650円の経費全額36,890円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>⑦ 仮に、上記の主張が容れられないとしても、2日目の行事は長瀬ライン下りや寶登山神社見物など観光のみであり、交通費10,240円の2分の1相当額5,120円及び参加費ほか26,650円の2分の1相当額13,325円は、返還を請求すべきである。</p> <p>② 上記⑦～⑦の主張が認められないとしても、本件指針において「出席者負担金・会費」として支出できる参考事例として、「掛川市関係のサミット等の負担金及び会費などがあり認めていくが、同時に「会議に伴う食事以外の飲食費」(宴会費、懇親会費)は支出できないと定めている。</p> <p>参加者は会費として一括支出したのではなく、旅費、宿泊費、交流会(飲食に伴う宴席)と個別に積算したものを支出したのであり、わざわざ豪華なホテルに場所を移して行った交流会の支出は許されない。</p> <p>したがって、参加費のうち、交流会30,000円(1人当たり6,000円)の支出は、本件指針(乙19)で「支出できない経費参考事例」として、例示されている「会議に伴う食事以外の飲食費」(宴会費、懇親会費)そのものであり、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p>	乙11-33	<p>本大会は、議員の報告にも記載されているところであるが、全国の100ha以上の茶畑を有する産地90市町村が参画して実施しているものであり、掛川市特産の茶振興策を検討する機会となっている。</p> <p>さらに、農業だけでなく、各地域の観光振興について検討する機会となっており、ペットボトルに見られる利便性を追求した社会に対して、市の施策をどのように進めるのかを調査・検討する重要な機会となっている。</p> <p>なお、交流会についての支出は、本件指針(乙第19号証)において、「出席者負担金・会費」として支出できる参考事例として「掛川市関係のサミット等の負担金及び会費など」が挙げられている。</p> <p>したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-38	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会	10,240	有	有	別表2の通し番号18-37と同じ。 したがって、交通費10,240円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-39	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会	10,240	有	有	別表2の通し番号18-37と同じ。 したがって、交通費10,240円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。

18-40	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会	10,240	●	有	別表2の通し番号18-37と同じ。 したがって、交通費10,240円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-41	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会	10,240	●	有	別表2の通し番号18-37の⑦・①に同じ。 したがって、交通費10,240円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-42	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会 参加費ほか	26,650	有	有	別表2の通し番号18-37と同じ。したがって、参加費ほか26,650円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に認められないとしても、本件指針で支出ができない交流会6,000円の支出は許されず、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-43	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会 参加費ほか	26,650	有	有	別表2の通し番号18-37と同じ。したがって、参加費ほか26,650円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に認められないとしても、本件指針で支出ができない交流会6,000円の支出は許されず、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-44	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会 参加費ほか	26,650	有	有	別表2の通し番号18-37と同じ。したがって、参加費ほか26,650円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に認められないとしても、本件指針で支出ができない交流会6,000円の支出は許されず、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-45	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会 参加費ほか	26,650	●	有	別表2の通し番号18-37と同じ。したがって、参加費ほか26,650円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に認められないとしても、本件指針で支出ができない交流会6,000円の支出は許されず、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-46	研究研修費	第60回全国茶サミット埼玉大会 参加費ほか	26,650	●	有	別表2の通し番号18-37と同じ。したがって、参加費ほか26,650円の全額は、返還を請求すべきである。 仮に認められないとしても、本件指針で支出ができない交流会6,000円の支出は許されず、返還を請求すべきである。	乙11-33	18-37と同じ。
18-47	研究研修費	タイ国視察	135,570	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ タイのブミポン王国在位60周年と80歳の誕生日を祝いタイ王国国際園芸博覧会が開催され、ジャパン・フェスティバルのオープニングに「三社祭礼囃子保存会」が出場し、内藤、高木、菅沼の3議員が随行した。3議員の随行の目的は、地元の「三社祭礼囃子」の演技を応援し観戦を楽しむために参加したのであり、このような選挙区内の団体や個人を応援したり激励したりすることは、本件指針でいう「交際費的な経費」に該当し政務調査費から支出することは許されない。 ⑧ 当時、静岡県は、平成21年開港の静岡空港への就航便誘致のため東南アジア各国へのPRをしており、その一環として静岡県を売り込むために大須賀地区の三社祭礼囃子が選ばれたのであり、静岡県知事も参加しているとする。 しかしながら、当該三社祭礼囃子は、掛川市のためでもなく、議員の調査研究のためでもなく、静岡空港を売り込むためのPRに選ばれたのであり、そのことが、本件支出を合理化する根拠にはならない。 ⑨ 同議員3名は、静岡県公園緑地室やタイ国高官との窓口となり対外的役割を果たし、静岡空港近接市である本市の観光パンフレットの配布等も行い、2回目の公演ではタイ王国農業協同組合副大臣も参加し、本市のPRに努めたとするが、観光パンフレットの配布や掛川市のPRなどは、議員の調査研究に該当せず、県政への応援や交際的な行為である。 ⑩ 静岡空港開港を控え、空港隣接市である掛川市における静岡空港の利活用を調査研究するものであるとするが、同議員3名の申請書及び報告書(乙11の34～36)には、三社祭礼囃子の披露を応援したこと、同囃子が好評であったこと、知事と共に観覧したこと等が記載されているのみで掛川市における静岡空港の利活用にふれた部分はなく、住民訴訟対策の虚偽の口実にすぎない。 ⑪ したがって、上記の理由により、「内藤、高木、菅沼の3議員の随行目的は、地元の「三社祭礼囃子」の演技を応援し観戦を楽しむために参加したのであり、このような選挙区内の団体や個人を応援・激励したりすることは、本件指針でいう「交際費的な経費」に該当し、政務調査費から支出することは許されず、経費135,570円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-34	大須賀地区的三社祭礼囃子は、平成19年1月12日から同月15日の4日間、タイのブミポン国王在位60周年と80歳の誕生日を祝い、11月1日からチェンマイ市で開催されていた「タイ王国国際園芸博覧会」の中でジャパンフェスティバルのオープニングに静岡県を代表して参加した。議員3名は、これに同行したのであるが、当時、静岡県は、平成21年開港の静岡空港への就航便誘致のため東南アジア各国へのPRをしており、その一環として静岡県を売り込むために大須賀地区的三社祭礼囃子が選ばれたものであり、静岡県知事も参加している。 議員3名は、静岡県公園緑地室やタイ国高官との窓口となり対外的役割を果たし、静岡空港近接市である掛川市の観光パンフレットの配布等も行い、2回目の公演では、タイ王国農業協同組合副大臣も参加し、掛川市のPRに努めた。 静岡空港開港を控え、空港隣接市である掛川市における静岡空港の利活用を調査研究するものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-48	研究研修費	タイ国視察	116,180	有	有	別表2の通し番号18-47と同じ。 したがって、支出額116,180円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-35	18-47と同じ。
18-49	研究研修費	タイ国視察	116,180	有	有	別表2の通し番号18-47と同じ。 したがって、支出額116,180円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-36	18-47と同じ。

18-50	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問 (行政視察10/3~4 8名)	15,153	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3)に同じ。</p> <p>⑦ 報告書によれば、親和会8名による東京女子医科大学表敬訪問は10月3日の1日だけで17時には終了しているので当日帰宅できるのに、八木、高塚、雑賀、鳥居、佐藤、水野の6議員は、京王プラザホテルに宿泊している。うち、鳥居、佐藤、水野の3議員は翌日、関東農政局を訪問したので3日の宿泊は必要だとする。</p> <p>しかしながら、以下の理由により当該農政局訪問は、大井川右岸農水事業（土地改良）への謝意を表する程度のもので、市政の調査研究には該当せず、本件指針でその経費に政務調査費を充当することを禁止されている交際的な行為であり、政務調査費からの支出は許されない。</p> <p>① 関東農政局の訪問は、大井川右岸用水受益地区である市南部の大東地区や大須賀地区の大井川右岸用水パイプライン化事業計画の調査活動として、南部関係地区的鳥居、佐藤、水野3名の議員が訪問したもので、「謝意を表す程度のもの」ではないとするが、佐藤議員の申請書には「関東農政局表敬訪問、大井川右岸農水事業土地改良への敬意」とあり、報告書においては、「関東農政局長、課長等と面談」、「現在の農政と今後の方向を学ぶ」、「掛川市親善大使として活躍中の松本洋一郎氏との面談」、「柳沢紀子絵画展表敬訪問」等の項目が記述され、鳥居、水野の両議員の報告書には「大井川用水、農地整備に関する研究や指導」とあり、3議員とも大井川右岸用水パイプライン化事業計画についての具体的な内容や当局から受けた指導内容等が全く記述されていない。</p> <p>② したがって、上記の理由により、関東農政局の訪問は当該パイプライン化事業計画の調査活動ではなく、東京女子医科大学表敬訪問、松本洋一郎親善大使との面談、柳沢紀子絵画展表敬訪問等にあわせて、「大井川右岸農水事業土地改良への謝意」を表するために関東農政局へ表敬訪問したのである。本件会派取扱指針でいう「交際費的な経費」に該当し、電車費2,970円（990円×3人）、宿泊代45,459円（15,153円×3人）、タクシー代660円（3人で1台）及び手土産代7,200円（2,400円×3人）の合計56,289円（1人当たり18,763円）は、政務調査費から支出することは許されず、不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>④ 八木、高塚、雑賀の3議員は、当日、経済建設委員会へ出席のため帰府しているとするが、同3議員は、10月4日の経済建設委員会への出席については、事前に把握しており、10月3日の東京女子医科大学表敬訪問は、10月3日の1日だけで17時には終了しているのであるから、鈴木、山本両議員と同様に当日（10月3日）に帰宅できる。</p> <p>したがって、同3議員の10月3日の宿泊は不要であり、宿泊代3名で45,457円（1人当たり15,153円又は15,152円）は、政務調査費から支出することは許されず、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-37	<p>東京女子医大への訪問は、掛川市立総合病院の抱える諸課題の改善策や、東京女子医大の病院経営の状況、最新の医療実態の調査、合併前の旧大東町時代からの東京女子医大との交流事業の促進方策、市内大東地区的吉岡弥生記念館事業の今後の在り方等、掛川市の医療体制の方向性について調査研究を実施するとともに、病院業務終了後に宿泊先において、理事長、病院長、病院関係者との意見交換会を開催し、情報交換や交流を深めたものであって、当日の宿泊代は情報交換を深めるため支出されたものである。</p> <p>翌日の関東農政局訪問は大井川右岸用水受益地区である市南部の大東地区や大須賀地区の大井川右岸用水パイプライン化事業計画の調査活動として、南部関係地区的鳥居、佐藤、水野3名の議員が訪問したもので、原告らの主張する「誠意を表す程度のもの」ではない。なお、八木、高塚、雑賀の3議員は、当日、経済建設委員会へ出席のため帰府している。</p> <p>したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-51	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問	15,152	有	有	別表2の通し番号18-50に同じ。 したがって、経費29,904円の内、宿泊代15,152円は、返還を請求すべきである。	乙11-37	18-50と同じ。
18-53	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問	18,763	有	有	別表2の通し番号18-50に同じ。 したがって、経費33,516円の内、宿泊代他18,763円は、返還を請求すべきである。	乙11-37	18-50と同じ。
18-54	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問	18,763	有	有	別表2の通し番号18-50に同じ。 したがって、経費33,515円の内、宿泊代他18,763円は、返還を請求すべきである。	乙11-37	18-50と同じ。
18-56	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問	15,152	有	有	別表2の通し番号18-50に同じ。 したがって、経費29,904円の内、宿泊代15,152円は、返還を請求すべきである。	乙11-37	18-50と同じ。
18-57	研究研修費	東京女子医科大学表敬訪問	18,763	有	有	別表2の通し番号18-50に同じ。 したがって、経費33,516円の内、宿泊代他18,763円は、返還を請求すべきである。	乙11-37	18-50と同じ。

18-58	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問(行政視察7/6~8 18名)	84,818	有	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該行政視察の行程表及び報告書によれば(乙11の38), 観光行政調査を口実にその実態は、親和会あげての歴史巡りの観光旅行である。一豊ゆかりの地ということで、長浜市、犬山市、高知市を訪問したが、市役所に寄つたのは犬山、高知の両市だけ、しかも両市役所では短時間(45分~60分程度)の説明を受けたあと直ちに観光巡りにはいった。 その観光地は、犬山城、興禅寺、羽黒城跡(以上、犬山市), 犬山博物館、大通寺、長浜城(以上、長浜市), 山内神社、高知城、坂本竜馬像、坂本竜馬記念館、自由民権記念館、土佐犬の闘犬、桂浜散策(以上、高知市)等であった。 ⑧ 「現地踏査」することは、インターネット発信では汲むことができない情報を得る点で効果があり、観光施設を視察することは当然のことであるとする。 しかしながら、上記⑦のとおり観光行政調査を口実にその実態は、山内一豊公をだしにした親和会全員を対象に19名(うち議会事務局1名)が参加し、大がかりな歴史めぐりの観光旅行である。掛川市の行政を監視し、節約や無駄遣いの防止をはかることを念頭におき活動しなければならない立場にある市議会議員が、莫大な借金を抱え心配している住民や掛川市の財政が困窮していることも省みず、かつ、報徳思想の分度もわきまえず、血税を遣うにも限度があることをわきまえていない振舞いであり、社会通念上からも許されない。	乙11-38 乙53	この行政視察の主な目的は、①ゆかりの地親善訪問によりさらなる友好関係の構築、②大河ドラマ「功名が辻」によるドラマ館等イベント関連施設の視察調査、③大河ドラマによる経済効果・成果の調査検証、④大河ドラマ終了後の活性化策の情報交換等である。現地踏査することはインターネット発信では汲むことができない情報を得る点で効果があり、観光施設を視察することは当然のことである。 長浜市では、市役所を訪問していないが、長浜城歴史博物館副館長から説明・案内を受けている。また、犬山市・高知市の市役所訪問が短時間であっても、施設見学の説明等を受けており、市役所訪問が目的ではないので、何ら問題ない。 NHK大河ドラマ「功名が辻」放映に伴い、各市の史跡や施設等をどのように活用して観光振興・地域活性化に活かしているか調査研究するために行われたものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 ただし、日当(1人あたり8250円)の支出については、事務処理上の誤りであったので、既に親和会から返還を受けた。
18-59	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-60	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-61	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-62	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-63	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-64	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-65	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-66	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-67	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-68	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-69	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-70	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-71	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-72	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-73	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-74	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-75	研究研修費	一豊ゆかりの地 親善訪問	84,818	有	別表2の通し番号18-58に同じ。	乙11-38	18-58と同じ。
18-76	調査旅費	ポーラ美術館	3,470	●	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,470円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。

18-77	調査旅費	ポーラ美術館	3,470	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,470円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。
18-78	調査旅費	ポーラ美術館	3,470	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,470円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。
18-79	調査旅費	ポーラ美術館	3,470	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,470円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。
18-80	調査旅費	ポーラ美術館	3,470	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,470円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。
18-81	調査旅費	ポーラ美術館	3,466	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,466円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-39	別表1, 17-5と同じ。
18-83	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 申請書及び報告書によれば、同センターの開院式で見学会及び意見交換会に参加したものである。苺5ケース12,285円の購入の理由は不明だが、同センターへの手土産だとすれば、参加費として1人当たり3,000円の会費を納入しているのであるから、過重なサービスであり、公金(政務調査費)からの支出は許されない。 ① 当該医療センターの開院式・見学会は、掛川市立総合病院に関する課題解決の方策や関連する医療関係の調査のため、会派9名の議員が参加して行われたとするが、このような開院式・見学会には社会通念上、多方面から大勢の方々が参加され、お祝い行事として式次第に沿って順々と進められる。このような状況の下で調査研究活動は、到底考えられない。 見学会を通じて親善交流を深める程度で、明らかに市政の調査研究には該当せず、本件会派取扱指針でその経費に政調費を充当することを禁止されている交際的な行為である。 ⑦ したがって、参加費として1人当たり3,000円の会費を納入している以上、苺5ケース12,285円(1人当たり1,365円)の購入は、同医療センターへの訪問調査の土産と記され(乙11-41)、金額の大小には関係なく過重なサービスであり、親善訪問時の交際費と解すべきで公金(政調費)からの支出は許されない。この苺代12,285円(1人当たり1,365円)は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙11-41	東京女子医大八千代医療センターの開院式・見学会は、掛川市立総合病院建設に関する課題解決の方策や、関連する医療関係の調査のため、会派9名の議員が参加して行われたものである。 その際、掛川市の特産品である「紅ほっぺいちご」を購入し訪問調査の土産としているが、議員1人当たりにすると1365円であって、社会通念上許容される範囲であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-84	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-85	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-86	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-87	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-88	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-89	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-90	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。
18-91	調査旅費	八千代医療センター開院式・見学会	1,365	有	有	別表2の通し番号18-83に同じ。	乙11-41	18-83と同じ。

18-92	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6 神戸・九州方面)	24,778	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該行政視察は、神戸空港、神戸花鳥園、防災未来センター、中津市民病院、宇佐市安心院の5施設を視察目的として、掛川市の抱えている諸問題を、親和会全体で多角的な視野から研究していく目的で実施されたとする。</p> <p>しかしながら、視察を大義名分とした親和会あげての大変豪華な陸路・海路の遊覧観光に17名が参加し、莫大な借金を抱える掛川市において遠隔地の九州までお金と時間をかけて行かなくても、近隣で対応できるのではないか。行政視察のためになぜ別府温泉の地獄めぐりか、報徳サミットの精神が活かされていない。</p> <p>山門入口において地元住民が地元の特産品、工芸品を販売するなど観光農業として大いに参考となる事例は、中部圏内にも満たされている。</p> <p>視察目的以外の観光めぐりは本末転倒であり、掛川市の行政を監視し、節約や無駄遣いの防止をはかることを念頭に、活動しなければならない立場にある市議会議員が、莫大な借金を抱え心配している住民や掛川市の財政が困窮していることも省みず、かつ、報徳思想の分度もわきまえず、血税を遣うにも限度があることをわきまえていない振舞である。</p> <p>① 親和会行政視察日程表によれば(乙11の42)、視察目的以外の観光として2月5日は布狩公園、門司港レトロ、福沢諭吉翁旧居・福沢資料館、中津城、別府地獄めぐり、2月6日は真木大堂、富貴寺、宇佐神宮、青の洞門を訪れている。</p> <p>⑦ よって、視察目的5施設については、政調費からの支出を容認し、それに便乗して行った視察目的以外の観光施設10カ所については、行政視察を口実とした親和会あげての親善観光旅行であり、政務調査費からの支出は許されない。したがって、視察目的以外の観光部分が2泊3日のうち1日分と見做して、2月4日のみ参加した竹嶋議員の旅費21,360円を除いた経費1,189,305円(1人当たり74,406円又は73,176円、74,445円)の3分の1相当額396,435円(1人当たり24,778円又は24,765円)を不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-42	本行政視察は、申請書及び報告書に記載されているところであるが、神戸空港、神戸花鳥園、防災未来センター、黒字経営の中津市民病院、宇佐市安心院(農業と観光の結びつけ・農家の積極的な参加)の5施設を視察目的として、掛川市の抱えている諸問題を、親和会全体で多角的な視野から研究をしていく目的で実施されたものである。
18-93	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-94	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-95	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-96	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-97	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-98	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-99	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-100	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-101	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-102	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-103	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-104	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-105	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92に同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-106	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,765	有	有	<p>別表2の通し番号18-92に同じ。</p> <p>⑦ 仮に原告らの主張が認められないとしても、高塚議員は、2月6日は不参加であり、5日の最終視察(中津市民病院)は15時に終ったのだから、視察目的にない別府温泉地獄めぐりの観光に参加せず、そのまま帰路に着き、小倉から新幹線を利用すれば同日の別府温泉宿泊は必要でないにもかかわらず、中津市民病院視察終了後も別府温泉地獄めぐりの観光に参加するなどして別府温泉に宿泊し、宿泊代14,900円が同議員に支給された。この宿泊代14,900円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>① 同議員が中津市民病院視察を終了してから掛川駅まで23時近くになるとしているが、通常の日帰り出張なしに2月5日に帰宅できる根拠は、原告らが平成19年(2007年)2月当時の列車ダイヤに基づいて行程を組めば、日豊本線ソニック38号中津16:02発～小倉16:32着 のぞみ42号小倉16:44発 名古屋19:45着 こだま590号名古屋20:01発 掛川21:05着となる。(ただし、中津市民病院からJR中津駅までの距離は、2.9kmであり、ソニック36号中津15:33発の利用も可能である。掛川駅には20:40着となり、上記より25分早く到着する。)</p> <p>② 上記のとおり、同議員は、通常の日帰り出張なしに2月5日には帰宅でき、1泊2日の対応は可能である。これは平成19年(2007年)2月当時の列車ダイヤに基づくものであり(甲13の2)、「23時頃でなければ掛川駅に戻れない」というは、報徳思想にもとる事実に反するものであり、政務調査費の支出は許されない。</p>	乙11-42	18-92と同じ。 原告らは、高塚議員について、1泊2日で可能であると主張するが、中津市民病院視察から宇佐市安心院支所視察を終了すれば、足早に行動したとしても掛川駅への帰着は23時近くになり、南部地域に自宅がある高塚議員には大変苛酷な日程となる。冬季の視察であり、行程は、議員の体調を考慮した適切なものである。 したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。

18-108	調査旅費	親和会行政視察(2/4~6)	24,778	有	有	別表2の通し番号18-92と同じ。	乙11-42	18-92と同じ。
18-109	調査旅費	聖路加日野原先生との懇談会ほか	4,020	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 日野原名誉院長との懇談会の必要性、内容が不明であるうえ、朝日新聞の社内見学は個人的興味、関心を満足させるもので、市政の調査研究に資するものではなく、政調費からの支出は許されない。申請書によれば親和会の参加者は10名であるが、政調費から旅費等を支給されたのは雄賀祥宣議員、鈴木正治議員の2名のみで、実際に実施されたか疑問がある。</p> <p>また、申請書に参加登録されていない水野薰議員に旅費等4,020円を支給することは許されない。</p> <p>① なお、朝日新聞本社訪問については、議員として、政治・経済・社会の動向に常に注目し、見識を高めていくことが求められている中、報道の最先端の現場を視察したものであるとするが、「朝日新聞社の見学の成果(報告書の考察)」は、新聞発行までの行程や取材方法について学ぶ(雄賀議員)、報道の大切さと重要性を感じる(水野議員)。鈴木議員は報告書に記載なしで、3人とも私的な興味・関心に応えるもので、政調費の調査研究には該当しない。</p> <p>⑦ また、政務調査の支出を申請するかどうかは、政務調査費の額に制限があることから、各議員の判断に任せられていることであり、参加者全員からの申請がないことは何ら問題ではないとされているが、参加者10名のうち7名は私費で行き、2名は政調費から支出され、1名は申請書無届けで政調費から支出していることは、会派としての「内部的意志決定」が全くなされておらず、本件指針をも無視した「ご都合主義的な経理処理」を行っていることを暴露している。したがって、12,060円(1人当たり4,020円)全額の返還を請求すべきである。</p>	乙11-43	<p>この懇談会は、掛川市における重要な政策課題である、地域医療や市立総合病院のあり方について、聖路加国際病院名誉院長日野原院長より講演をいただくとともに、本市における新病院建設の方向性、市民にとって魅力ある病院経営、自治体病院の経営等について、意見交換を行い、今後の政策提言に生かすことを目的として行われた研修である。</p> <p>朝日新聞本社訪問については、議員として、政治・経済・社会の動向に常に注目し、見識を高めていくことが求められている中、報道の最先端の現場を視察したものである。</p> <p>なお、政務調査費の支出を申請するかどうかは、政務調査費の額に制限があることから、各議員の判断に任せられていることであり、参加者全員からの申請がないことは何ら問題ではない。</p> <p>また、水野議員は実際に参加しており、政務調査費が支出されることに何らの問題もない。</p> <p>したがって、いずれも、適切な調査研究活動と認められるものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
18-110	調査旅費	聖路加日野原先生との懇談会ほか	4,020	●	有	<p>別表2の通し番号18-109と同じ。</p> <p>仮に、原告らの主張が認められないとしても、申請書を提出していない水野議員は、「実際に参加しており、政務調査費が支出されることに何らの問題もない。」と述べている。</p> <p>しかしながら、血税の公金(政務調査費)を支出するにあたって、正規の手続を欠いて実際に参加していれば、「何らの問題もない。」というわけには行かない。</p> <p>本件指針の1項に「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書(別紙1)を提出し、その結果を報告書(別紙2)により会派代表者へ提出するものとする。」と定められていることから、掛川市議会において政調費を使って規程に基づく使途基準(甲2、2頁)の「研究研修費」、「調査旅費」に該当する支出をするときは、事前に会派代表者宛てに調査日程や調査事項を記載した申請書(甲9)と事後には調査結果の考察した内容を記載した報告書(甲10)の提出を義務付けているのである。</p> <p>これは単に形式として定められたものではなく、公費を使って行う活動の必要性、有効性を判断するうえで欠くことのできないものであるから研究研修費や調査旅費のうち申請書の存在しない支出は許されない。</p> <p>したがって、同議員の旅費等4,020円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-44	18-109と同じ。
18-111	調査旅費	聖路加日野原先生との懇談会ほか	4,020	有	有	別表2の通し番号18-109と同じ。	乙11-45	18-109と同じ。
18-114	調査旅費	報徳基礎講座(受講料)	2,000	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 報徳思想は、議員に限って必要とされるものではなく、一般社会人として具備すべき知力、判断力、決断力等の精神力を高める自己研鑽に属するもので、調査研究とは言い難い。報徳思想の基本が至誠、勤労、分度、推論であることを考慮すれば、公費(政調費)を使って修身を極めようとするのは、あまりに報徳思想と矛盾する。したがって、受講料2,000円全額を政調費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p> <p>① 仮に前記主張が認められないとしても、少なくとも受講料の2分の1は、受講者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額1,000円の返還を請求すべきである。</p>	乙11-47	<p>全国報徳研究市町村協議会18市町村の構成市である掛川市では、市政の中で報徳を重要施策と位置づけ、報徳について全国レベルでの調査研究、研修を実施してきている。特に、近年、社会経済の不安定な状況下において、江戸時代の荒廃した農村や藩財政の再建復興に大きな成果を上げた報徳の教えについて、全国サミットを開催するにまで至っている。生涯学習運動とともに、報徳学習についても掛川市では重要な政策テーマとして位置づけているところであり、この報徳基礎講座受講料についても、適切な調査研究活動と認められ、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

18-117	資料作成費	コピー機用トナー・Pインク	12,048			<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 事務機器用インクカートリッジ、メモリースティック、トナー及び事務用品は、自宅で保有する私物のパソコン用、コピー機用であり、政務調査費からの支出は許されない。したがって、購入費12,048円の全額は、返還を請求すべきである。</p> <p>① 仮に上記主張が認められないとしても、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから、一般的に広報紙等には市政についての広報・広聴の要素があると同時に後援会活動、選挙準備活動の要素もある。</p> <p>このことから、本件使途基準(甲2)の資料作成費は、会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とされ、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とされており、いずれも「調査研究活動」のみに限定されている。</p> <p>上記でいう①私的活動及び②選挙活動、政党活動、後援会活動などは、当該使途基準には含まれていないのである。</p> <p>パソコンは、一般大衆化されており、議員個人の私的使用利便に供されるものとして、年賀状、冠婚葬祭の挨拶状、手紙等の書簡の作成やEメール、インターネットによる情報収集や意見交換等の広範囲に活用され、具備必需品として必要不可欠な存在になっていることから自宅で保有し、合わせてコピー機やインクカートリッジ等の付帯用品を購入し、使用されているものであるから、裁量権の逸脱がある。</p> <p>したがって、自宅で保有するパソコン、コピー機及びインクカートリッジの付帯用品等についても、会派の行う「調査研究活動」だけでなく「私的活動」及び「選挙活動、政党活動、後援会活動等」にも使用されることは明らかであるから、政務調査費からの支出額12,048円は最大限にみてても、その3分の1相当額 4,016円に限定され、3分の2相当額 8,032円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-49	<p>インクカートリッジ等は、資料作成のために必要な消耗品であり、私的には使用されておらず、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
18-118	資料作成費	Pインクカートリッジほか	14,480			<p>別表2の通し番号18-117と同じ。</p> <p>したがって、支出額14,480円の全額は、返還を請求すべきである。</p>	乙11-50	18-117と同じ。
18-119	資料作成費	事務用品・インク代	24,250			<p>別表2の通し番号18-117と同じ。</p> <p>したがって、支出額24,250円の全額は、返還を請求すべきである。</p>	乙11-51	18-117と同じ。
18-120	資料作成費	インクカートリッジ代	10,000			<p>別表2の通し番号18-117と同じ。</p> <p>したがって、支出額10,000円の全額は、返還を請求すべきである。</p>	乙11-52	18-117と同じ。
18-121	資料作成費	事務用品・トナーデ	18,030			<p>別表2の通し番号18-117と同じ。</p> <p>したがって、支出額18,030円の全額は、返還を請求すべきである。</p>	乙11-53	18-117と同じ。
18-122	資料購入費	図書購入費(イミダス)	2,550			<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 「イミダス(2,550円)は、集英社が発行する一般人が社会生活をするのに必要とする知識を習得・確認するうえで有用な用語辞典(解説書)であり、特に市政の調査研究に資するものとはいせず、政調費から支出することは許されない。</p> <p>① 仮に許されるとても、当該書籍は、議員の調査研究だけでなく、それ以外の議員としての活動及び政治活動(政党活動、後援会活動、選挙活動等)などにも活用され、購入費の全額を政調費から支出することは許されず、少なくとも購入費の2分の1は、購入者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額1,275円の返還を請求すべきである。</p>	乙11-54	<p>「イミダス」は、議員が正しい言葉を用いて政策提言をするために必要となるものであり、調査研究を行う補助的役割を果たすものといえ、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

18-128	資料購入費	書籍代(パソコン樂々入門 はがき 案内状作成他)	1,806		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍(パソコン樂々入門 はがき・案内状作成(1,449円)及び中高年のためのパソコン出直し塾(1,260円))は、個人のパソコン技術向上という自己研鑽と個人的興味や必要性に応えるもので、市政の調査研究に資するものとはいえず、以下の理由により、政調費からの支出は最大限にみても、購入費の3分の1相当に限定され、購入費全額を政調費から支出することは許されない。</p> <p>(1) 「議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動、③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから、一般的に広報紙等には市政についての広報・広聴の要素があると同時に後援会活動、選挙準備活動の要素もある。</p> <p>したがって、被告の主張する「パソコンによる広報誌作成や情報周知のための資料作成等」にも同様に私的活動と政治活動が混在する。</p> <p>(2) 本件使途基準(甲2)の資料作成費は、会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とされ、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とされており、いずれも「調査研究活動」のみに限定されており、私的活動及び選挙活動、政党活動、後援会活動などにより発生した経費は、当該使途基準には含まれていない。</p> <p>(3) パソコンは一般大衆化されており、議員の私的活動として年賀状、冠婚葬祭等の挨拶状、手紙等の書簡作成やEメール、インターネットによる情報収集や意見交換等広範囲に使用し、かつ、通常の議員活動、政策提言のための調査研究活動並びに党広報活動や選挙集票活動など多方面にわたって活用され、議員個人の具備必需品として必要不可欠な存在となっている。</p> <p>このようなことから、松井議員は、パソコンの技術向上をはかるため、「パソコン樂々入門 はがき・案内状作成」、「中高年のためのパソコン出直し塾」の書籍2冊を購入したものである。</p> <p>⑦ したがって、政務調査費からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定され、2冊の購入費2,709円の3分の2相当額1,806円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-60	<p>「パソコン樂々入門」(1449円)、「中高年のためのパソコン出直し塾」(1260円)、ポケットガイド京都、功名が辻等、合計5冊の書籍は、政策提言をする際の資料を作成するためのテキストとして必要なものである。近年は、パソコンによる広報誌作成等、情報周知のための資料はすべてパソコンにより作成されており、パソコン処理能力は必要不可欠なものとなっており、それを学ぶための政務調査費による書籍購入に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
18-132	資料購入費	書籍代(ポケットガイド京都)	800		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>当該書籍(ポケットガイド京都)は、東海キヨスク株式会社ブックキヨスク京都店で購入している。</p> <p>松井議員は、個人の私的旅行中に要したもので、政調費からの支出は許されず、購入費800円は不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-64	18-128と同じ。
18-133	資料購入費	書籍代(功名が辻)	998		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>当該書籍(功名が辻)は、NHK大河ドラマの原作であり、ストーリーを書籍化したもの(乙11の65)、同書籍から掛川市の真の歴史を学ぶことはできない。</p> <p>また、松井議員は、同書籍を2005年12月20日に3,331円で既に購入しており、さらに今回998円で購入しているが(乙10の42)、個人的興味、関心を満足させるものであり、政調費からの支出は許されず、購入費998円は不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-65	18-128と同じ。
18-135	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。</p> <p>当該書籍(郷土名鑑)は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動 ③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。</p> <p>したがって、当該書籍の政務調査費支出手額 4,800円から購入額の3分の1相当額 1,600円を差引いた金額 3,200円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙11-67	<p>郷土名鑑は、政策提言をする際の資料として必要なものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
18-136	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-68	18-135と同じ。
18-137	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-69	18-135と同じ。
18-138	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-70	18-135と同じ。
18-139	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-71	18-135と同じ。
18-140	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-72	18-135と同じ。
18-141	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-73	18-135と同じ。
18-142	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-74	18-135と同じ。
18-143	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-75	18-135と同じ。
18-144	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-76	18-135と同じ。
18-145	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135に同じ。	乙11-77	18-135と同じ。

18-146	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135と同じ。	乙11-78	18-135と同じ。
18-147	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135と同じ。	乙11-79	18-135と同じ。
18-148	資料購入費	書籍代(郷土名鑑)	3,200		別表2の通し番号18-135と同じ。	乙11-80	18-135と同じ。
18-149	資料購入費	書籍代 (中高年のパソコン講座)	840		別表2の通し番号18-128と同じ。 したがって、当該書籍(中高年のパソコン講座(1,260円))は、政務調査費からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定され、購入費1,260円の3分の2相当額840円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙11-81	18-128と同じ。
18-150	その他経費	デジタルカメラ用備品	1,000		別表1の通し番号17-64と同じ。 したがって、支出額1,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-81 乙11-82	別表1, 17-64と同じ。
18-157	資料購入費	書籍代 (マンガ中国入門)	910		別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍(マンガ中国入門(910円))は、極端な反中国的立場から中国の政治、経済、外交などについてマンガで表現したもので、中国がいかにやっかいな隣国かを強調しており、個人の興味に応えるものではあっても、正常な調査研究に耐えるものではなく、当該書籍910円の返還を請求すべきである。 ① 仮に前記の主張が認められないとしても、市政の調査研究にあたってグローバルな視野を持ち、今後の経済動向の把握等にも活用できる部分を考慮すれば、調査研究に要する分としては購入費の3分の1相当額304円であり、3分の2相当額606円は政務調査費から支出することは許されず、不当利得として返還を請求すべきである。	乙11-89 乙21-1	マンガ中国入門(910円)は、中国の情勢を分かりやすく紹介したものである。市政の調査研究にあたってもグローバルな視野を持ち、今後の経済動向を把握することが必要・有用であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
18-161	資料購入費	書籍代(日本地図)	700		別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍(日本地図(1,050円))は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。 ① したがって、当該書籍の政務調査費支出額1,050円から購入額の3分の1相当額350円を差引いた金額700円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙11-93	日本地図は、政策提言をする際の資料として必要なものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
18-162	資料購入費	書籍代(辞典他)	2,687		別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍2冊は、「辞典(1,260円)」や「式辞あいさつ実例百科(1,427円)」であり、通常の議員活動や一般人が社会生活をするのに必要とする知識を習得・確認するうえで有用である。特に市政の調査研究に資するものとはいせず、政務調査費から支出することは許されず、当該書籍2冊分2,687円の返還を請求すべきである。 ① 仮に上記主張が認められないとしても、調査研究に要する分としては購入費の3分の1相当額896円であり、3分の2相当額1,791円は政務調査費から支出することは許されず、不当利得として返還を請求すべきである。	乙11-94	辞典、式辞あいさつ実例百科は、政策提言の際に参照するものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
18-197	資料購入費	新聞購読料 (全国農業新聞・日本農業新聞)	36,600		別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 佐藤議員は、掛川市農業委員であり、主として農業委員の職責を果たすための知識、見識を高め、調査研究にも反映させるべく農業委員会から当該新聞の購読を斡旋され、必要上購読しているものである(農業委員報酬からの天引き)。 ① したがって、農業委員としての職務を遂行するための報酬も支給されていることから、当然、農業委員として受領する報酬で負担すべきであり、政調費へのつけ廻しは許されず、購入費36,600円の全額は、返還を求めるべきである。	乙11-128	農業は掛川市の基幹産業の1つであり、全国の農業情勢を詳細に報道する当該新聞は、政務調査としての情報収集のため大変重要なものである。農業委員会から当該新聞の購読を斡旋されることは事実であるが、農業委員としての活動にとどまらない議員としての調査研究に資するものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
18-223	その他経費	デジタルカメラ代	43,000		別表1の通し番号17-64と同じ。 したがって、支出額43,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙27-1	別表1, 17-64と同じ。

18-224	その他経費	テープレコーダー	15,200		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額15,200円の全額は、返還を請求すべきである。	乙27-2	別表1, 17-64と同じ。
18-225	その他経費	デジタルカメラ用備品	8,460		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額8,460円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-153	別表1, 17-64と同じ。
18-226	その他経費	イヤホン	550		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額550円全額を返還請求すべきである。	乙11-154	別表1, 17-64と同じ。
18-227	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-155	別表1, 17-64と同じ。
18-228	その他経費	デジタルカメラほか	47,743		⑦ デジカメケース他購入代6,940円は、「別表2の通し番号18-117に同じ。」である。 したがって、支出額6,940円の全額は、返還を請求すべきである。 ① デジタルカメラ購入代40,803円は、「別表1の通し番号17-64に同じ。」である。 したがって、支出額40,803円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-156	別表1, 17-64と同じ。
18-229	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額50,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-157	別表1, 17-64と同じ。
18-230	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額50,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-158	別表1, 17-64と同じ。
18-231	その他経費	デジタルカメラ用備品	9,190		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額9,190円の全額を返還請求すべきである。	乙11-159	別表1, 17-64と同じ。
18-232	その他経費	パソコンプリンタ代	32,970		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額32,970円の全額を返還請求すべきである。	乙11-160	別表1, 17-64と同じ。
18-233	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額50,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-161	別表1, 17-64と同じ。
18-234	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額50,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-162	別表1, 17-64と同じ。
18-235	その他経費	パソコン代	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額50,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-163	別表1, 17-64と同じ。
18-236	その他経費	トナー代	48,720		別表2の通し番号18-117に同じ。したがって、支出額48,720円の全額を返還請求すべきである。	乙11-164	
18-237	その他経費	デジタルカメラ代ほか	47,000		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額47,000円の全額を返還請求すべきである。	乙11-165	別表1, 17-64と同じ。
18-238	その他経費	プリンタ代	30,690		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額30,690円の全額を返還請求すべきである。	乙11-166	別表1, 17-64と同じ。
18-239	その他経費	デジタルカメラ代ほか	47,306		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額47,306円の全額を返還請求すべきである。	乙11-167	別表1, 17-64と同じ。
18-240	その他経費	プリンタ代	33,390		別表1の通し番号17-64に同じ。したがって、支出額33,390円の全額を返還請求すべきである。	乙11-168	別表1, 17-64と同じ。
18-241	その他経費	ICレコーダー・電子辞書	39,666		⑦ ICレコーダー代19,800円は、「別表1の通し番号17-64に同じ。」である。 したがって、支出額19,800円の全額は、返還を請求すべきである。 ① 電子辞書代29,800円は、「別表1の通し番号17-81に同じ。」である。 したがって、支出額の3分の2相当額19,866円は、返還を請求すべきである。	乙11-169	ICレコーダーについては、別表1, 17-64と同じ。 電子辞書については、別表1, 17-81と同じ。
18-242	その他経費	デジタルカメラ代ほか	48,800		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額48,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-170	別表1, 17-64と同じ。
18-245	その他経費	印刷機	30,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額30,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-173	別表1, 17-64と同じ。
18-246	その他経費	メモリースティックほか	16,426		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額16,426円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-174	別表1, 17-64と同じ。
18-247	その他経費	Pインクカートリッジほか	14,537		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額14,537円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-175	18-117と同じ。
18-248	その他経費	事務用品代(カシオネーム)	11,600		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額11,600円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-176	別表1, 17-64と同じ。
18-249	その他経費	事務用品代(ネームランド)	29,151		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額29,151円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-177 乙11-178	別表1, 17-64と同じ。
18-250	その他経費	事務用品・ファイル代	16,443		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額16,443円の全額は、返還を請求すべきである。	乙11-179	18-117と同じ。

平成18年度 返還請求額 合計 3,982,073円

別表3 平成19年度 親和会

通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
19-5	研究研修費	報徳(講演会土産代)	6,680	●	●	別表1の通し番号17-5と同じ。 ただし、被告の提示した乙38は、申請書及び報告書ではなく、「生涯学習とは」の「講演会日程について」である。したがって、支出額6,680円の全額は、返還を請求すべきである。 なお、「生涯学習の講演」は、議員のモラル高揚を狙うものであり、調査研究ではない。	乙12-5 乙38	別表1、17-5と同じ。
19-6	研究研修費	報徳(講師お礼)	2,700	●	●	別表3の通し番号19-5と同じ。 したがって、報徳(講師お礼)の支出額2,700円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-6	別表1、17-5と同じ。
19-7	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該報徳サミットは、第13回目であり、総会、交歓会、基調講演、パネルディスカッション、大会宣言等で例年報徳ゆかりの自治体を持ち回って開催される。 報徳サミットの内容は、市政の調査研究に資するものというより、議員個人の知識、見識、モラル等を高める自己研鑽に要するものであり、少なくとも経費の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額は返還を請求すべきである。 また、当該全国報徳サミットは、マンネリ化し、そもそもサミットとは、自治体が主体となるもので、議会がしゃしゃり出るべきではない、大日本報徳社のある掛川市にとって非常に重要な事業と位置付けとされているならば、市行事として予算付けして実施すべきで、政務調査費からの支出は不適法である。 ⑧ したがって、上記の理由により、少なくとも経費270,800円(1人当たり33,850円)の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、2分の1相当額135,400円(1人当たり16,925円)は、返還を請求すべきである。	乙12-7	報徳サミットは、江戸時代に至誠、勤労、分度、推讓の報徳精神を説いて疲弊した藩の財政や荒廃した農村の復興に大きな成果を上げた二宮尊徳の報徳思想を掘り起こして「まちづくり」に活用していくべきという主旨で開催されている。毎年、全国の二宮尊徳にゆかりのある自治体で開催され、混迷する現代社会に対する警鐘となる「報徳思想」を引き継いでいこうという大会である。大日本報徳社のある掛川市としては、非常に重要な大会と位置づけている。 今回のサミットの開催趣旨は、これからまちづくりに必要な取り組み、住民と行政の役割、広域的な地域間の連携など、幅広い視点から意見交換を行い、報徳仕法を「新しい時代を拓く豊かなまちづくり・ひとづくり」に活かそうと調査研究をしたものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
19-8	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-9	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-10	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-11	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-12	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-13	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-14	研究研修費	第13回全国報徳サミット大会	16,925	有	有	別表3の通し番号19-7と同じ。	〃	19-7と同じ。
19-15	研究研修費	国際化対応営農研究会	14,110	有	有	別表1の通し番号17-1(1)(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑨ 水野議員は、農友会の会員であり、交流会や研究会などに参加し活動していることから、会員同士の親睦会的性格が強い。主として会員同士の意見交換などを通じて情報収集し、農政に活かしている。 ⑩ したがって、少なくとも経費の2分の1は、参加者の個人負担とすべきもので、経費28,220円の2分の1相当額14,110円は、返還を請求すべきである。	乙12-8	水野議員は、農業の国際化が進む中、国際化に勝ち抜く農業経営の確立が必要とされている現状に鑑み、社団法人国際農業者交流協会、埼玉県海外派遣農村青年協議会の主催による研修会に参加したものである。同議員は、掛川市の農政について、常に政策を提言され、今回は、地球温暖化と異常気象についてをテーマとして調査研修を実施したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。

19-35	研究研修費	柏崎刈羽原発視察 1/28~29 14名参加	7,250	有12名 ●菅沼 ●山崎	有14名	<p>別表1の通し番号17-1(1)の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該視察に16名(親和会14名・みどりの会2名)が参加し、視察目的にない三笠公園を観光している。そのため、本来なら必要のない横須賀～三笠公園(4台=3,210円)及び三笠公園～久里(4台=4,040円)のタクシー代合計7,250円を政務調査費から支出している。</p> <p>⑧ 三笠公園は、「日本の都市公園100選」、「日本の歴史公園100選」に選ばれた横須賀市を代表する公園であり、この公園や久里浜を視察することは、掛川市のまちづくりや観光誘客の参考となると言うが、本来、視察は、「最も重要で大切な調査研究活動の一つであり、費用も極めて高くつくことから、「ついでに廻れば」という安易な気分ではなく、視察目的にそって綿密な事前準備(最少の経費で最大の効果の原則遵守)と計画の下で実行されなければならない。</p> <p>その成果として議会質問、政策提言、市政報告など「行政への監視」に結び付き、行政視察が活かされてこそ、視察の本質がある。」と解すべきである。よって、「三笠公園や久里浜の視察が掛川市のまちづくりや観光誘客の参考となるのであれば、最初の段階から計画や日程に入れ、会派の承認を得てから視察を行るべきである。</p> <p>⑨ したがって、参加者が提出した申請書(12名)、報告書(14名)には三笠公園や久里浜の視察について一切記述されていない。</p> <p>経費52,710円のうち視察日程なく、必要のない遊覧観光のためのタクシー代は、横須賀～三笠公園4台分3,210円及び三笠公園～久里浜4台分4,040円 合計7,250円であり、政務調査費からの支出は許されず、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙12-12	<p>柏崎原発視察の際、三笠公園を視察しているところ、三笠公園は、「日本の都市公園100選」「日本の歴史公園100選」に選ばれた横須賀市を代表する公園である。この公園を視察することは、街づくりや観光誘客の参考となるもので、政務調査の目的から逸脱したものではない。</p> <p>タクシー利用については、本件使途基準(甲2)では、交通手段に制限を設けている訳ではなく、また、相乗りで利用したことにより一人あたりの支出は少額で、許容の範囲内である。</p> <p>したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>
19-36	調査旅費	東山茶販売促進視察	15,830	有	有	<p>別表1の通し番号17-1(1)の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 掛川市東山地区の農家と行政、農業団体でつくる農業活性化「東山やる気塾の一歩20人」が5月17～18日に千代田区のふるさと情報プラザで各種品評会で受賞している東山茶や地区の農産物を消費者にPRした。</p> <p>当該イベントの内容は、①平成18年度農林水産大臣賞を受賞した東山茶の試飲、販売、手揉み茶の実演 ②東山がわかる写真やパネルの展示 ③闇茶会(お茶当てクイズ) ④おいしいお茶の入れかた教室 ⑤茶文字まんじゅう、ケーキ、クッキー等の販売 ⑥地元産物の販売等である。</p> <p>⑧ 竹嶋議員の申請書によれば、「都心に於ける掛川茶のPRと販売促進、東山茶紹介」と記述されている。同議員の報告書の題目は、「自慢の東山茶を紹介」であり、その内容は、①各種品評会で農林水産大臣賞を受賞している東山茶。②地区の農産物を消費者にPR。③自慢の東山茶の紹介。掛川茶手揉保存会員による手操作業の実演を披露などを、簡単に記述されたものである。</p> <p>⑨ また、「茶のPRと販売促進と報告されているが、販売窓口を訪れる観光客等の反応等には今後の茶販路開拓へのヒントが隠されており、それをくみ取り、市政に生かしていくために視察したものとする。</p> <p>しかししながら、住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)(甲8、9頁)の事実関係の記述に「東山やる気塾の一歩(20人)販売促進事業の激励」と記されている。かつ、同議員の上記報告書からは、被告の主張する上記の販売窓口を訪れる観光客等の反応等や今後の茶販路開拓へのヒントになるような記述は一切ない。</p> <p>⑩ したがって、「当該視察は、上記の理由により、応援、観戦、激励等であり、政務調査費使途基準の研究・研修・調査に適用されないため、政務調査費で支出することは許されず、経費15,830円の全額は、返還を請求すべきである。</p> <p>⑪ 仮に上記主張が認められないとしても、同議員は、平成18年3月11日にデジタルカメラを購入し(49,800円)(乙10の95)、いつでも対応できるように自宅で保管している。当該視察のために新たなカメラを購入したことは、デジタルカメラを持ち忘れたために出張先で購入したもので、政務調査費の二重支出に該当する。</p> <p>これは同議員の視察に対する怠慢であり、過失である。同議員は自己責任のもと、自分で使い捨てカメラを購入し償わなければならず、カメラ購入代810円は、返還を請求すべきである。</p>	乙12-13	<p>掛川市東山地区の茶は、毎年実施される全国茶品評会において日本一の称号「農林水産大臣賞」を複数回受賞し、その高い品質が全国の茶産地から認められている掛川市の特産品である。</p> <p>本視察については、茶のPRと販売促進と報告されているが、販売窓口を訪れる観光客等の反応等には今後の茶販路開拓へのヒントが隠されており、それをくみ取り、市政に生かしていくために視察したものである。</p> <p>なお、使い捨てカメラの購入は、デジタルカメラを持ち忘れたため出張先で購入したものであり、二重支出にはあたらない。</p> <p>したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

19-37	調査旅費	聖路加懇親 第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 当該懇談会は、議会事務局の主催であり、掛川市における重要な政策課題である市立総合病院の今後のあり方など、11項目のテーマを議会事務局等が事前に決めて実施されたものである。 したがって、当該懇談会に要した経費の領収書の宛名は、主催者の議会事務局及び掛川市役所であり(乙12の14)、その経費については、政務調査費から支出する義務ではなく、31,180円(1人当たり3,118円)の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。 ① 仮に前記主張が容れられないとしても、「お礼」の1,050円については、バスの運転を委託した、ジーネット株式会社の運転手に対するお礼であるとする。しかしながら、当該運転手は、ジーネット㈱から派遣された社員であり、職務上バス運転業務を遂行しており、社会通念上からもお礼は、不要である。もし仮に必要であれば、主催者の議会事務局の予算から充当すべきである。 したがって、政務調査費からの支出は許されず、お礼1,050円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-14	日野原重明名誉院長との懇談会は、掛川市における重要な政策課題である市立総合病院の今後のあり方、今後の医療制度の方向、地域医療と病院のあり方など、11項目のテーマを事前に決めて懇談会を実施しているものである。 また、お礼1,050円とはバスの運転を委託した、ジーネット株式会社の運転手に対するお礼として社会通念上の範囲であると認められる菓子折を購入したものである。 したがって、いずれも政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
19-38	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-39	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-40	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-41	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-42	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-43	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-44	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-45	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-46	調査旅費	第2回日野原名誉院長懇談会	3,118	有	有	別表3の通し番号19-37に同じ。	乙12-14	19-37と同じ。
19-47	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,280	有	有	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 江戸天下祭りには、三熊野三社祭礼囃子が千代田区の招待を平成15年から受け、2台の山車が参加した。大須賀地区を中心に市民バス9台で参加している。 本視察の目的は、①江戸天下祭りの由来と歴史について、②祭りの企画と運営について、③交通対策と規制について、④ごみ処理について、⑤イベントとボランティア活動について、⑥国立科学博物館の概要と運営についての調査である。 また、⑦掛川市の名をアピールし、掛川市のパンフレットを配布することによる誘客策の調査も兼ねているとする。 しかしながら、以下のとおり参加者が提出した申請書・報告書の内容は一貫性もなく、形式的で参考にならず、実質的には祭りの見聞、応援及び交流であり、観光行政に資するほどのものではない。したがって、政務調査費からの支出は許されない。 ① 申請手続は、佐藤議員は単独で申請し、鈴木治弘議員は参加者10名を代表して申請した。その中には、雑賀、松井両議員は記載されておらず、原告らの求釈明により、同両議員の申請書(乙31、乙33)が提示され13名となつた。 ただし、原告らに平成21年10月15日に開示された文書に同文書が含まれていない理由については、明らかにしていない。 鳥井議員は、当時の市議会議長であり、市議会の公務として「ふるさと親善大使との交流会」に出席したことから公費出張扱いとなつていて。 したがって、同議員は、公費出張のため調査研究活動の申請をする必要がないのに、上記申請書の参加者に記載されていることは、間違つていて。 本視察にあたつて、「市議会の公務」と「会派として行う調査研究活動」とを分けずに、当該申請書に記載することは、会派内で話合いがなく、内部的意見決定手続きが行われていないことである。	乙12-15 乙31 乙32 乙33	本視察の目的は、①江戸天下祭りの由来と歴史について、②祭りの企画と運営について、③交通対策と規制について、④ごみ処理について、⑤イベントとボランティア活動について、⑥国立科学博物館の概要と運営について調査することである。また、三熊野三社祭礼囃子が参加したことにより、掛川市の名をアピールし、掛川市のパンフレットを配布することによる誘客策の調査も兼ねている。 国立科学博物館の視察は、文化行政の知見を深めると同時に、大須賀海岸に打ち上げられた鯨の標本を見学し、掛川市の観光振興に活かすことができないか検討するためのものである。 したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 原告らは、松井議員及び雑賀議員が申請をしていないと主張するが、松井議員は平成19年9月19日に、雑賀議員は平成19年9月28日に申請書を提出している。 鈴木治弘議員、高塚議員、鳥居議員は、本視察と同じ日に東京都内で開催されたふるさと大使親善交流会に出張したことから、本視察の交通費につき政務調査費から支出しなかったものである。 原告らは、こだま号乗車券の有効期間が購入当日から2日間であると主張しているが、全くの誤りである。乗車券は乗車日を指定して購入することができる。平成19年9月27日購入の乗車券を9月29日に使用することができる。 原告らは、申請書への国立科学博物館見学が記載されていないことから、政務調査費の支出が認められないと主張するが、6人(鈴木正治・戸塚・水野・豊田・大庭・八木)の申請書には記載されている。 また、そもそも、申請書への記載がなくても、市政に関連する議員の調査研究として逸脱したものではなく、事後的に会派代表者において承認されたのであれば、政務調査費が支出されることに問題はない。

			<p>② 当該江戸天下祭り調査にあたり、佐藤議員は単独で申請し、鈴木治弘議員は参加者10名を代表し、申請書を提出している(乙45、3枚目)。</p> <p>当該鈴木治弘議員の申請書の調査事項は、「観光行政に対する祭りの役割とあり方について」と記載。</p> <p>雜賀議員の調査事項(乙31)は、「1. 在京ふるさと大使との懇談(市長を団長として東京在住の掛川市ふるさと大使の方々と意見交換)」、「2. 江戸天下祭り(旧大須賀町横須賀地区より2台の山車が参加し応援、交流の為)」と記載。</p> <p>松井議員の調査事項(乙33)は、「江戸天下祭(大須賀地区、三熊野神社例大祭で引き回される、拝里2台(大工町・西新町)参加。その状況視察と他市の参加状況の視察)」と記載されている。</p> <p>したがって、同3議員の申請書には上記本視察の目的(①～⑦)については、何一つ記述されていない。</p> <p>③ 佐藤議員は、観光行政の調査研究のため江戸天下祭に参加し、その際、併せて「ふるさと親善大使との交流会」に参加したとするが、同議員の報告書によれば、「主に祭りの関係者との懇談のことや感想程度であり、14時半以降は、時間の関係で神輿見れずと記述されている。</p> <p>このあと、20時頃まで親善大使との交流会に参加し、22時18分に掛川着。」と記述されているだけで、上記本視察の目的(①～⑦)については、何一つ記述されていない。</p> <p>したがって、同議員は、観光行政を大義名分とし、その実質は祭りの見学、応援、懇談、交流及びふるさと親善大使との交流が中心であり、到底、観光行政に関する調査研究には該当しない。</p> <p>④ 鈴木治弘(乙45、4枚目)、雜賀(乙32)及び松井(乙34)の3議員の報告書には、上記本視察の目的(①～⑦)については、何一つ記述されておらず、形式的で全く参考にならない。</p> <p>したがって、同3議員についても祭りの見聞、応援及び交流であり、市政に関する調査研究に資するものではない。</p>	乙34 乙45	
			<p>⑤ 特に、鈴木治弘議員の申請書及び報告書(乙45、3枚目、4枚目)の調査事項は、「観光行政に対する祭りの役割とあり方について」であり、「ふるさと大使親善交流会」については一切ふれられていないのに、被告は「鈴木治弘議員、高塚議員、鳥井議員は、本視察と同じ日に東京都内で開催された「ふるさと大使親善交流会」に出張したことから、本視察の交通費につき政務調査費から支出しなかったものである。」としている。</p> <p>これは、いわゆる、本視察の交通費につき政務調査費から支出したものではなく、公費出張扱いで支出したか、あるいは、私費で支出したか、どちらかに限定されることである。</p> <p>ところが、被告はその後、「鈴木治弘議員は、観光行政の調査研究のため江戸天下祭に参加し、申請書及び報告書(乙45、3枚目、4枚目)を提出しており、公費出張扱いとはなっていない。」と変更している。</p> <p>調査事項については、「ふるさと大使親善交流会」から「江戸天下祭」に変更し、さらに、「政務調査費から支出しなかった。」から「公費出張扱いとはなっていない。」、すなわち、政務調査費から支出したと主張を変更している。</p> <p>⑥ 高塚議員も鈴木治弘議員と同様である。相違する点は、「高塚議員から江戸天下祭参加のための交通費について政務調査費からの支出申請がなされなかったため、支払はなされていない。これは高塚議員が政務調査費からの支出申請を失念したためと推測されるが、申請は義務ではないので問題はない。」としていることである。</p> <p>しかしながら、本視察目的は、上記のとおり7項目あり、これを念頭にいれ、わざわざ時間とお金をかけて遠方の東京まで出向き調査活動をすれば、議員でも一般人でもお金の精算を忘れること、すなわち、「失念」は有り得ない。</p> <p>この「失念したためと推測される。」は、具体的に言い換えれば、高塚議員にとって「江戸天下祭りは、もともと政務調査という意識はなく、祭りの見聞、応援、交流であったため、支出申請をしなかつた。」とも推測することができる。</p> <p>さらに、「申請は義務ではないので問題はない。」とするが、上記のとおり「一貫性のない申請手続き」、「鳥井議員の公務出張と調査研究活動との間違い」、「高塚議員の政務調査費失念」などの一連性を考え合わせると、本件指針を度外視し、会派としての「内部的意志決定手続き」が全くなされておらず、「自分たちに都合のよい事務処理」を行っており、到底、「会派が行う」に該当せず、裁量権の逸脱もはなはだしい限りである。</p> <p>① したがって、上記の理由により、当該江戸天下祭り調査は、祭りの見聞及び三熊野三社祭礼囃子の応援・激励・交流などであり、政務調査活動に該当しない。</p> <p>報告書においても、形式的で参考にならず、観光行政に資するものではなく、政務調査費から支出することは許されず、経費(1人当たり23,280円又は23,260円)の全額は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>		<p>原告らは、鈴木治弘、高塚、鳥井の3議員が公費出張扱いになっていると主張するが誤りである。上記3議員のうち、鳥井議員は当時の市議会議長であり、市議会の公務としてふるさと親善大使との交流会に出席したことから公費出張扱いとなっているが、他の2議員は公費出張扱いとはなっていない。</p> <p>鈴木治弘議員は、観光行政の調査研究のため江戸天下祭に参加し、申請書及び報告書(乙45の3枚目、4枚目)を提出しており、公費出張扱いとはなっていない。</p> <p>高塚議員は、観光行政の調査研究のため江戸天下祭に参加したものであり、公費出張扱いとはなっていない。また、同議員から江戸天下祭参加のための交通費について政務調査費からの支出申請がなされなかつたため、支払はなされていない。これは高塚議員が政務調査費からの支出申請を失念したためと推測されるが、申請は義務ではないので問題はない。</p>

19-48	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15 乙33 乙34	19-47と同じ。
19-49	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-50	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-51	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-52	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-53	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-54	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-55	調査旅費	江戸天下祭り調査	23,260	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。したがって、経費23,260円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-15	19-47と同じ。
19-56	調査旅費	江戸天下祭り調査	11,420	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。 したがって、経費11,420円の全額は、返還を請求すべきである。 なお、佐藤議員のこだま号自由席・掛川東京往復料金11,420円は、同議員が「ジパング」という名稱の高齢者割引を利用し、当該乗車券及び特急券を購入したため、通常料金よりも割安である。	乙12-15 乙46	19-47と同じ。
追加	調査旅費	江戸天下祭り調査 鈴木治弘議員分追加	14,420	有	有	別表3の通し番号19-47に同じ。 したがって、経費14,420円の全額は、返還を請求すべきである。 ただし、原告らの求駁明に対し、被告は、乙45として支払調書、支払い証明書、申請書、報告書を提示した。 これにより、鈴木治弘議員が江戸天下祭に参加し、当該旅費14,420円を政務調査費から支出していたことが明確となり、返還請求を追加したものである。	乙45	19-47と同じ。
19-57	資料作成費	インクカートリッジ他	5,590			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額5,590円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-16	別表2、18-117と同じ。
19-58	資料作成費	パソコン・コピー機用消耗品	8,850			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額8,850円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-17	別表2、18-117と同じ。
19-63	資料購入費	用紙代	765			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額765円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-22	別表2、18-117と同じ。
19-75	資料購入費	切手・事務用品代	2,697			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額2,697円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-33	別表2、18-117と同じ。
19-80	資料購入費	コピー用紙、インクカートリッジ等 購入代	13,393			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額13,393円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-39	別表2、18-117と同じ。
19-81	資料購入費	パソコン消耗品他購入代	9,848			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額9,848円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-40	別表2、18-117と同じ。
19-85	資料購入費	のし袋、ポリ袋、筆記具購入代	2,405			別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額2,405円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-44	別表2、18-117と同じ。
19-100	資料購入費	事務用品購入代 農業新聞購読代	36,600			別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3)に同じ。 ⑦ 事務用品購入代 2,400円は、別表2の通し番号18-117に同じ。したがって、支出額2,400円の全額は、返還を請求すべきである。 ⑧ 農業新聞購読代34,200円は、掛川市農業委員である八木議員は、主として農業委員の職責を果たすための知識、見識を高め、調査研究にも反映させるべく農業委員会から当該新聞の購読を斡旋され、必要上購読しているものである(農業委員報酬からの天引き)。 したがって、農業委員としての職務を遂行するための報酬も支給されていることから、当然、農業委員として受領する報酬で負担すべきであり、政務調査費へのつけ廻しは許されず、購入費34,200円の全額は、返還を求めるべきである。	乙12-59	事務用品購入については、別表2、18-117と同じ。 農業新聞購読代については、別表1、17-47と同じ。

19-106	資料購入費	書籍代 (マンガで読む国防入門、中国が牙をむく日)	3,150		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍2冊(マンガで読む国防入門(1,575円)・中国が牙をむく日(1,575円))は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとする。</p> <p>しかしながら、「中国が牙をむく日」は、平成18年に産経新聞上で抄訳が掲載され近未来小説の単行本化。中国が台湾を呑むことを前提に、アジアのパワーバランス変化から生じることを予測する創作小説であり、個人の興味本位に読むのは自由だが、調査研究とは無関係である。また、「国防入門」は、マンガで調査研究には当たらない。</p> <p>⑧ したがって、当該書籍2冊は、内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいせず、当該書籍の購入費3,150円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p>	乙12-65 乙21-2	市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
19-107	資料購入費	書籍代 (静岡県歴史人物辞典)	7,334		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍(静岡県歴史人物辞典)は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動 ③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。</p> <p>⑧ したがって、当該書籍の政務調査費支出額 11,000円から購入額の3分の1相当額 3,666円を差引いた金額 7,334円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙12-66	静岡県の歴史、人物を知ることは、政策を検討する際に必要なことであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
19-108	資料購入費	書籍代 (病気にならない生き方他)	4,179		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍3冊は、高齢化社会を迎える市における介護保険会計や国民健康保険会計の経営が大変厳しい経営状況にあるなか、これらに対する政策を検討するための資料として購入したものとする。</p> <p>しかしながら、病気にならない生き方 I (1,680円)・同生き方 II (1,680円) 及び養生訓(819円)は、一般市民が社会生活を必要とする知識を習得・確認するうえで有用なものである。</p> <p>内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいえない。</p> <p>したがって、当該書籍3冊分の購入費4,179円は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p> <p>⑧ 仮に原告らの上記主張が容れられないとしても、通常の議員活動や議員自身にも直接的に利益をもたらす内容であり、政務調査費からの支出は、最大限にみても2分の1相当額の2,089円であり、2分の1相当額2,090円は、政務調査費から支出することは許されない。</p>	乙12-16	「病気にならない生き方」「養生訓」は、高齢化社会を迎える市における介護保険会計や国民健康保険会計の経営が大変厳しい経営状況にあるなか、これらに対する政策を検討するための資料として購入したものである。 また、議員として、市民の健康に関する研究は必要・有用であり、「養生訓」もそのための資料として購入したものである。 したがって、いずれも、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
19-112	資料購入費	書籍代(掛川写真帖)	6,650		<p>別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍(掛川写真帖9,975円)は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動 ③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。</p> <p>⑧ したがって、当該書籍の政務調査費支出額 9,975円から購入額の3分の1相当額 3,325円を差引いた金額 6,650円は、不当利得として返還を請求すべきである。</p>	乙12-70	掛川市を知ることは、掛川市の市議会議員として政策を検討する際に必要なことであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
19-113	資料購入費	書籍代 (掛川写真帖)	6,650		別表3の通し番号19-112に同じ。	乙12-71	19-112と同じ。
19-114	資料購入費	書籍代 (掛川写真帖)	6,650		別表3の通し番号19-112に同じ。	乙12-72	19-112と同じ。

19-115	資料購入費	書籍代 (思いやりの心他)	5,400	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍4冊は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとする。</p> <p>しかしながら、思いやりのこころ(1,575円)・アメリカに使い捨てられる日本(1,575円)・金正日入門(1,050円)・金正日最後の日(1,200円)は、内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいえない。</p> <p>① したがって、当該書籍4冊の購入費5,400円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p>	乙12-73 乙21-2	<p>市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
19-117	資料購入費	書籍代 (成年後見の原理)	3,360	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍(成年後見の原理3,360円)は、知的障害者について福祉、法制度、倫理、社会の現実を見つめ、より良い福祉社会とは何かを様々なキーワードで問い合わせた書籍であり、福祉行政を研究するための資料として購入したものとする。</p> <p>しかしながら、議員としての個人的興味や必要性に応えるもので、政務調査費から支出することは許されず、購入費3,360円は不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>① 仮に上記主張が容れられないとしても、政務調査費からの充当は最大限にみても「福祉行政を研究するための資料」部分については市政の調査研究に資するとし、2分の1相当額1,680円とし、残りの2分の1相当額1,680円は議員としての個人的興味や必要性に応えるもので、政務調査費からの支出は許されない。</p>	乙12-75	<p>「成年後見の原理」は、知的障害者について、福祉、法制度、倫理、社会の現実を見つめ、より良い福祉社会とは何かを様々なキーワードで問い合わせた書籍であり、福祉行政を研究するための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
19-118	資料購入費	書籍代 (官邸崩壊、自由と繁栄の弧)	3,150	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍2冊(官邸崩壊(1,470円)・自由と繁栄の弧(1,680円))は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとする。しかしながら、内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいえない。</p> <p>① したがって、当該書籍の購入費3,150円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p>	乙12-76	<p>市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p> <p>他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。</p>
19-122	資料購入費	書籍代 (北朝鮮、反転他)	4,012	<p>別表1の通し番号17-1(1)・(2)・(3))に同じ。</p> <p>⑦ 当該書籍5冊(北朝鮮(997円)・反転(1,785円)・おとなしい旅(420円)・AERA(360円)・Newsweek(450円))は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとする。</p> <p>しかしながら、内容的には「反転」は、元東京地検特捜部検事であった著者(田中森一氏)が、裏社会の弁護士として転落して行く過程を自己弁護的に書いた「言い訳自伝」で調査研究とは無関係である。「おとなしい旅」、「AERA」及び「Newsweek」は、定期発行されるもので個人的な興味・必要に応えるものである。</p> <p>① したがって、当該書籍5冊は、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいせず、購入費4,012円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。</p>	乙12-80 乙21-2	<p>市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。</p>

19-127	資料購入費	書籍代 (金正日に悩まされるロシア、日記2種)	5,651	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍2冊(金正日に悩まされるロシア(1,890円)・日記2種(3,761円))は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとする。 しかしながら、「金正日に悩まされるロシア」については、市政の調査研究に資するものとはいえない。 特に「日記2種」は、一般市民としても必要とするもので、一般市民は自費で購入しており、議員の調査研究とは無関係である。 ①したがって、当該書籍2冊は、個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいせず、購入費5,651円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。	乙12-85 乙21-2	市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
19-128	資料購入費	書籍代 (検察を支配する悪魔)	1,680	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍(検察を支配する悪魔)は、市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものとするが、市政の調査研究に資するものとはいせず、政務調査費からの支出は、許されない。 ①したがって、当該書籍は、内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいせず、当該書籍の購入費1,680円の全額は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。	乙12-86	市政を国家的な視点及びグローバルな観点から見ることを求められる現在、そのための資料として購入したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
19-129	資料購入費	書籍代 (一瞬で心をつかむできる人)	1,470	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍「一瞬で心をつかむできる人」は、議員としての資質向上をはかり、調査研究結果を市民に情報発信する力とするための資料として購入したものとするが、「一瞬で心をつかむできる人」の正式題名は高橋フミアキ著「一瞬で心をつかむできる人の文書術」であり、一般市民が社会生活を必要とする知識を習得・確認するうえで有用なものである。 したがって、内容的には個人的興味や必要性に応えるもので、結果的には議員としての知識を広める部分もあるかも知れないが、市政の調査研究に資するものとはいせず、当該書籍の購入費1,470円は、政務調査費から支出することは許されず、返還を請求すべきである。 ①仮に上記主張が容れられないとしても、通常の議員活動や議員自身にも直接的に利益をもたらす内容であり、政務調査費からの支出は、最大限にみても2分の1相当額の735円であり、2分の1相当額735円は、政務調査費から支出することは許されない。	乙12-87	「一瞬で心をつかむできる人」は、議員としての資質向上をはかり、調査研究結果を市民に情報発信する力とするための資料として購入したものである。 他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
19-131	資料購入費	書籍代(住宅地図)	19,600	別表1の通し番号17-1(1の(1)・(2)・(3))と同じ。 ⑦ 当該書籍(住宅地図)は、議員活動の必要性に応えるものであるが、議員の活動には①私的活動と政治活動があり、政治活動の中には②選挙活動、政党活動、後援会活動 ③政務調査活動などがあり、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在し、区分できない場合が多いことから政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されるが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできず、政務調査からの支出は最大限にみても、その3分の1相当に限定される。 ①したがって、当該書籍の政務調査費支出額 29,400円から購入額の3分の1相当額 9,800円を差引いた金額 19,600円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙12-89	住宅地図は、掛川市の市議会議員として政策を検討する際に必要な資料であり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。 他の分野においても利用し得るという抽象的な可能性があることを理由として、政務調査費の支出を一部否定することは適切ではない。
19-147	その他経費	シャープ電子辞書	25,887	別表1の通し番号17-81と同じ。 したがって、電子辞書代38,831円の3分の2相当額25,887円は、返還を請求すべきである。	乙12-104	別表1, 17-81と同じ。
19-148	その他経費	電子辞書	23,200	別表1の通し番号17-81と同じ。 したがって、電子辞書代34,800円の3分の2相当額23,200円は、返還を請求すべきである。	乙12-105	別表1, 17-81と同じ。
19-149	その他経費	デジタルカメラ代	32,100	別表1の通し番号17-64と同じ。 したがって、支出額32,100円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-106	別表1, 17-64と同じ。
19-150	その他経費	HDDカメラ	50,000	別表1の通し番号17-64と同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-107	別表1, 17-64と同じ。
19-151	その他経費	デジタルカメラ代・カード	40,780	別表1の通し番号17-64と同じ。 したがって、支出額40,780円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-108	別表1, 17-64と同じ。

19-152	その他経費	パソコンメモリー他	23,040		別表2の通し番号18-117に同じ。 したがって、支出額23,040円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-109	別表1, 17-64と同じ。
19-153	その他経費	ビデオカメラ	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-110	別表1, 17-64と同じ。
19-154	その他経費	電話ファックス	50,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額50,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-111	別表1, 17-64と同じ。
19-155	その他経費	ファックシミリ代	30,910		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額30,910円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-112	別表1, 17-64と同じ。
19-156	その他経費	シュレッダー代	17,500		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額17,500円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-113	別表1, 17-64と同じ。
19-157	その他経費	シュレッダー代	17,500		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額17,500円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-114	別表1, 17-64と同じ。
19-158	その他経費	シュレッダー代	17,500		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額17,500円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-115	別表1, 17-64と同じ。
19-159	その他経費	シュレッダー代	17,500		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額17,500円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-116	別表1, 17-64と同じ。
19-160	その他経費	シュレッダー代	17,500		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額17,500円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-117	別表1, 17-64と同じ。
19-161	その他経費	シュレッダー代	15,800		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額15,800円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-118	別表1, 17-64と同じ。
19-163	その他経費	書庫代	7,000		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額7,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-120	別表1, 17-64と同じ。
19-164	その他経費	スチール製書庫	21,600		別表1の通し番号17-64に同じ。 したがって、支出額21,600円の全額は、返還を請求すべきである。	乙12-121	別表1, 17-64と同じ。

平成19年度 返還請求額 合計 1,065,251円

別表4 平成17年度 みどりの会

通し番号	使途項目	摘要	私費含有 支出額(円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
17-1	研究研修費	JR連合議員団研修	9,240	●	●	<p>1 みどりの会は、平成17年度から19年度にわたり、政務調査活動に対して、各年度とも掛川市から交付された政務調査費(以下「公費政務調査費」という。)に私費を加えて支出している。そのため各支出毎に公費政務調査費がいくら含まれているか全く不明である。公費政務調査費の不適法な支出として返還請求する金額には、私費負担分まで含むことはできない。</p> <p>したがって、みどりの会が平成17年度から19年度にわたり提出した政務調査収支報告書(甲3の1、甲4の1、甲5の1)につき各科目毎に、各支出毎に支出理由(行事名や購入物品名など)及び金額並びに充当した公費政務調査費の額と私費の額を明らかにするように求めた。</p> <p>2 これに対し、被告は、各科目毎に分類したうえでの各支出の支出日、支出金額、支出理由を明らかにしたが、みどりの会の各支出毎に、充当した政務調査費の額と私費の額を分けることについては、仮に政務調査費から支出することが許されないものがあったとしても、それを除いた政務調査費からの支出が許されるものの合計と、みどりの会に交付された政務調査費の額を比較すれば足りるからである。</p> <p>すなわち、前者の方が多額であれば返還を求める政務調査費ではなく、後者の方が多額であれば差額を求めればよいのである。したがって、各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないとした。</p> <p>いわゆる、被告は、仮に公費政務調査費に違法支出があつても私費でこれを埋め合わせるから問題はないという論理で、原告らの求釈明を「不要」として拒否した。</p> <p>3 私費の額と公費政務調査費の額を明確に分ける理由は、公費政務調査費の支出に違法があれば、掛川市への返還を求めるためである。公費政務調査費の違法支出は、いくら全体として私費で埋め合わせても適法には転化しないのである。</p> <p>例えば、みどりの会は、平成17年度に石山議員がデジタルカメラ、ファミリーコピア、フォトプリンターを98,700円で購入した。</p> <p>しかしながら、これら事務機器購入備品は、本件指針で会派事務所や議員控室等で保管できるものに限られ、個人所有・保管する物は購入を禁止されている。</p> <p>それにもかかわらず、石山議員は個人所有・保管のために購入したのであり、明らかに違法な支出である。</p> <p>ところで、石山議員の平成17年度政務調査個別収支出納簿(乙4の2)によれば、公費政務調査費304,170円を収入し、前記デジタルカメラなどの備品購入を含め315,205円を支出している。</p> <p>この公費政務調査費収入と支出の差額11,035円は私費で埋め合せたとしても、デジタルカメラ等の備品購入の違法性が除去されるものではなく、みどりの会には当該デジタルカメラ等の購入費98,700円のうち公費政務調査費充当分を掛川市に返還する義務が生じているのである。</p> <p>したがって、みどりの会が平成17年度から19年度にわたり提出した政務調査収支報告書(甲3の1、甲4の1、甲5の1)につき、充当公費政務調査費の額と私費の額を明らかにすることを再び求めたが、前記2と同じ理由により、みどりの会の各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないし、そのようなことは不可能であると、再度、拒否した。</p> <p>4 「政務調査費」は、条例に基づき会派に対し交付され、経理責任者を置くことが義務付けられ、年度終了後、収支報告書を作成し、議長に提出される。さらに、本件指針7項においては、「収支報告書時には、会計帳簿・領収書・支払証明書・研修・研究・視察調査などの概要、公報紙綴りを持参するものとする。」とあり、あくまでも交付金に対する収支に限定し、報告されるのであって、決して私費を混在させてもよいという前提は、法的にも社会通念的にも有り得ないことである。</p> <p>したがって、条例、規程、政務調査費使途基準、本件指針が存在するにもかかわらず、それらを無視し、掛川市からみどりの会に交付された政務調査費を個々の議員に分配し、私費を混在させ、親和会や日本共産党掛川市議員団と異なる2本立ての経理処理は、「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらない。</p> <p>5 上記のとおり、「被告は、公費政務調査費の額と私費の額を明らかにすることを、かたくくな拒み不可能とする理由は何か」を検証すると以下のとおり推測できる。</p>	乙13-1 乙4-2	<p>掛川市議会においては、政務調査費の支出についての申し合わせとして、本件指針(乙19)を定めており、各会派は概ねこれに沿って政務調査費の支出を行っている。</p> <p>みどりの会においては、上記の他、経理担当者がいるわけではないため、所属各議員に政務調査費の一部を配分し、支出、帳簿への記載を各議員に処理させていたが、経理責任者が確認を行っており、会派としての事前の意思統一と事後の承認が行われていた。</p> <p>以上によれば、各会派においては、調査研究活動を「会派の所属議員にゆだね、又は、所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって」行っていたと認められ、使途基準にいわゆる「会派が行う」との要件は満たされている。</p> <p>みどりの会の支出は全て、政務調査費使途基準(甲2)に該当する支出である。ただ、掛川市からみどりの会に交付された政務調査費の額を超えたことから、その超えた額が私費負担であるということである。</p> <p>原告らは、みどりの会の各支出毎に充当した政務調査費の額と私費の額を明らかにするよう求めているが、不要である。なぜならば、みどりの会の支出のうち、仮に政務調査費から支出することが許されないものがあったとしても、それを除いた政務調査費からの支出が許されるものの合計と、掛川市からみどりの会に交付された政務調査費の額を比較すれば足りるからである。</p> <p>本件指針は、会派間の申し合わせ事項であり、各会派における内部的意意思決定手続を定めたものではない。</p> <p>また、本件指針は、「指針」という名称から明らかなどおり、各会派に対し指針を示しているに過ぎず、各会派に義務を課しているものではなく、みどりの会においては、上記のとおり、政務調査費の支出手続を処理している。</p> <p>当時、みどりの会の会派の部屋が狭く、事務機器等の保管に適していなかったことから、事務機器等を個人保管する取り扱いを会派として了解していたものである。</p> <p>みどりの会の支出のうち、仮に政務調査費から支出することが許されないものがあったとしても、それを除いた政務調査費からの支出が許されるものの合計と、掛川市からみどりの会に交付された政務調査費の額を比較すれば、みどりの会に返還を求めるべき政務調査費の有無、金額は明らかになる。</p> <p>すなわち、前者の方が多額であればみどりの会に返還を求める政務調査費ではなく、後者の方が多額であればみどりの会に差額の返還を求めればよいのである。</p> <p>したがって、みどりの会の各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないし、そのようなことは不可能である。</p> <p>原告らは、みどりの会における政務調査費支出方法について、「私費を混在させている」と非難するが、失当である。</p> <p>みどりの会の支出は全て本件使途基準(甲2)に該当する支出であり、ただ、掛川市からみどりの会に交付された政務調査費の額を超えたことから、その超えた額が私費負担であるということであり、「混在」と非難されるべき不明瞭な要素は全くない。</p>

				<p>(1) 被告の提示した「会派の歴史」(乙28)は、そもそも本件訴状に対応するための立証文書として掛川市議会事務局の棟村職員が平成21年8月31日に作成し、平成23年1月28日に提示されたものである。</p> <p>本市議会事務を司る同職員は、当該立証文書の作成及び提示にあたり、条例で義務づけられている「経理責任者」と記載すべきところを、「会計責任者」という用語を使用したことは、本件条例(甲1)の規定(6条)の存在を忘却し作成したことを如実に露呈し、条例の規定に従っていないことを被告自ら証明している。</p> <p>ところで、会計責任者は、金銭の出し入れの計算のみの責任者であり、経理責任者は、経理に関する事務全般(法律、条例、規程、内規等の適合性や整合性の確認も含まれる。)を担当する責任者であって、経理責任者の任務は幅広く、その責務は、会計責任者より重い。</p> <p>このような背景から、本件条例(甲1、6条)において、「会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かねばならない。」として義務付けられている。</p> <p>みどりの会に限らず、すべての会派の会計責任者は、政務調査費の入出金のみの計算に終始し、本件条例、本件規程、本件使途基準(甲2別表)、本件指針等のそれぞれの内容について、認識や理解が浅く、法の精神に基づいたものでないことが推測される。</p> <p>このことは、本件訴訟に前置した住民監査請求に際して、議会事務局長は、「監査委員及び事務局に対し、会派の代表者さんとか会計責任者さんとかにも確認する中で、政務調査費について深く議論していくことが必要だよというふうな皆さん理解しておられるようです。～中略～今後、研修会等も、職員も自ら受けながら内容について十分法の精神に基づいたもので使っていきたい。」と陳述している(甲11の1、3頁下から16行目)。</p> <p>また、監査委員は、「監査を行うに当たって調査を進めていくうちに、議員や議会事務局に政務調査費に関する法律の解釈、使途基準の検討及び会計処理の事務等に対する認識の不足が見受けられた。」と言及し、明確に指摘している(甲8、32頁7)。</p> <p>(2) 上記最判でいう「内部的同意決定手続等に関する特別の取決め」として「掛川市政務調査費の会派取扱指針」(乙19)があり、その1項で「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書(別紙1)を提出し、その結果を報告書(別紙2)により会派代表者へ提出するものとする。」と定められている。</p> <p>つまり、掛川市議会において政務調査費を使って規程に基づく使途基準(甲2、2頁)の「研究研修費」、「調査旅費」に該当する支出をするときは、会派代表者宛てに調査日程や調査事項を記載した申請書(甲9)と調査した結果を考察した内容を記載した報告書(甲10)の提出を義務付けているのである。</p> <p>これは単に形式として定められたものではなく、公費を使って行う活動の必要性、有効性を判断するうえで欠くことのできないものである。</p> <p>したがって、研究研修費や調査旅費のうち申請書及び報告書の存在しない支出は許されない。</p> <p>(3) しかしながら、みどりの会においては、掛川市政務調査費の会派取扱指針(乙19)を踏まえ、さらに、親和会の「政務調査使途基準」(乙20)にも準じて、政務調査費の支を用いていたとする。されど、本件指針において「申請書」、「報告書」が義務付けられているにもかかわらず、住民監査請求に基づく監査の結果において、「研究研修費については、報告書のあるもの17件とないもの42件があった。」と記述されている(甲8、26頁2)。</p> <p>また、研究研修費や調査旅費の一部は、申請書や報告書の存在しない支出である。このことは、本件訴訟に前置した住民監査請求に際して、堀内議員は、「みどりの会では、「日帰りの研修では口頭で復命でもよいことにしている。」と陳述している(甲11の3、2頁5)ことからも明らかである。</p> <p>本件指針第1項に定められた内容は、「日帰りや宿泊などを問わず、政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、個々の議員は、事前に会派代表者へ申請書を提出し、その結果を報告書により、会派代表者へ提出しなければならない。」ということである。</p> <p>したがって、みどりの会においては、本件指針についての認識や理解が浅く、申請書及び報告書の存在しない支出がほとんどであり、会派や個々の議員にとって都合のよい経理処理を行っている。</p>		<p>原告らは、乙28に、「会計責任者」という用語が記載されているところ、これは、掛川市政務調査費の交付に関する条例(甲1)6条が規定する「経理責任者」とは異なるとして、親和会に限らず全ての会派の会計責任者は条例、規程、政務調査費使途基準、会派取扱指針等の内容について認識や理解が浅く、法の精神に基づいたものでないことが推測されるなどと主張するが、失当である。</p> <p>乙28は掛川市の棟村職員が作成したものであるが、その作成にあたり、本件条例6条が定める「経理責任者」の俗称として職員間において慣用されていた「会計責任者」という用語を使用したに過ぎない。</p> <p>「掛川市政務調査費の会派取扱指針」(乙19)(本件指針)の1項に「政務調査費使途基準による研究研修費や調査旅費などを受けようとするときは、会派代表者へ申請書(別紙1)を提出し、その結果を報告書(別紙2)により会派代表者へ提出するものとする。」と記載されていることは認めるが、その余は否認する。</p> <p>本件指針は、会派間の申し合わせ事項であり、各会派における内部的同意決定手続を定めたものではない。</p> <p>また、本件指針は、「指針」という名称から明らかなどおり、各会派に対し指針を示しているに過ぎず、各会派に義務を課しているものではなく、各会派においては、それぞれの状況に応じて、研究研修費や調査旅費の支出手続を処理しており、申請書及び報告書は必ずしも必要なものとはされていない。</p> <p>みどりの会は、平成17年度から平成19年度の所属議員数が4名の会派であった(乙28)。</p> <p>みどりの会においては、掛川市政務調査費の会派取扱指針(乙19)を踏まえ、さらに、親和会の「政務調査使途基準について」(乙20)にも準じて、政務調査費の支出を行っていた(甲11の3、2項、4項)。</p> <p>みどりの会は、少なくとも1ヶ月に1回は会派会議を開催しており、その会議のなかで政務調査費の支出を伴う活動についても随時意見交換を行っており、所属議員全員が、他の所属議員の政務調査費の支出を伴う活動内容を確認していた。</p> <p>みどりの会は、所属議員数が4名と小規模の会派であったため、経理担当者がいなかった。そのため、各所属議員に対し、政務調査費を年度当初及び年度末に配分して政務調査費の支出及び会計事務を各所属議員に委託して処理し、最終的な確認を経理責任者が行い(甲11の3、6項)、会派代表者が承認していた。</p> <p>以上のとおり、みどりの会においては、政務調査費の支出についての意思決定と確認が行われており、本件使途基準(甲2別表)にいう「会派が行う」との要件は満たされている。</p>
--	--	--	--	---	--	--

						(4) みどりの会では、「会計事務をやりながら、議員活動はできない。実際は、支給される政務調査費以上に調査費を使っているため、そのすべてに報告書、領収書をつけていくと事務量がかなり増えてしまう。」(甲第11号証の3、3頁下から11行目)と陳述している。さらに、「戸塚議員は36万円しかないように100万円活動に使っている。持ち出しも多いので、区別がつかないのではないかと思う。」(甲11の3、3頁下から3行目)と陳述している。 このことから、政務調査活動とそれ以外の議員活動(選挙準備活動、政党活動、後援会活動、私的活動)との見境をつけずに政務調査費から支出していることが明らかである。 いわゆる、被告は、「許されない公費政務調査費があれば、私費の政務調査費で穴埋めする。」という論理であり、法の精神(地方自治法、条例、規程、政務調査費使途基準及び本件指針)を全く無視した被告の主張は、論外である。		
						(5) したがって、みどりの会の個々の議員は、もともと、政務調査費の本質を理解せずに、どのような支出が政務調査費に当たるのか当たらないのかを判断せず、「別表4の通し番号17-1から17-33」までの各支出において、私費をも含めて弁勘定的な経理処理を行い、充当公費政務調査費の額と私費の額とを分別することができず、結局、被告は、「各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないし、そのようなことは不可能であると結論付けた。」と推測することができる。  6 上記の理由により、みどりの会の個々の議員(4名)は、分配された政務調査費を無原則的に支出しており、到底「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらない。被告は、みどりの会が会派所属議員ら個人4名に分配された平成17年度分1,216,695円(甲3の2記載の議員ら個人への分配金)の全額を不当利得として返還を請求すべきである 私費を含めた支出額合計 2,068,088円(別表4の平成17年度通し番号17-1～17-33)から上記の分配金1,216,695円を差引いた金額851,393円については、返還を請求しない。		否認する。  争う。
17-2	研究研修費	報徳サミット	35,340	有	有	別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-2	17-1と同じ。
17-3	研究研修費	六ヶ所村視察他	101,971	有	有	別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-3	17-1と同じ。
17-4	研究研修費	研究研修費内訳不詳	275,362	●	△代替報告書否認	別表4の通し番号17-1に同じ。 被告の提示した「乙58-1、2」は、静岡県産業環境センターから当該水質調査を依頼した戸塚久美子議員への調査結果報告書であり、調査を行なったことを証明している資料である。 特に当該調査結果報告書には、「乙69」のように会派代表者の報告を受けた承認印がないこと、報告書として最も重要な市政との関連性や調査結果に関する同議員自身の考察等が全く記載されていないこと、平成17～19年の3年間でこの問題で当局への提案、議会質問等は一切ないこと、久美子の市政だよりNo.11、3頁下から2行目に「水質浄化活動(企業協力)」と記載されていることから(乙13-24)、個人の興味、関心事として満足させるために調査したもので、同議員による個人的な活動に関する資料である。したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料(以下「代替報告書」という。)としては、認められない。 被告の提示した「乙59」は、主催者が作成したレジメであり、受講したことを証明している資料であって、本件指針で定められている報告書に代わる資料ではない。特に当該レジメには、会派代表者の報告を受けた承認印がないこと、報告書で最も重要な市政との関連性や考察等が不詳であることから、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。 被告の提示した「乙60」は、戸塚議員が緑茶協会会員として当該日本茶輸出実践セミナーに参加した申込書であって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙13-4 乙58-1.2 乙59 乙60	17-1と同じ。
17-5	研究研修費	静岡総研シンポジウム	5,920	●	有	別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-5 乙63	17-1と同じ。
17-6	研究研修費	次世代育成トップセミナ	5,160	●	有	別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-6 乙62	17-1と同じ。
17-7	調査旅費	交通費の内訳不詳	27,560	●	△代替報告書否認	別表4の通し番号17-1に同じ。 被告の提示した「乙61」は、「明日の茶業を拓く茶ビジネス経営体の支援研修会」の参加者募集チラシと当該支援研修会のレジメであることから、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙13-7 乙61	17-1と同じ。
17-8	資料購入費	掛川南住宅地図代	9,450			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-8	17-1と同じ。
17-9	資料購入費	郷土名鑑	4,800			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-9	17-1と同じ。
17-10	資料購入費	書籍代	6,000			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-10	17-1と同じ。
17-11	資料購入費	月刊進歩と改革	20,460			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-11	17-1と同じ。
17-12	資料購入費	郷土名鑑	4,800			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-12	17-1と同じ。
17-13	資料購入費	地図	680			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-13	17-1と同じ。
17-14	資料購入費	書籍購入	1,459			別表4の通し番号17-1に同じ。	乙13-13	17-1と同じ。

17-15	資料購入費	月刊社会民主	2,880			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-13	17-1と同じ。
17-16	資料購入費	図書代	30,444			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-14	17-1と同じ。
17-17	資料購入費	購入費の内訳不詳	28,800			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-15	17-1と同じ。
17-18	広報費	市政だより葉書代	145,000			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-16	17-1と同じ。
17-19	広報費	市政だより印刷代	36,500			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-17	17-1と同じ。
17-20	広報費	市政報告No.42郵送	143,760			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-18	17-1と同じ。
17-21	広報費	市政報告No.43郵送	6,260			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-19	17-1と同じ。
17-22	広報費	市政報告No.44郵送	152,635			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-20	17-1と同じ。
17-23	広報費	議会だより8号	54,505			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-21	17-1と同じ。
17-24	広報費	議会だより9号	58,450			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-22	17-1と同じ。
17-25	広報費	議会だより10号	59,740			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-23	17-1と同じ。
17-26	広報費	広報費の内訳不詳	708,807			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-24	17-1と同じ。
17-27	事務所費	ファミリーコピア	37,800			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-25	17-1と同じ。
17-28	事務所費	デジタルカメラ	46,000			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-26	17-1と同じ。
17-29	事務所費	フォトプリンター	14,900			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-27	17-1と同じ。
17-30	その他経費	ファックス修理代他	3,675			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-28	17-1と同じ。
17-31	その他経費	事務用品	1,880			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-29	17-1と同じ。
17-32	その他経費	事務用品	5,960			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-30	17-1と同じ。
17-33	その他経費	文具・切手	21,890			別表4の通し番号17-1と同じ。	乙13-31	17-1と同じ。

平成17年度 私費を含めた支出額の合計 2,068,088円

(平成17年度 政務調査費 交付金 1,320,000円)

(うち、個々の議員4名に分配された合計額 1,216,695円)

私費を含めた支出額の合計2,068,088円から個々の議員4名に分配された合計額1,216,695円を差引いた金額851,393円は、返還を請求しない。

別表5 平成18年度 みどりの会

通し番号	使途項目	摘要	私費含有 支出額(円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
18-1	研究研修費	一豊・千代サミット訪問団	15,000	有	有	「別表4の通し番号17-1」の「1項から5項(1)(2)(3)(4)」まで同じ。 (5)したがって、みどりの会の個々の議員は、もともと、政務調査費の本質を理解せずに、どのような支出が政務調査費に当たるのか当たらないのかを判断せず、「別表5の通し番号18-1から18-72」までの各支出において、私費をも含めて弁勘定的な経理処理を行い、充当公費政務調査費の額と私費の額とを分別することができず、結局、被告は、「各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないし、そのようなことは不可能であると結論付けた。」と推測することができる。 6. 上記の理由により、みどりの会の個々の議員(4名)は、分配された政務調査費を無原則的に支出しており、到底「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらない。 被告は、みどりの会が会派所属議員ら個人4名に分配された平成18年度分1,358,209円(甲4の2記載の議員ら個人への分配金)の全額を不当利得として返還を請求すべきである。 私費を含めた支出額合計2,097,042円(別表5の平成18年度通し番号18-1～18-72)から上記の分配金1,358,209円を差引いた金額738,833円については、返還を請求しない。	乙14-1	別表4、17-1と同じ。
18-2	研究研修費	JR連合議員団会議	10,000	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-2	18-1と同じ。
18-3	研究研修費	JR連合議員団連絡会	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-2	18-1と同じ。
18-4	研究研修費	日本勤協ブロック研修	9,230	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-3	18-1と同じ。
18-5	研究研修費	日進市ワークショップ	8,850	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-4	18-1と同じ。
18-6	研究研修費	地域医療セミナー	14,280	●	△代替報告書否認	別表5の通し番号18-1に同じ。 被告の提示した「乙64」は、「第2回地域医療政策セミナーの開催要領」のレジメ・参加申込等の案内である。したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙14-5 乙64	18-1と同じ。
18-7	研究研修費	第8期自治政策講座	44,960	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-6	18-1と同じ。
18-8	研究研修費	第8回都市経営セミナー	11,600	●	有	別表5の通し番号18-1に同じ。 被告の提示した「乙65」は、本件指針で定められている報告書であり、容認する。	乙14-7 乙65	18-1と同じ。
18-9	研究研修費	地域医療政策セミナー	9,980	●	有	別表5の通し番号18-1に同じ。 被告の提示した「乙66」は、本件指針で定められている報告書であり、容認する。	乙14-8 乙66	18-1と同じ。
18-10	研究研修費	食育を考えるフォーラム	1,640	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-9	18-1と同じ。
18-11	研究研修費	街の復権(シンポジューム)	1,640	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-10	18-1と同じ。
18-12	研究研修費	将来の生活排水処理の展望	1,640	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-11	18-1と同じ。
18-13	研究研修費	東京内外情勢全国例会	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-12	18-1と同じ。
18-14	研究研修費	東京内外情勢全国例会	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-13	18-1と同じ。
18-15	研究研修費	東京内外情勢全国例会	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-12	18-1と同じ。
18-16	研究研修費	東京内外情勢全国例会	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-14	18-1と同じ。
18-17	研究研修費	交通費(内外情勢静岡支部)	3,320	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-12	18-1と同じ。
18-18	研究研修費	研修(内外情勢調査会)	189,000	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-15	18-1と同じ。
18-19	研究研修費	交通費(県庁介護について)	1,660	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-16	18-1と同じ。
18-20	研究研修費	交通費(名古屋中日本道路)	9,240	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-17	18-1と同じ。
18-21	研究研修費	交通費(県庁お茶室)	1,660	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-18	18-1と同じ。
18-22	研究研修費	交通費(県庁市民農団)	3,320	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-18	18-1と同じ。
18-23	研究研修費	交通費(東京セミナー)	14,280	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-19	18-1と同じ。
18-24	研究研修費	セミナー(広報誌づくり)	1,500	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-20	18-1と同じ。
18-25	研究研修費	防災セミナー	500	●	●	別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-21	18-1と同じ。

18-26	研究研修費	水質検査	142,716	●	△代替報告書否認	別表5の通し番号18-1に同じ。 被告の提示した「乙67」は、静岡県産業環境センターから当該水質調査を依頼した戸塚久美子議員への調査結果報告書であり、調査を行なったことを証明している資料である。 特に当該調査結果報告書には、「乙69」のように会派代表者の報告を受けた承認印がないこと、報告書として最も重要な市政との関連性や調査結果に関する同議員自身の考察等が全く記載されていないこと、平成17~19年の3年間でこの問題で当局への提案、議会質問等は一切ないこと、久美子の市政だよりNo.11、3頁下から2行目に「水質浄化活動(企業協力)」と記載されていることから(乙13の24)、個人の興味、関心事として満足させるために調査したもので、同議員による個人的な活動に関する資料である。したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙14-22 乙67	18-1と同じ。
18-27	資料作成費	電子辞書代	39,800			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-23 18-1と同じ。	
18-28	資料購入費	参考書	879			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-24 18-1と同じ。	
18-29	資料購入費	参考書	1,050			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-25 18-1と同じ。	
18-30	資料購入費	月刊社民購読料	5,760			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-26 18-1と同じ。	
18-31	資料購入費	書物代					18-1と同じ。	
18-32	資料購入費	書物代					18-1と同じ。	
18-33	資料購入費	書物代					18-1と同じ。	
18-34	資料購入費	書物代					18-1と同じ。	
18-35	資料購入費	書物代					18-1と同じ。	
18-36	資料購入費	書籍代	4,985			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-28 18-1と同じ。	
18-37	資料購入費	書籍(行政ガバナンス)	17,400			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-29 18-1と同じ。	
18-38	資料購入費	書籍(行政)	5,030			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-29 18-1と同じ。	
18-39	資料購入費	新聞(郷土新聞)	4,800			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-30 18-1と同じ。	
18-40	資料購入費	新聞(全国紙)	40,368			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-31 18-1と同じ。	
18-41	広報費	市政報告No.48郵送代	3,680			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-32 18-1と同じ。	
18-42	広報費	タックシール	5,670			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-33 18-1と同じ。	
18-43	広報費	封筒代	1,680			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-33 18-1と同じ。	
18-44	広報費	市政報告用紙代	5,480			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-34 18-1と同じ。	
18-45	広報費	資料郵送代	380			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-34 18-1と同じ。	
18-46	広報費	市政報告No.46郵送代	13,000			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-35 18-1と同じ。	
18-47	広報費	市政報告No.46郵送代	112,190			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-35 18-1と同じ。	
18-48	広報費	市政報告No.46郵送代	14,690			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-36 18-1と同じ。	
18-49	広報費	市政報告No.46郵送代	5,880			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-37 18-1と同じ。	
18-50	広報費	市政報告用紙代	5,916			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-37 18-1と同じ。	
18-51	広報費	市政報告No.48郵送代	14,430			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-38 18-1と同じ。	
18-52	広報費	市政報告No.48郵送代	12,935			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-38 18-1と同じ。	
18-53	広報費	市政報告No.48郵送代	111,150			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-38 18-1と同じ。	
18-54	広報費	議会だよりNo.11	42,095			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-39 18-1と同じ。	
18-55	広報費	議会だよりNo.12	54,055			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-40 18-1と同じ。	
18-56	広報費	議会だよりNo.13	65,800			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-41 18-1と同じ。	
18-57	広報費	議会だよりNo.14	64,415			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-42 18-1と同じ。	
18-58	広報費	市政報告No.81印刷代	31,500			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-43 18-1と同じ。	
18-59	広報費	市政報告No.82印刷代	30,450			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-44 18-1と同じ。	
18-60	広報費	印刷代	116,550			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-45 18-1と同じ。	
18-61	広報費	送料ヤマト便	62,000			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-46 18-1と同じ。	
18-62	広報費	印刷代・ヤマト便	185,395			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-47 18-1と同じ。	
18-63	広報費	印刷代	123,795			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-48 18-1と同じ。	
18-64	広報費	送料ヤマト便	62,080			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-49 18-1と同じ。	
18-65	広報費	印刷代	123,795			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-50 18-1と同じ。	
18-66	広報費	送料ヤマト便	60,960			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-51 18-1と同じ。	
18-67	その他経費	文具代	3,401			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-52 18-1と同じ。	
18-68	その他経費	事務用品紙代、封筒	26,557			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-53 18-1と同じ。	
18-69	その他経費	印刷機インク代	24,780			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-54 18-1と同じ。	
18-70	その他経費	文具事務用品	3,614			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-55 18-1と同じ。	
18-71	その他経費	文具事務用品	1,134			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-56 18-1と同じ。	
18-72	その他経費	事務文具	2,058			別表5の通し番号18-1に同じ。	乙14-57 18-1と同じ。	

平成18年度 私費を含めた支出額の合計 2,097,042円

(平成18年度 政務調査費 交付金 1,440,000円)

(うち、個々の議員4名に分配された合計額 1,358,209円)

私費を含めた支出額の合計2,097,042円から個々の議員4名に分配された合計額1,358,209円を差引いた金額738,833円は、返還を請求しない。

別表6 平成19年度 みどりの会

通し番号	使途項目	摘要	私費含有 又は領 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
19-1	研究研修費	研究研修 No.4	10,325	●	△代替報告書否認	<p>「別表4の通し番号17-1」の「1項から5項(1)(2)(3)(4)」まで同じ。</p> <p>(5) したがって、みどりの会の個々の議員は、もともと、政務調査費の本質を理解せずに、どのような支出が政務調査費に当たるのか当たらないのかを判断せず、「別表6の通し番号19-1から19-79」までの各支出において、私費をも含めて併勘定的な経理処理を行い、充当公費政務調査費の額と私費の額とを分別することができます。結局、被告は、「各支出毎に、それが私費によるものか否かを特定する必要はないし、そのようなことは不可能であると結論付けた。」と推測することができる。</p> <p>6 上記の理由により、みどりの会の個々の議員(4名)は、分配された政務調査費を無原則的に支出しており、到底「会派が行う」に該当せず、適法な政務調査費の支出には当たらない。</p> <p>被告は、みどりの会が会派所属議員ら個人4名に分配された平成19年度分1,384,000円(甲5の2記載の議員ら個人への分配金)の全額を不当利得として返還を請求すべきである。</p> <p>私費を含めた支出額合計2,308,896円(別表6の平成19年度通し番号19-1~19-79)から上記の分配金1,384,000円を差引いた金額924,896円については、返還を請求しない。</p> <p>7 被告の主張する「乙15-1」に添付されている報告書に代わる資料は、JR連合東海地協地方議員団連絡会主催による「第12回研修会のスケジュール表」である。</p> <p>当該スケジュールの内容から、柳原温泉「湯元柳原館」にて、JR東海ユニオン代表者、国会議員、市議会議員などが集い、次の参議院選挙等に向けての懇談会であり、市政との関連性もなく、調査研究に資するための活動でもない。</p> <p>したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。</p>	乙15-1	別表4、17-1と同じ。 乙15-1は、報告書に変わる資料が添付されている。
19-2	研究研修費	研究研修 No.5	3,000	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-2	19-1と同じ。
19-3	研究研修費	研究研修 No.17	40,580	●	△代替報告書否認	<p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p> <p>被告の提示した「乙68」は、「日本労働協第23回全国総会」(リンゴとネブタの青森総会)の案内である。</p> <p>当該総会は、浅虫温泉「浅虫観光ホテル」にて行なわれ、スケジュールの内容から市政との関連性もなく、調査研究に資するための活動でもない。</p> <p>したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。</p>	乙15-3 乙68	19-1と同じ。
19-4	研究研修費	柏崎刈羽原発視察	50,745	有	有	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-4	19-1と同じ。
19-5	研究研修費	議会議員研修会東京No.8~9	34,980	有	有	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-5	19-1と同じ。
19-6	研究研修費	懇話会(日野原先生) No.10	5,218	●	有	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-6	19-1と同じ。
19-7	研究研修費	女性のための政治スクール5回 交通費東京8/4~12/8(月1回) 9,980円×5回 No.11~16	50,000 49,900	●	有	<p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p> <p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p>	乙15-7	19-1と同じ。
19-8	研究研修費	女性のための政治スクール10回 第3回交通費東京3/15 1回分 No.17~18	70,000 9,980	●	有	<p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p> <p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p>	乙15-8	19-1と同じ。
19-9	研究研修費	柏崎刈羽原発視察 No.19	50,745	有	有	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-9	19-1と同じ。
19-10	研究研修費	内外情勢調査会	189,000	●	有	<p>別表6の通し番号19-1と同じ。</p> <p>被告の提示した「乙69」は、会派代表者の報告を受けた承認印があり、考察等が記載されていることから、容認する。</p>	乙15-10 乙69	19-1と同じ。
19-11	調査旅費	静岡市・県庁	3,320	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-11	19-1と同じ。
19-12	調査旅費	内外情勢調査会(東京)	14,280	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-12	19-1と同じ。
19-13	調査旅費	内外情勢調査会(日野原先生面談)	14,280	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-12, 13	19-1と同じ。
19-14	調査旅費	内外情勢調査会(タクシ一代)	1,140	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-13	19-1と同じ。
19-15	調査旅費	内外情勢調査会(東京片道分)	7,140	●	●	別表6の通し番号19-1と同じ。	乙15-12	19-1と同じ。

19-16	調査旅費	内外情勢調査会(浜松市)	1,800	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-12, 13	19-1と同じ。
19-17	調査旅費	内外情勢調査会(静岡市)	3,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-14	19-1と同じ。
19-18	調査旅費	競売事件(名古屋)	9,240	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-15	19-1と同じ。
19-19	調査旅費	競売事件(静岡市)	3,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-15	19-1と同じ。
19-20	調査旅費	競売事件旅費回数券(名古屋)	25,140	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-15	19-1と同じ。
19-21	調査旅費	競売事件(浜松市)	1,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-15	19-1と同じ。
19-22	調査旅費	競売事件(名古屋)タクシー代含む	12,870	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-15, 16, 17	19-1と同じ。
19-23	調査旅費	静岡市・日本平・献上等	5,660	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-18, 19	19-1と同じ。
19-24	調査旅費	静岡市・県庁	3,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-19, 20	19-1と同じ。
19-25	調査旅費	お茶文化視察(東京)	14,280	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-21	19-1と同じ。
19-26	調査旅費	旅費静岡市(静岡駅・東静岡駅)	3,450	●	△代替報告書否認	別表6の通し番号19-1に同じ。 被告の提示した「乙70」は、「高齢社会をよくする女性の会」(第26回全国大会・静岡)2日間のレジメ・申込等の案内である。 したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙15-22 乙70	19-1と同じ。
19-27	調査旅費	旅費静岡市(東静岡駅往復)	3,580	●		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-23	19-1と同じ。
19-28	調査旅費	旅費大会参加費	2,000	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-23	19-1と同じ。
19-29	調査旅費	旅費浜松市(市民活動説明)	1,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-22	19-1と同じ。
19-30	調査旅費	旅費静岡市	3,320	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-24, 25	19-1と同じ。
19-31	調査旅費	旅費静岡市(茶業活動)	3,580	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-25	19-1と同じ。
19-32	調査旅費	旅費静岡市(片道分)・県庁	1,660	●	●	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-22	19-1と同じ。
19-33	調査旅費	旅費静岡市 講演会(母子)	3,320	●	△代替報告書否認	別表6の通し番号19-1に同じ。 被告の提示した「乙71」は、「母子保健セミナー」のレジメ・参加申込等の案内である。 したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙15-26 乙71	19-1と同じ。
19-34	調査旅費	旅費静岡市 講演会(茶)	3,320	●		別表6の通し番号19-1に同じ。 被告の提示した「乙72」は、「平成19年度日本茶輸出セミナー」のレジメである。 したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙15-27 乙72	19-1と同じ。
19-35	調査旅費	旅費静岡市 講演会(子育て)	3,320	●	△代替報告書否認	別表6の通し番号19-1に同じ。 被告の提示した「乙73」は、「平成19年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム静岡大会」のレジメである。 したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙15-28 乙73	19-1と同じ。
19-36	調査旅費	静岡シンポジウム分権社会	3,320	●		別表6の通し番号19-1に同じ。 被告の提示した「乙74」は、「地方分権社会に求められる政策力」のレジメである。 したがって、本件指針で定められている報告書に代わる資料としては、認められない。	乙15-29 乙74	19-1と同じ。
19-37	資料購入費	掛川菊川御前崎写真帖No.2	9,975	△△△△	△代替報告書否認	別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-30	19-1と同じ。
19-38	資料購入費	市町村財政分析帖 No.3	2,100	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-31	19-1と同じ。
19-39	資料購入費	地方自治その歴史と未来No.4	2,730	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-31	19-1と同じ。
19-40	資料購入費	現代用語の基礎知識 No.5	2,800	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-32	19-1と同じ。
19-41	資料購入費	本代	7,560	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-33	19-1と同じ。
19-42	資料購入費	本代	4,700	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-34	19-1と同じ。
19-43	資料購入費	本代	756	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-33	19-1と同じ。
19-44	資料購入費	本代	1,700	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-35	19-1と同じ。
19-45	資料購入費	新聞購読料(郷土)No.1	9,000	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-36	19-1と同じ。
19-46	広報費	広報 No.1	2,940	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-37	19-1と同じ。
19-47	広報費	広報 No.2	980	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-37	19-1と同じ。
19-48	広報費	広報 No.10	1,716	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-38	19-1と同じ。
19-49	広報費	広報 No.11	4,200	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-39	19-1と同じ。
19-50	広報費	広報 No.13～No.15	138,580	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-39, 40	19-1と同じ。
19-51	広報費	広報 No.18	840	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-41	19-1と同じ。
19-52	広報費	広報 No.21	2,100	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-41	19-1と同じ。
19-53	広報費	広報 No.25	6,676	△△△△		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-42	19-1と同じ。

19-54	広報費	広報	No.27～No.28	110,282		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-42, 43	19-1と同じ。
19-55	広報費	広報	No.29～No.30	27,235		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-43	19-1と同じ。
19-56	広報費	市政だより	No.83 葉書他	155,450		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-44	19-1と同じ。
19-57	広報費	市政だより	No.84 葉書他	171,500		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-45	19-1と同じ。
19-58	広報費	議会だより	No.15 No.6	66,185		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-46	19-1と同じ。
19-59	広報費	議会だより	No.16 No.7	75,111		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-47	19-1と同じ。
19-60	広報費	広報紙	市政だより 印刷代	123,795		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-48	19-1と同じ。
19-61	広報費	広報紙	市政だより 送料	60,320		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-49	19-1と同じ。
19-62	広報費	広報紙	市政だより 印刷代他	184,755		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-50	19-1と同じ。
19-63	広報費	広報紙	市政だより 印刷代	123,795		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-51	19-1と同じ。
19-64	広報費	広報紙	市政だより 送料	61,280		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-52	19-1と同じ。
19-65	広報費	広報紙	市政だより 送料	65,895		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-53	19-1と同じ。
19-66	広報費	広報紙	市政だより 印刷代	123,795		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-54	19-1と同じ。
19-67	広報費	ブルサーマル	説明会	28,831		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-55	19-1と同じ。
19-68	その他経費	その他	No.3	140		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-56	19-1と同じ。
19-69	その他経費	資料購入	No.6	2,880		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-57	19-1と同じ。
19-70	その他経費	資料購入	No.19	1,680		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-58	19-1と同じ。
19-71	その他経費	資料購入	No.20	979		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-58	19-1と同じ。
19-72	その他経費	資料購入	No.24	2,880		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-59	19-1と同じ。
19-73	その他経費	その他	No.7	227		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-60	19-1と同じ。
19-74	その他経費	その他	No.16	284		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-61	19-1と同じ。
19-75	その他経費	その他	No.22	480		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-62	19-1と同じ。
19-76	その他経費	その他	No.23	140		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-62	19-1と同じ。
19-77	その他経費	その他	No.31	486		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-63	19-1と同じ。
19-78	その他経費	事務用紙		1,450		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-64	19-1と同じ。
19-79	その他経費	コピー料		2,595		別表6の通し番号19-1に同じ。	乙15-65	19-1と同じ。

平成19年度 私費を含めた支出額の合計 2,308,896円

(平成19年度 政務調査費 交付金 1,440,000円)  
(うち、個々の議員4名に分配された合計額 1,384,000円)

私費を含めた支出額の合計2,308,896円から個々の議員4名に分配された合計額1,384,000円を差引いた金額924,896円は、返還を請求しない。

別表7 平成17年度 日本共産党掛川

通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告らの主張
				申請書	報告書			
17-4	広報費	用紙代(相良屋紙店)	10,000			別表1の通し番号17-1(1)の(1)・(2)・(3))に同じ。 ⑦ 共産党掛川は、日本共産党掛川市委員会とは別に事務所を有しており、印刷機、コピー機及び付随する消耗品も日本共産党掛川市委員会と共用していないとする。 しかしながら、例え、事務所が独立し、それぞれの事務所を有していたとしても、当該印刷機・コピー機およびそれらに付随する消耗品等を使って、鷲山議員(当時)が日本共産党や日本共産党東支部及び日本共産党わし山事務所等、政党が発行する公報紙を印刷していたことは事実である(別表7の通し番号17-6)。 ⑧ したがって、当該議員団の政務調査活動以外の通常活動への使用等を考慮すれば、支出額20,000円の全額は許されず、政務調査費からの支出は最大限2分の1の限度内10,000円と認められ、残りの2分の1相当額10,000円は不当利得として返還を請求すべきである。	乙16-4	共産党掛川は、日本共産党掛川市委員会とは別に事務所を有しており、印刷機、コピー機及び付随する消耗品も日本共産党掛川市委員会と共用してはいない。 事務機器用品・消耗品は、政党活動として使用したものではなく、すべて政務調査として、広報紙作成等に使用したものであり、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。
17-5	広報費	印刷機インキ代	6,300			別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、印刷機インキ代12,600円の2分の1相当額6,300円を返還請求すべきである。	乙16-4	17-4と同じ。
17-6	広報費	議会報告会、切手代	12,500			3 会派取扱指針に明確に違反するもの (1) 「わし山喜久議員だより」又は「わし山喜久市議会議員 議員だより」は、第1号から第19号までは「日本共産党」が、第20号から第41号までは「日本共産党東支部」が、第42号から第70号までは、「日本共産党わし山事務所」がそれぞれ発行したもので、いずれも会派取扱指針で政務調査費の充当を禁止している政党活動に属する経費であり、違法な支出である。 また、当該文書には、日本共産党中央機関紙・しんぶん赤旗の宣伝や購読のすゝめが隨時掲載され、国政選挙時には日本共産党への支援の要請や支援に対するお礼などの記事も掲載されており、明らかに政党活動に属するものである。 共産党掛川の広報紙は、これらとは別に「日本共産党掛川市市議団ニュース」(甲15の4)として水谷、鷲山両議員の連名で頻繁に発行(3年間で108回)している。  (2) 被告は、それぞれの年度に要した発行費用を下記のとおり明確にしたが、「わし山喜久議員だより」又は「わし山喜久市議会議員議員だより」の発行欄に「日本共産党」(甲15の1)、「日本共産党東支部」(甲15の2)及び「日本共産党わし山事務所」(甲15の3)と掲載してあることは認めながら、「指針」で認められている「議会報告活動」であるとする。 しかしながら、どのように被告が抗弁しても会派の発行した「議会報告」とは認められず、明白に政党が発行したものであり、これに要した政務調査費の支出は違法であり、全額返還を求めるべきである。 また、「赤旗新聞の宣伝」や「共産党への支援」は70回の発行中10回にすぎないとするが、実は12回である。しかし、その回数や掲載スペースが問題ではなく、政党が発行した広報紙の発行経費を政務調査費から支出していることが問題である。 例え、その紙面は議会活動を中心に編集されていたとしても、政党の機関紙や広報紙に所属議員の議会活動を掲載するのは当然のことで、内容が議会報告が中心であるか否かは問題ではない。発行所が問題なのである。	乙16-5	本議員だよりは、いずれも鷲山議員が会派だよりとして作成・発行したものであり、発行欄に「日本共産党」「日本共産党東支部」「日本共産党わし山事務所」の記載はあるものの、その内容はいずれも本件指針(乙19)において経費として認められている「議会活動報告紙」である。 また本議員だよりは、3年間で70号を発行しているところ、掲載記事のうち、「赤旗新聞の宣伝」や「共産党への支援」は、そのうち10回の発行広報で片隅に記載されたに過ぎず、本議員だよりは、党员としての活動ではなく、共産党掛川としての考え方をより広い視野から理解してもらうための広報紙である。 したがって、政務調査費の支出に裁量権の逸脱はない。



別表8 平成18年度 日本共産党掛川

通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
18-1	研究研修費	全国ろうあ者大会	10,000	●	●	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額10,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙17-1	別表1, 17-5と同じ。 共産党掛川は、平成17年度～平成19年度の所属議員数が2名の会派であった(乙28)。 共産党掛川は、毎月曜日の午前中に議員団会議を開いており、その会議のなかで政務調査費の支出を伴う活動についても随時意見交換を行っており、所属議員それぞれが、他方の政務調査費の支出を伴う活動内容を確認していた。 共産党掛川は、所属議員数が2名であったため、1名が会派代表者となり、他の1名が会計責任者となり、各所属議員がそれぞれの政務調査費の支出を行い、最終的に、会計責任者がとりまとめて確認していた。 以上のことより、共産党掛川においては、政務調査費の支出についての意思決定と確認が行われており、政務調査費使途基準(甲2別表)にいう「会派が行う」との要件は満たされている。
18-2	研究研修費	原水爆禁止大会	31,220	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額31,220円の全額は、返還を請求すべきである。	乙17-2	18-1と同じ。
18-3	研究研修費	原水爆禁止大会	20,000	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額20,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙17-3	18-1と同じ。
18-5	研究研修費	学習センター使用料	1,830	●	●	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額1,830円の全額は、返還を請求すべきである。	乙17-5	18-1と同じ。
18-6	研究研修費	インクカートリッジ (川村電気㈱)	3,412	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額6,825円の2分の1相当額3,412円は、返還を請求すべきである。	乙17-5	別表7, 17-4と同じ。
18-7	研究研修費	研究研修費	9,860	●	●	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額9,860円の全額は、返還を請求すべきである。	乙17-6	18-1と同じ。
18-9	資料作成費	事務機リース代	5,500	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額11,000円の2分の1相当額5,500円は、返還を請求すべきである。	乙17-8	別表7, 17-4と同じ。
18-10	資料作成費	事務機リース代	5,500	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額11,000円の2分の1相当額5,500円は、返還を請求すべきである。	乙17-9	別表7, 17-4と同じ。
18-11	資料作成費	事務機リース代	8,295	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額16,590円の2分の1相当額8,295円は返還を請求すべきである。	乙17-10	別表7, 17-4と同じ。
18-15	資料購入費	マンガ・カットCD-ROM	1,530	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額3,060円の2分の1相当額1,530円は、返還を請求すべきである。	乙17-14	別表7, 17-4と同じ。
18-23	広報費	フェニックス(インク・印刷紙代)	10,950	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額21,900円の2分の1相当額10,950円は、返還を請求すべきである。	乙17-22	別表7, 17-4と同じ。
18-24	広報費	フェニックス(インク代)	9,450	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額18,900円の2分の1相当額9,450円は、返還を請求すべきである。	乙17-23	別表7, 17-4と同じ。
18-25	広報費	フェニックス(修理費他)	9,923	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額19,845円の2分の1相当額9,923円は、返還を請求すべきである。	乙17-24	別表7, 17-4と同じ。
18-26	広報費	フェニックス(内容不詳)	4,488	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額8,977円の2分の1相当額4,488円は、返還を請求すべきである。	乙17-25	別表7, 17-4と同じ。
18-27	広報費	フェニックス(用紙代他)	19,845	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額39,689円の2分の1相当額19,845円は、返還を請求すべきである。	乙17-26	別表7, 17-4と同じ。
18-28	広報費	フェニックス(印刷用紙代他)	11,104	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額22,207円の2分の1相当額11,104円は、返還を請求すべきである。	乙17-27	別表7, 17-4と同じ。
18-29	広報費	紙代・事務用品代	7,430	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額14,860円の2分の1相当額7,430円は、返還を請求すべきである。	乙17-28	別表7, 17-4と同じ。
18-30	広報費	はがき代	1,317	△	△	別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額2,635円の2分の1相当額1,317円は、返還を請求すべきである。	乙17-29	別表7, 17-4と同じ。

18-31	広報費	切手代	2,500			別表7の通し番号17-4と同じ。 したがって、支出額5,000円の2分の1相当額2,500円は、返還を請求すべきである。	乙17-30	別表7, 17-4と同じ。
18-32	広報費	切手代	3,500			別表7の通し番号17-4と同じ。 したがって、支出額7,000円の2分の1相当額3,500円は、返還を請求すべきである。	乙17-31	別表7, 17-4と同じ。
18-33	広報費	相良屋事務機（内容不詳）	3,780			別表7の通し番号17-4と同じ。 したがって、支出額7,560円の2分の1相当額3,780円は、返還を請求すべきである。	乙17-32	別表7, 17-4と同じ。
18-34	広報費	切手	80			別表7の通し番号17-6と同じ。 したがって、「日本共産党」及び「日本共産党東支部」並びに「日本共産党わし山事務所」が作成し、配布した広報紙のために政務調査費から支出した費用は、被告の釈明により平成18年度は99,327円である。これにより平成18年度の費用は、99,327円であり同額の返還義務がある。 しかしながら、訴状に掲載した金額と異なるため、当該年度の訴状金額の範囲内で返還を請求すべきである。 よって、被告は、平成18年度の訴状金額120,000円（通し番号18-34～18-88）のうち99,327円を、不当利得として返還を請求すべきである。 なお、当該差額20,673円（120,000円－99,327円）は、通し番号18-88において調整し、返還を請求しない。	乙17-33	別表7, 17-6と同じ。
18-35	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-34	18-34と同じ。
18-36	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-34	18-34と同じ。
18-37	広報費	切手	240			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-34	18-34と同じ。
18-38	広報費	理想 ロール	10,080			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-35	18-34と同じ。
18-39	広報費	切手	220			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-36	18-34と同じ。
18-40	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-36	18-34と同じ。
18-41	広報費	切手	90			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-34	18-34と同じ。
18-42	広報費	切手	290			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-36	18-34と同じ。
18-43	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-36	18-34と同じ。
18-44	広報費	紙	1,900			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-37	18-34と同じ。
18-45	広報費	紙	1,900			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-37	18-34と同じ。
18-46	広報費	インク	6,300			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-38	18-34と同じ。
18-47	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-39	18-34と同じ。
18-48	広報費	紙	1,900			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-39	18-34と同じ。
18-49	広報費	切手	140			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-39	18-34と同じ。
18-50	広報費	紙	1,900			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-40	18-34と同じ。
18-51	広報費	印刷	4,600			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-40	18-34と同じ。
18-52	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-41	18-34と同じ。
18-53	広報費	インク	6,300			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-42	18-34と同じ。
18-54	広報費	紙3	3,100			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-41	18-34と同じ。
18-55	広報費	カインズ 紙	10,850			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-43	18-34と同じ。
18-56	広報費	紙	9,300			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-43	18-34と同じ。
18-57	広報費	切手	510			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-44	18-34と同じ。
18-58	広報費	切手	200			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-44	18-34と同じ。
18-59	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-44	18-34と同じ。
18-60	広報費	切手	310			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-45	18-34と同じ。
18-61	広報費	紙	277			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-45	18-34と同じ。
18-62	広報費	紙	185			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-45	18-34と同じ。
18-63	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-45	18-34と同じ。
18-64	広報費	切手	80			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-46	18-34と同じ。
18-65	広報費	切手	260			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-46	18-34と同じ。
18-66	広報費	切手	480			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-46	18-34と同じ。
18-67	広報費	紙	1,155			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-47	18-34と同じ。
18-68	広報費	インク	6,300			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-48	18-34と同じ。
18-69	広報費	紙	405			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-49	18-34と同じ。
18-70	広報費	紙	3,453			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-49	18-34と同じ。
18-71	広報費	切手	200			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-49	18-34と同じ。
18-72	広報費	切手	160			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-49	18-34と同じ。
18-73	広報費	切手	280			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-49	18-34と同じ。
18-74	広報費	掛川切手	12,000			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-50	18-34と同じ。
18-75	広報費	切手	480			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-51	18-34と同じ。
18-76	広報費	切手	400			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-51	18-34と同じ。
18-77	広報費	切手	400			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-51	18-34と同じ。
18-78	広報費	インク	6,300			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-52	18-34と同じ。
18-79	広報費	切手	120			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-53	18-34と同じ。
18-80	広報費	切手	90			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-53	18-34と同じ。
18-81	広報費	切手	500			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-53	18-34と同じ。
18-82	広報費	切手	810			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-54	18-34と同じ。
18-83	広報費	切手	240			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-54	18-34と同じ。
18-84	広報費	紙	255			別表8の通し番号18-34と同じ。	乙17-54	18-34と同じ。

18-85	広報費	切手	480		別表8の通し番号18-34に同じ。	乙17-54	18-34と同じ。
18-86	広報費	切手	160		別表8の通し番号18-34に同じ。	乙17-55	18-34と同じ。
18-87	広報費	切手	160		別表8の通し番号18-34に同じ。	乙17-55	18-34と同じ。
18-88	広報費	理想 インクほか	2,847		別表8の通し番号18-34に同じ。 訴訟金額120,000円(通し番号18-34～18-88までの合計で調整)から被告が提示した金額99,327円を差し引いた金額20,673円は、返還を請求しない。 したがって、支出額23,520円から差額20,673円を差し引いた金額2,847円は、返還を請求すべきである。	乙17-56	18-34と同じ。
18-92	事務所費	事務所コピー機修理	23,625		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額47,250円の2分の1相当額23,625円は、返還を請求すべきである。	乙17-60	別表7, 17-4と同じ。
18-94	事務所費	市議団事務所地代	60,000		⑦ 領収書(乙17-62)の宛先は、日本共産党掛川市委員会と記され、当該土地には現に日本共産党掛川市委員会の事務所が建築されている事実からも明らかに政党として借り上げ使用している土地であり、その地代60,000円全額を政務調査費から支出することは許されない(政党活動への充当禁止)。 ① 当該地代は平成17年から平成19年度までの3カ年に関連するため、日本共産党掛川市委員会事務所及び日本共産党掛川事務所のそれぞれ借地の地名及び地番、貸借契約者及び借地料を明らかにしたが、被告は、土地利用契約書を提示する(乙24)と共に、当該地代に関して下記のとおり訂正した。 ① 被告第3準備書面26頁4行目「掛川市北門8番地の土地」とあるところを、「掛川市北門7番地の土地」と訂正する。 ② 被告第3準備書面26頁8行目「(掛川市十九首31-1)」とあるところを、「(掛川市十九首30-1)」と訂正する。 ③ 被告第3準備書面26頁下から1行目「賃貸土地の地番は不明」とあるところを、「日本共産党掛川市委員会が訴外山崎仁氏から賃借している土地は、掛川市北門8番地の土地」と訂正する。 ⑦ 以上の訂正に基づけば、共産党掛川と、日本共産党掛川市委員会は、それぞれ、異なる地主から異なる土地を賃貸しており、事務所建物も異なっているとし、共産党掛川事務所の地名、地番は、「掛川市北門7地番」であり、賃貸人は訴外堀川徳太郎氏(掛川市北門9番地)である。 日本共産党掛川市委員会事務所の地名、地番は、「掛川市北門8番地」であり、賃貸人は訴外山崎仁氏(掛川市十九首30-1)である。 また、乙第17号証の62(領収証)の宛名が「日本共産党掛川市委員会」となっているのは、賃貸人が誤って記載したものであるとなる。 ⑤ しかしながら、以下の理由により、上記の訂正は認められない。 ① 建築計画概要書及び処分等の概要書(甲19)によれば、掛川市北門7番地に建てられている建築主は、日本共産党掛川市委員会市議員長水谷陽一氏である。 したがって、掛川市北門7番の建物は、上記の市議員長、すなわち、水谷議員により建築手続きがなされ、日本共産党掛川市委員会の事務所として建築されたものであることは、明確である。 ② 乙17の62(領収証)の宛名が「日本共産党掛川市委員会」となっているのは、賃貸人が誤って記載したものであるとするが、賃貸人訴外堀川徳太郎氏は、市議員長、すなわち、水谷議員と賃貸契約を結んでおり、また、掛川市北門7番地の建物には大きくわかりやすく青文字で日本共産党掛川市委員会と表示されていることからも(甲21)、賃貸人は領収証の宛名を間違えた(乙17の62)とは、思われない。	乙17-62 乙8-3 乙22 乙23-1～3 乙24 乙25 乙26 乙48	共産党掛川と、日本共産党掛川市委員会は、それぞれ、異なる地主から異なる土地を賃借しており、事務所建物も異なっている。 共産党掛川は、賃貸人訴外堀川徳太郎氏(掛川市北門9)から掛川市北門7番地の土地を賃借しており、地代年額は6万円である(乙22)。乙17の62(領収証)の宛名が日本共産党掛川市委員会となっているのは、賃貸人が誤って記載したものである。 他方、日本共産党掛川市委員会が賃借している土地の賃貸人は、訴外山崎仁氏(掛川市十九首30-1)であり、地代年額は18万円である(乙23の1ないし3)。日本共産党掛川市委員会が訴外山崎仁氏から賃借している土地は、掛川市北門8番の土地である。  共産党掛川が掛川市北門7番宅地87.30m <sup>2</sup> の土地を賃借していることは、間違いのない事実である(乙22, 乙25)。 また、日本共産党掛川市委員会(以下「市委員会」という。)が掛川市北門8番地82.58m <sup>2</sup> の土地を賃借していることも、間違いのない事実である(乙24, 乙23の1ないし3)。 そして、共産党掛川が賃借している掛川市北門7番地の土地上にある2階建ての建物の1階を、共産党掛川が会派事務所として使用していることも、間違いのない事実である(乙26①ないし④の写真)。 ただし、原告らが主張するとおり、上記2階建ての建物を建築し所有しているのは、市委員会であるとのことである。 共産党掛川の説明によれば、近隣建物賃料と同額を市委員会に支払うとすると高額な賃料となるため、市委員会との申し合わせにより、共産党掛川が年額60,000円の地代を支払うことによって、建物賃料の支払いに代えていたとのことである。 したがって、共産党掛川が市委員会に対して事務所(建物)賃料として年額60,000円を支払う形式をとつていれば疑問の余地もなかったのであるが、地代としての年額60,000円の支払であっても、掛川市議会政務調査費の交付に関する規程(甲2)第5条、別表が定める事務所費(会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に関する経費)であるということができ、適法な支出である。

③ 当該7番地の建物の建築主でもある水谷議員は、日本共産党掛川市委員会市委員長兼共産党掛川の会派代表者である。同議員は、平成13年の初頭から、いずれの事務所の土地賃貸契約(乙22、乙24)及び建築(甲19、乙48)等に対応しており、当該共産党掛川がいずれの事務所を使用しているかを充分認識している中で、党及び共産党掛川の運営や議員活動を行っていることから、被告の主張する「隣接地であり、一体の土地として使用され、いずれも、その事務所所在地を掛川市北門8番地と言いつてはいたに過ぎない。」は、有り得ないのである。

また、被告の提示した「乙26③①⑥⑦⑧の写真」の撮影時期は、平成22年8月である。共産党掛川事務所は、リース購入による印刷機1台及び平成17年6月22日に印刷機(1台)とコピー機(1台)を購入し(乙16-7)、印刷機の保有台数は、合計3台である。そのうち、リース購入の印刷機1台は、平成13年にリース契約で購入し、平成18年6月5日に当該契約が終了し(甲25の1)、その後、印刷機の保有台数は2台となる。したがって、平成17年6月22日から平成18年6月5日までの期間に限っては、印刷機の保有台数は3台である。日本共産党掛川市委員会事務所には印刷機は1台である。

印刷機やコピー機については、いずれも事務所の状況に応じて、いつでもどこでも簡単に配置換え(例えば、掛川市北門8番地の平屋建て事務所から同7番地の2階建て1階事務所への移動)することは可能であることから、写真の撮影時期が重要である。

撮影で証拠となるべき被写体は、いずれかの事務所に印刷機2台、コピー機1台、合計3台のある期間に撮影されたものである。

すなわち、印刷機(1台)とコピー機(1台)を購入した時点の「平成17年6月22日」(乙16-7)からリース代支出終了日の「平成18年6月5日」(乙8-3)までの間に限定され、平成18年6月6日以降の写真については、立証の対象にはならない。

よって、被告の提示した「乙26③④⑥⑦⑧の写真」の撮影時期は、平成22年8月で印刷機の保有は2台であり、同7番地にある2階建ての1階が共産党掛川の事務所であると断定することはできない。

したがって、以下の理由により「掛川市北門8番地にある平屋建ての建物が、共産党掛川の事務所である。」

(ア) 共産党掛川事務所地代の契約書(平成13年5月1日付け)(乙22)に記載されている地名地番は同8番地であり、契約者は共産党掛川市議員団・団長水谷陽一と記載されている。

このことから、「掛川市北門8番地にある平屋建ての建物が、共産党掛川の事務所である。」と言える。

また、日本共産党掛川市委員会の土地利用契約書の契約日は、上記と同じ平成13年5月1日であり(乙24)、契約者は日本共産党掛川市委員会・会計責任者佐々木義明氏である。

地名地番は契約者個人の「掛川市下俣九九七の十」が記載され、事務所の所在地である「同7番地」又は「同8番地」は記載されていない。

いずれの事務所も平成13年初頭に土地賃貸契約及び建築が完了しており(甲19・乙48)、建築完了後の初期の段階から契約者の所在地を、被告の主張する「言い習わしていた」と言うような状況ではない。

被告は、「市議員会は、平成12年以前に、北門8番地に古い平家建の事務所(以下「旧平家建建物」という。)を設置していた。その当時、市議員団は、独自の事務所を設けておらず、旧平家建建物を市議員団の事務所として使用していた。そのため、市議員団は、平成12年以前、その住所を北門8番地と表示していた。」と主張する。

しかしながら、当時の平成12年発行の住宅地図によれば(甲29)、地番「掛川市北門7番地」には住居表示「7」の建物は記載され、地番「同8番地」には住居表示がなく、建物は存在していない。また、同じく平成13年発行の住宅地図によれば(甲30)、地番「掛川市北門7番地」及び「同8番地」には住居表示「7」及び「8」のいずれも記載されておらず、建物は存在していない。

したがって、当該住宅地図によれば、平成13年以前は地番「掛川市北門8番地」には、建物は存在せず、被告の主張する旧平家建建物は、確認できない。

このことから、市議員団事務所所在地の掛川市北門7番地を「同8番地」とい習わしていたこと」及び「社会的に定着していたこと」をうかがわせる資料は1点もなく、認められない。

原告らは、水谷議員が「掛川市北門8番地に共産党掛川事務所がある」旨発言していたこと(甲20、1頁4項)、市議団ニュースの発行元の住所が掛川市北門8番地と記載されていること(甲15の4)をもって、共産党掛川の事務所が掛川市北門8番地にある建物であると主張するが、誤りである。

掛川市北門7番地の土地と、同8番地の土地は、乙26①の写真、甲21の写真から明らかなどおり、隣接地であり、一体の土地として使用されている。そのため、日本共産党掛川市委員会及び日本共産党掛川は、いずれも、その事務所所在地を、掛川市北門8番地と言いつてはいたに過ぎない。

水谷議員は、「掛川市北門8番地に共産党掛川事務所がある」旨の発言に続けて、「その事務所において会議を行い、事務所には議員活動資料とともに印刷機があります。印刷機は2台あります。～中略～ 平成17年に印刷機とコピー機(中古品)を252,000円で購入しました。」と述べている(甲20、1頁4項)。

印刷機とコピー機が置かれている事務所は、掛川市北門7番地に在る2階建て建物の1階事務所であり(乙26③④の写真)、掛川市北門8番地にある建物には印刷機が1台しかない(乙26⑥⑦⑧の写真)。したがって、掛川市北門7番地にある2階建て建物1階事務所が、共産党掛川の事務所であることは明らかである。

原告らは、掛川市北門7番地所在の2階建て建物の完了検査が平成13年1月15日に行われていること(甲26)、同市北門8番地の平家建建物が上記2階建て建物よりも時期的に若干遅い平成13年2月4日までの間に建築されたこと(乙48)から、共産党掛川がその所在地を北門8番地と言いつてはいたことはあり得ないと主張するが、誤りである。

日本共産党掛川市委員会(以下「市議員会」という。)は、平成12年以前に、北門8番地に古い平家建の事務所(以下「旧平家建建物」という。)を設置していた。その当時、市議員団は、独自の事務所を設けておらず、旧平家建建物を市議員団の事務所として使用していた。そのため、市議員団は、平成12年以前、その住所を北門8番地と表示していた。

そして、平成13年1月に北門7番地に2階建て建物が完成し、ほぼ同時に北門8番地に平家建建物が建築されたところ、市議員団は、2階建て建物の1階を市議員団事務所として使用するようになつたが、住所の表示としては、以前から使用していた北門8番地をそのまま継続してきたのである(乙55、56)。

平成17年発行の住宅地図においても、北門7番地の土地と、北門8番地の土地を一体の土地としたうえで、北門7番地の2階建て建物の住所として北門8番地と表示しており、上記2階建て建物の住所を北門8番地とすることが社会的にも定着していたことが認められる(乙57)。

したがって、市議員団が、その事務所を北門7番地の2階建て建物の1階に設けているながら、その住所を北門8番地と言いつてはいたことは何ら不自然なことではない。

				<p>(イ) 市委員長兼共産党掛川代表者である水谷議員は、共産党掛川と日本共産党掛川市議員会は、それぞれ、異なる地主から異なる土地を賃借しており、事務所建物も異なっていることを、充分認識した上で、同議員は、本件訴訟に前置した住民監査請求に際して、監査委員事務局に対し、当該会派の実態を以下のとおり、同議員の置かれている立場を鑑みて、率直に陳述しており、決して、被告が主張する「言い習わしていた発言」ではない。</p> <p>したがって、共産党掛川の事務所は、同8番地の建物であることは明白である。</p> <p>&lt;水谷議員の陳述(甲20、1頁4項)&gt;</p> <p>「共産党市議団における備品は、印刷機です。掛川市北門8番地に共産党掛川市議団事務所があり、その事務所において会議を行い、事務所には議員活動資料とともに印刷機があります。印刷機は2台あります。最初の印刷機は平成13年に購入しました。支払いはリース契約です。リース代は平成13年5月から「リソグラフ60回払い」で平成18年に終了します。故障が多く平成17年に印刷機とコピー機(中古品)を252,000円で購入しました。現在事務所に置いてあります。平成13年当時は日本共産党議員堀井徹子議員が実務を担当していましたため、堀井元議員の名前でリース契約をし、その名前で継続してきました。毎週の「日本共産党掛川市議団ニュース」を発行のために使われています。機器としてはおおきなもので市役所の市議団事務所にはいりません。」</p>	
				<p>(ウ) 被告は、掛川市北門8番地にある建物は、所有者が日本共産党掛川市議員会であるとし、当該所有者を証明するために、所在地が記載されていない「感謝状」(乙48)を提示した。</p> <p>当該感謝状(平成13年2月4日付け)には、第2事務所として建設され、「新聞の集配・印刷・実務等」の機能を持つ事務所であると記されている。</p> <p>当該感謝状には所在地が記載されていないが、同8番地にある建物の所有者は、日本共産党掛川市議員会であることを容認する。</p> <p>ただし、当該建物は、いずれかの事務所に使用することは可能であることから、被告の主張する当該市議員会の事務所であると、断定する証拠にはならない。</p> <p>なお、同7番地にある2階建ての建物は、「建築基準法令による処分等の概要書」によれば(甲26)、完了検査は平成13年1月15日であり、同8番地にある平屋建ての建物より早く建設され、規模も大きい。</p> <p>仮に被告の主張する所在地を「言い習わしていた」とするならば、後から建てられた規模の小さい第2事務所「同8番地」(甲21写真②、乙26写真①右の建物)ではなく、より早く建設された規模の大きい2階建ての建物である「同7番地」(甲21写真①)が言い習わされる方が自然である。</p> <p>したがって、水谷議員の陳述からも「同8番地」の建物(第2事務所)は、共産党掛川の活動拠点の事務所として建設されたものと推測される。</p>	
				<p>(エ) 当該掛川市議団ニュースの発行元の住所が掛川市北門8番地と記載されていることは(甲15の4)、上記の陳述「~掛川市北門8番地に共産党掛川事務所があり、~事務所には議員活動資料とともに印刷機があります。」及び上記(ウ)の「掛川市北門8番地にある建物は、第2事務所として建設され、「新聞の集配・印刷・実務等」の機能を持つ事務所である。」ことからも、同8番地の事務所で作成・印刷されたことは、明らかである。</p> <p>被告は、「日本共産党掛川市議員会が、その事務所の住所を掛川市北門8番地と言い習わしていた事実として、市議団ニュース(平成13年10月発行(乙55)及び平成13年12月発行(乙56))を提示した。</p> <p>しかしながら、住宅地図によれば、平成13年度版においては地番「掛川市北門7番地」及び「同8番地」には、建物は存在していない。実際に「掛川市北門7番地」に建物が存在する時期は、日本共産党掛川市議員会事務所として建築された2階建ての建物は平成13年1月15日である(甲26)。「同8番地」に建物が存在する時期は、第2事務所として建築された平屋建ての建物は平成13年2月4日である(乙48)。また、当該リース契約による印刷機の購入は(甲25-1)、平成13年5月16日であり、当該リース契約書の所在地は「同8番地」である。さらに、水谷議員は、前記(イ)のとおり、「省略~掛川市北門8番地に共産党掛川市議員会事務所があり、~省略」と陳述している。</p> <p>上記の事実を踏まえ、共産党掛川事務所の所在地「掛川市北門7番地」を「同8番地」と言い習わしていたとは、到底、考えられない。</p> <p>したがって、被告の提示した市議団ニュースの発行された住所は(乙55、乙56)、「掛川市北門8番地」であることから、そのとおり実際に第2事務所、すなわち原告らが主張する共産党掛川事務所の所在地「同8番地」で印刷されたことを、如実に証明しているのである。</p>	

					(才) 共産党掛川は、使用するために印刷機1台を購入し、支払いは、平成13年当時の元日本共産党掛川会計堀井徹子氏が担当し、5年間のリース契約である。 当該契約書には(甲25の1), ①契約年月日は平成13年5月16日, ②賃貸人の所在地は掛川市北門8番地, ③賃貸人の名前は日本共産党掛川市議員会代表者水谷陽一, ④リース料は5年間660,000円(月額11,000円), ⑤指定の金融機関はスルガ銀行掛川支店, ⑥名義人は日本共産党掛川会計堀井徹子などが記載されている。 当該リース契約日は、平成13年5月16日であり、平成13年5月21日からリースを開始し、平成18年の終了までの支払いは、公費政務調査費から支出されている(660,000円)。 その内、平成17年5月19日(乙7の2)から平成18年6月5日(乙8の3)までの公費政務調査費支出額は、160,640円である。 上記のとおり、当該印刷機は、日本共産党掛川市議員団の議員活動のために購入されたもので、実際の賃貸人及びリース契約者は「日本共産党掛川市議員団代表者の水谷陽一氏」であり、当該リース契約書「商号・代表者お名前」及び「自営店名称」の欄に記載されている「日本共産党掛川市議員会代表者水谷陽一」及び「日本共産党掛川市議員会」は、誤っているのである。 当該リース契約書に記載されている賃貸人の所在地は、「掛川市北門8番地」であり、水谷議員が陳述している共産党掛川事務所の所在地「掛川市北門8番地」と合致している。 したがって、「掛川市北門8番地にある建物」に当該印刷機が設置されたことは当該リース契約書により明白であり、共産党掛川の事務所は、掛川市北門8番地に建築された建物であると言える。		
					⑦ 以上の理由により、被告の主張する「掛川市北門7番地の土地と、同8番地の土地は、隣接地であり、一体の土地として使用され、いずれも、その事務所所在地を、掛川市北門8番地と言い習わしていたに過ぎない。」は、誤りであり、被告の抗弁に過ぎないのである。 寧ろ、「当該市議員会と当該市議員団の事務所は、隣り合せであり、且つ、水谷議員は当該市議員長兼当該市議員団代表者であることから、当該市議員会と当該市議員団を一体とし、いずれも、その事務所名称を、日本共産党掛川市議員会と言い習わされているに過ぎない。」と推測される。 したがって、掛川市北門8番地の建物が日本共産党掛川市議員会の事務所であるという証拠は、何一つない。 共産党掛川の活動拠点としての事務所は、掛川市北門8番地にある建物であり、貸主でもない訴外堀川徳太郎氏に地代を支払う義務ではなく、当該地代を政務調査費から支出することは明らかに違法である。 被告は、平成18年度の地代60,000円は、不当利得として返還を請求すべきである。 なお、平成17年度の地代60,000円は、不思議なことに政務調査費から支出されていない。	乙55 乙56 乙57	原告らは、平成22年8月時点において、市議員会事務所及び市議員団事務所の印刷機が各1台であり、乙26③④⑥⑦⑧の撮影時期、撮影方法が疑問であると主張するが、誤りである。 原告らは、市議員団が、平成17年に印刷機とコピー機を購入し、印刷機が2台となつたことは認めているが、「そのうちの1台は平成13年にリース契約で購入し、当該契約は平成18年に終了し(甲25の1)、印刷機は1台となる。」と主張しているが、この点が誤りなのである。 水谷議員の発言(甲20、1頁4項)のとおり、市議員団が平成13年にリース契約で導入した印刷機は平成18年にリース契約が終了しているが、この印刷機に故障が多かったため、市議員団は平成17年に印刷機とコピー機(中古品)を購入したのであり、この2台と平成13年にリース契約で導入した印刷機は別のものなのである。 したがって、乙26の各写真が撮影された平成22年8月時点において、市議員団事務所には、平成17年に購入した印刷機とコピー機(中古品)の2台が存在していたのであり、上記各写真の撮影時期、撮影方法には何らの疑問も存在しない。
18-95	事務所費	コピー機メンテナンス	23,625		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額47,250円の2分の1相当額23,625円は、返還を請求すべきである。	乙17-63	別表7、17-4と同じ。
18-96	事務所費	北島文具店 (事務用品代)	9,362		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額18,724円の2分の1相当額9,362円は、返還を請求すべきである。	乙17-64	別表7、17-4と同じ。

平成18年度 返還請求額 合計 397,373円

別表9 平成19年度 日本共産党掛川

通し番号	使途項目	摘要	返還請求額 (円)	●印は、不存在		原告らの主張	乙号証	被告の主張
				申請書	報告書			
19-1	研究研修費	交流会(第5回中小商工業)	3,000	●	有 否認	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額3,000円全額は、返還を請求すべきである。 なお、鷲山議員の当該報告書(乙43)は、正規の報告書(甲10)を使用しているが、不思議なことに、その宛先は、当該会派代表者(水谷議員)ではなく、平成19年度市議會議長鳥井昌彦氏である。 同議員は、主として議会活動の任務を果たすために必要上、当該交流会、学習会に参加したのであり、議会費予算から支出すべきで、政務調査費から支出することは、許されない。 よって、当該報告書(乙43)は、政務調査としてのものではなく、議会活動のためのものであり、認定することはできない。	乙18-1 乙43	別表8、18-1と同じ。
19-2	研究研修費	交流会(第15回中小商工業) (交通費)	1,640	●	有 否認	別表9の通し番号19-1に同じ。 したがって、支出額1,640円全額は、返還を請求すべきである。	乙18-2 乙43	別表8、18-1と同じ。
19-3	研究研修費	学習会(脳脊髄液減少病)	1,640	●	有 否認	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額1,640円全額は、返還を請求すべきである。 なお、鷲山議員の当該報告書(乙44)は、正規の報告書(甲10)を使用しているが、不思議なことに、その宛先は、当該会派代表者(水谷議員)ではなく、平成19年度市議會議長鳥井昌彦氏である。「別表2の18-82」と同様な事務処理が行われていると推察される。 同議員は、主として議会活動の任務を果たすために必要上、当該交流会、学習会に参加したのであり、議会費予算から支出すべきで、政務調査費から支出することは、許されない。 よって、当該報告書(乙44)は、政務調査としてのものではなく、議会活動のためのものであり、認定することはできない。	乙18-3 乙44	別表8、18-1と同じ。
19-4	研究研修費	第33回自治体セミナー	16,525	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額16,525円の全額は、返還を請求すべきである。	乙18-4	別表8、18-1と同じ。
19-5	研究研修費	〃宿泊代	8,225	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額8,225円の全額は、返還を請求すべきである。	乙18-5	別表8、18-1と同じ。
19-6	研究研修費	自治体セミナー参加費	16,000	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 支出額16,000円の全額は、返還を請求すべきである。	乙18-6	別表8、18-1と同じ。
19-7	調査旅費	自治体セミナー旅費	15,640	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額15,640円の全額は、返還を請求すべきである。	乙18-7	別表8、18-1と同じ。
19-8	〃	〃(大津)交通費	18,400	●	有	別表1の通し番号17-5に同じ。 したがって、支出額18,400円の全額は、返還を請求すべきである。	乙18-8	別表8、18-1と同じ。
19-35	広報費	コピー	510			別表7の通し番号17-6に同じ。 「日本共産党」及び「日本共産党東支部」並びに「日本共産党わし山事務所」が作成し、配布した広報紙のために政務調査費から支出した費用は、被告の釈明により平成19年度は107,997円である。これにより平成19年度の費用は、107,997円であり同額の返還義務がある。 しかしながら、訴状に掲載した金額と異なるため、当該年度の訴状金額の範囲内で返還を請求すべきである。 したがって、被告は、平成19年度107,997円の返還を請求すべきところを、訴状金額の95,466円(別表9の通し番号19-35~19-76)を、不当利得として返還を請求すべきである。	乙18-32	別表7、17-6と同じ。
19-36	広報費	切手	500			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-33	別表7、17-6と同じ。
19-37	広報費	コピー	910			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-34	別表7、17-6と同じ。
19-38	広報費	切手	240			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-35	別表7、17-6と同じ。
19-39	広報費	コピー	80			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-36	別表7、17-6と同じ。
19-40	広報費	切手	140			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-37	別表7、17-6と同じ。
19-41	広報費	コピー	90			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-38	別表7、17-6と同じ。
19-42	広報費	切手	330			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-39	別表7、17-6と同じ。
19-43	広報費	用紙代	1,900			別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-40	別表7、17-6と同じ。

19-44	広報費	切手	350		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-41	別表7, 17-6と同じ。
19-45	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-42	別表7, 17-6と同じ。
19-46	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-43	別表7, 17-6と同じ。
19-47	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-44	別表7, 17-6と同じ。
19-48	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-45	別表7, 17-6と同じ。
19-49	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-46	別表7, 17-6と同じ。
19-50	広報費	切手	240		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-47	別表7, 17-6と同じ。
19-51	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-48	別表7, 17-6と同じ。
19-52	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-49	別表7, 17-6と同じ。
19-53	広報費	用紙代	2,155		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-50	別表7, 17-6と同じ。
19-54	広報費	コピー, 切手	930		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-51	別表7, 17-6と同じ。
19-55	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-52	別表7, 17-6と同じ。
19-56	広報費	用紙代	1,900		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-53	別表7, 17-6と同じ。
19-57	広報費	用紙代	5,181		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-54	別表7, 17-6と同じ。
19-58	広報費	用紙代	4,580		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-55	別表7, 17-6と同じ。
19-59	広報費	コピー	230		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-56	別表7, 17-6と同じ。
19-60	広報費	用紙代	4,878		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-57	別表7, 17-6と同じ。
19-61	広報費	室使用料	2,400		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-58	別表7, 17-6と同じ。
19-62	広報費	切手	120		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-59	別表7, 17-6と同じ。
19-63	広報費	切手	320		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-60	別表7, 17-6と同じ。
19-64	広報費	用紙代	2,290		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-61	別表7, 17-6と同じ。
19-65	広報費	切手	32,000		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-62	別表7, 17-6と同じ。
19-66	広報費	コピー	230		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-63	別表7, 17-6と同じ。
19-67	広報費	用紙代	2,290		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-64	別表7, 17-6と同じ。
19-68	広報費	切手	120		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-65	別表7, 17-6と同じ。
19-69	広報費	用紙代	298		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-66	別表7, 17-6と同じ。
19-70	広報費	切手	300		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-67	別表7, 17-6と同じ。
19-71	広報費	切手	120		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-68	別表7, 17-6と同じ。
19-72	広報費	用紙代	2,290		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-69	別表7, 17-6と同じ。
19-73	広報費	用紙代	298		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-70	別表7, 17-6と同じ。
19-74	広報費	用紙代	4,580		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-71	別表7, 17-6と同じ。
19-75	広報費	用紙代	5,176		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-72	別表7, 17-6と同じ。
19-76	広報費	用紙代	2,290		別表9の通し番号19-35に同じ。	乙18-73	別表7, 17-6と同じ。
19-78	広聴費	広聴費 封筒代	767		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額1,534円の2分の1相当額767円は、返還を請求すべきである。	乙18-75	別表7, 17-4と同じ。
19-81	広聴費	広聴費 印刷インキ代	577		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額1,155円の2分の1相当額577円は、返還を請求すべきである。	乙18-76	別表7, 17-4と同じ。
19-82	広聴費	広聴費 印刷インキ代	3,454		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額6,908円の2分の1相当額3,454円は、返還を請求すべきである。	乙18-77	別表7, 17-4と同じ。
19-83	広聴費	広聴費 印刷インキ代	578		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額1,155円の2分の1相当額578円は、返還を請求すべきである。	乙18-78	別表7, 17-4と同じ。
19-84	広聴費	広聴費 印刷インキ代	1,627		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額3,255円の2分の1相当額1,627円は、返還を請求すべきである。	乙18-79	別表7, 17-4と同じ。
19-85	事務所費	印刷機修理	20,528		別表7の通し番号17-4に同じ。 したがって、支出額41,055円の2分の1相当額20,528円は、返還を請求すべきである。	乙18-80	別表7, 17-4と同じ。
追加	事務所費	市議団事務所地代	60,000		別表8の通し番号18-94に同じ。 したがって、平成19年度政務調査費収支報告書 事務所費123,604円(乙9の1)のうち地代60,000円は、不当利得として返還を請求すべきである。	乙9-1 乙22 乙23-1～3 乙24 乙25 乙26	別表8, 18-94と同じ。

平成19年度 返還請求額 合計 264,067円

これは正本である。

平成25年7月26日

静岡地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 水越公

